

令和5年度第4回狛江市再犯防止推進計画策定検討委員会 アジェンダ

◇開催日時・場所

令和6年2月16日（金） 午後6時00分から午後7時00分まで  
ハイブリット方式で開催（会場 防災センター402・403 会議室）

◇参加者

構成員：狛江市再犯防止推進計画策定検討委員会委員  
事務局：福祉保健部長、安心安全課、福祉政策課

◇目的

- ・市民説明会及びパブリックコメントの結果について報告する。
- ・狛江市第1次再犯防止推進計画最終答申（案）について審議する。

◇議題内容・進行予定

議題	項目	ポイント・成果	手法・資料	割当時間
1	<b>報告</b> 狛江市第1次再犯防止推進計画素案に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施結果について	1月4日から2月2日まで実施したパブリックコメント及び1月14日、15日に開催した市民説明会の結果について報告する。	資料1	10分
2	<b>審議</b> 狛江市第1次再犯防止推進計画最終答申（案）について	前回会議以降の変更点について報告する。 最終答申（案）について審議する。	資料2 資料3 資料4 資料5	40分
3	その他	前回の会議録の報告及び今回の会議録の確認について依頼する。	資料6 資料7	10分

## 狛江市第1次再犯防止推進計画（素案）に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施結果について

## (1) パブリックコメントの募集方法

- ア 広報こまえ（令和6年1月1日号）への掲載
- イ 狛江市ホームページへの掲載
- ウ 福祉政策課窓口での閲覧

## (2) パブリックコメント提出方法

- ア 福祉政策課への書面による提出
- イ 郵便による送付
- ウ ファクシミリによる送信
- エ 電子メール、Logo フォームによる送信

## (3) パブリックコメント実施期間

令和6年1月4日（木）から2月2日（金）まで

## (4) 対象者

狛江市内に在住、在学又は在勤する方

## (5) パブリックコメント提出者数・提出意見数

提出者数 2人

提出意見数 2件

## (6) 市民説明会の開催結果

日時	場所	参加者
令和6年1月14日（日）午後2時から	狛江市役所特別会議室	9人
令和6年1月15日（月）午後6時から	狛江市防災センター3階会議室	8人

(7) 市民説明会質問数

質問者数 4人

質問件数 6件

## 1 パブリックコメント期間中の意見

2件/2人

番号	意見	回答
1	<p>人は真っ白で生まれてくるものです。重い罪を犯してしまう者の中には生育歴に虐待や、育児放棄など親の愛情を知らずに育った者が多いと思います。再犯を防止するためには、専門分野の支援が重要であると思います。また、当事者には手厚い支援があるということを、しっかり理解してもらい、不安なく地域で過ごしてもらいたいものです。</p>	<p>出所者等の中には、安定した仕事や住居がない方、薬物やアルコール等への依存のある方、高齢で身寄りがない方等地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている方が多くいます。このような方々が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送っていただけるよう、施策4-3において「出所者等の出所の際、保健医療・福祉サービスを円滑に利用できる支援体制の構築を推進」としています。(粕江市第1次再犯防止推進計画素案(以下「再犯防止計画素案」といいます。)25ページ)</p> <p>また、施策1-1において「在所者及び出所者等への市、民間支援団体等の各種相談窓口の分かりやすい周知を推進」としています。(再犯防止計画素案18ページ)</p>
2	<p>本人、家族、支援者などの話を聞くことは理解の第一歩になると思う。再犯防止を推進するために必要な施策の一つにならないだろうか。</p>	<p>施策2-2の「市民への出所者等・非行をした少年の理解を推進」するための取組の1つとして「市民と愛光女子学園の在所者との交流機会創出の支援」を重点取組としています。このような機会を通じて市民への理解を推進します。(再犯防止計画素案20ページ)</p>

## 2 市民説明会での意見及び回答

(1) 令和6年1月14日(日)説明会

5件/3人

番号	意見	回答
1	粕江市民の中での再犯者が何名程度いるのか教えてください。	調布市と粕江市を所管しています調布警察署管内の再犯者数及び再犯者率は把握しておりますが、粕江市内の再犯者数については公表されていません。
2	矯正施設で行う改善更生の教育等では解決しない課題を抱えた方が、再犯につながっていると思われるが、市の作成する再犯防止推進計画ではどのような再犯者等に寄添うようなスタンスで計画を考えているのか。	地域共生社会推進基本計画の下位計画として、刑事司法手続終了後も、国、市、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して住居、就労、保健医療、福祉、教育等に係る取組を総合的に推進することにより、出所者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備し、安心して安全な地域社会を実現することを目的として再犯防止推進計画を策定します。
3	施策2-2において「市民への出所者等・非行をした少年の理解を推進します。」という施策を掲げていますが、どのように理解の推進を図ろうとしているのか。	市内にある愛光女子学園と令和4年度に「再犯防止及び地域社会の持続的発展にかかる包括協定」を締結し、今年度も、市民まつり等をはじめ各種交流事業を行いました。今後も愛光女子学園の在院者との交流によって、市民への出所者等・非行をした少年への理解を推進します。
4	愛光女子学園との取組は昔から行われているのか。	定期的なものではありませんが、市民まつりやいかだレース等で在院者に御協力いただいています。

番号	意見	回答
5	理解の推進する施策の1つとして雇用又はインターンのように、地域の企業に雇ってもらうことで理解促進が図られるのではないかと。	施策3-1の「出所者等の就労支援体制の構築を推進」するための取組として、市内事業者向けに、国が実施する「協力雇用主」や「受刑者等採用相談窓口コレワーク（矯正就労支援情報センター）」の周知を支援します。

(2) 令和6年1月15日(月)説明会

1件/1人

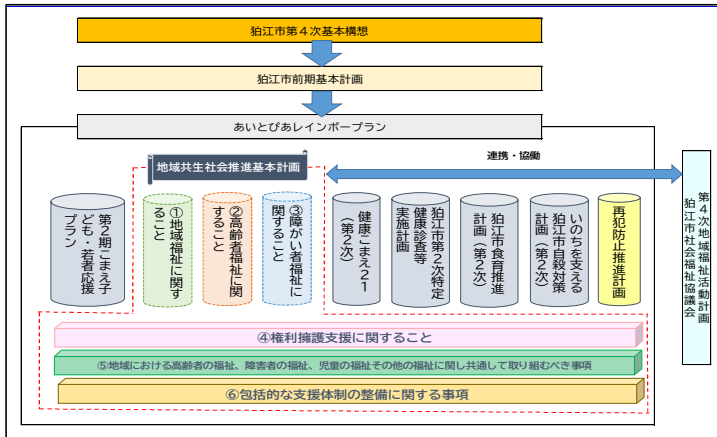
番号	意見	回答
1	市では福祉総合相談窓口を設置されていると思いますが、出所者等への支援窓口は1箇所なのか。周知は誰に対して行うのか。	出所者等への支援窓口については特定の担当部署としてではなく、支援が必要で市内に住所を有する方若しくは市内を帰住先としている方への住居や就労先の相談、手帳申請等福祉的な支援への対応をそれぞれの担当係が担う形として福祉総合相談窓口において対応します。当機能に関して矯正施設を通じて市内に帰住予定の在所者等に周知していきます。

変更箇所

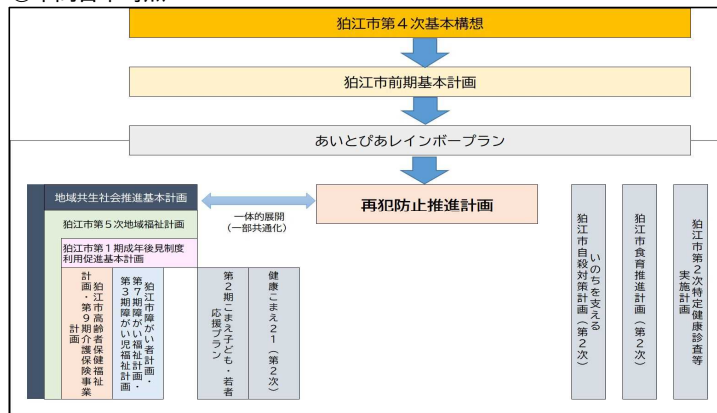
No.	時点	ページ		該当箇所	変更点概要	変更理由												
		変更前	変更後															
1	委員会後 中間答申まで	6	4	計画体系上の位置付け	図を変更した。(次頁参照)	各計画の位置付けについて整理したため。												
2	委員会後 中間答申まで	6	5	「重点事業群」について	「重点事業群」と表現していた概念について、「重点取組」と表現を変更した。	分かりやすい表現とするため。												
3	委員会後 中間答申まで	31～33	32～33	狛江市再犯防止推進計画実施計画について	実施計画は策定せず、事業の実施結果を確認表として取りまとめることとした。確認表は、地域共生社会推進会議での評価を踏まえ、「社会を明るくする運動」狛江市推進委員会及び市民福祉推進委員会に評価結果を報告し、それぞれの委員会からの報告をもとに次年度の取組に反映させることとした。	既存事業や、既存の予算措置の中で実施する事業が大半を占めるため。												
4	中間答申後 素案まで	全体	全体	あいどびあレインボープランについて	「あいどびあレインボープラン」という文言を削除した。	あいどびあレインボープラン、地域共生社会推進基本計画及び福祉総合計画の位置付けを整理したため。												
5	中間答申後 素案まで	6	4	計画体系上の位置付け	図を変更した。(次頁参照)	国計画及び都計画との関連性について追加したため。												
6	中間答申後 素案まで	12	15	BBS会に関する説明	説明を追加した。	分かりやすい表現とするため。												
7	中間答申後 素案まで	14	15	基本目標3	文言を整理した。	「システム」を指す内容を明確にするため。												
8	中間答申後 素案まで	19	22	施策2-1 現状・課題	「市は、国、民間協力者と連携して、」を「市は、国、東京都(警視庁)、民間協力者と連携して、」に修正した。	「市は、国及び東京都との適切な役割分担を踏まえて」とあることから、東京都(警視庁)と取組を協力して行っている旨を追記したため。												
9	中間答申後 素案まで	27	28	施策4-3 現状・課題、重点取組	現状・課題及び重点取組について記載を追加した。	医療機関での受診継続がままならず再犯に至るケースについても、再犯防止関連団体調査の中で挙げられているため。												
10	中間答申後 素案まで	29	30	「依存症」及び「しへき」に関する説明	説明を追加した。	分かりやすい表現とするため。												
11	パプコメ後 最終答申まで	6	4	計画体系上の位置付け	図を変更した。(次頁参照)	国計画及び都計画との連携・整合を図ることを分かりやすく表現するため。												
12	パプコメ後 最終答申まで	5	5	福祉基本条例の該当箇所について	計画の根拠となる条文箇所を変更した。 (変更前) 条例第5条第2項及び第3項第1号並びに狛江市福祉基本条例施行規則(平成6年規則第30号)第5条第1項第11号の規定により保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした市民への社会復帰支援のあり方に関する事項を定める計画として、 (変更後) 条例第5条第2項第6号の規定により「その他地域共生社会の推進に関する事項」を定める計画として、	条例改正をするため。												
13	パプコメ後 最終答申まで	8	9～11	2 市民説明会・パブリックコメントの実施	「調整中」としていた箇所に、市民説明会及びパブリックコメントの実施結果について記載した。	市民説明会及びパブリックコメントを実施したため。												
14	パプコメ後 最終答申まで	21	24	市内の協力雇用主について	市内の協力雇用主の件数及び実績について修正した。 (修正前) 市内の協力雇用主は6社で、実際に雇用の実績がある雇用主が3社となっており、協力雇用主の業種には偏りがあります。 (修正後) 市内の協力雇用主2社で、直近10年での雇用実績はありません。	東京保護観察所立川支部へ最新の件数について確認したため。												
15	パプコメ後 最終答申まで	21	24	就労支援に関する現状について	記載内容を変更した。 (変更前) 生活保護制度・生活困窮者自立支援制度に基づく就労支援及び就労準備支援を行っています。 (変更後) 経済的に困窮する方に対しては、生活保護や生活困窮者自立支援制度を活用し、生活の安定を図ります。その上で、社会的・経済的自立を目指し、求人案内等の就労支援や就労に向けた準備の支援をしています。	福祉相談課の就労支援担当に実態を確認し、より具体的な記載としたため。												
16	パプコメ後 最終答申まで	以下 資料編 7～11	以下 資料編 7～11	統計からみる現状について	犯罪白書及び警察署別犯罪統計データの更新を行った。	最新版のデータを取得したため。												
17	パプコメ後 最終答申まで	26～27	26～27	再犯防止関連団体調査結果から見る現状 (1) (2) (3)	記載内容を変更した。 (変更前) <table border="1" data-bbox="763 1206 1561 1294"> <tr> <td>支援内容</td> <td>どのような</td> <td>いつ</td> </tr> <tr> <td>窓口の設置</td> <td>ワンストップの</td> <td>支援を申し出た際</td> </tr> </table> (変更後) <table border="1" data-bbox="763 1350 1561 1437"> <tr> <td>支援内容</td> <td>どのような</td> <td>いつ</td> </tr> <tr> <td>窓口の設置</td> <td>1つの窓口で全ての手続きを完結できる</td> <td>支援を申し出た際</td> </tr> </table>	支援内容	どのような	いつ	窓口の設置	ワンストップの	支援を申し出た際	支援内容	どのような	いつ	窓口の設置	1つの窓口で全ての手続きを完結できる	支援を申し出た際	分かりやすい表現とするため。
支援内容	どのような	いつ																
窓口の設置	ワンストップの	支援を申し出た際																
支援内容	どのような	いつ																
窓口の設置	1つの窓口で全ての手続きを完結できる	支援を申し出た際																
18	パプコメ後 最終答申まで	資料編 43～44	資料編 43～44	3再犯防止関連団体調査結果から見る課題	(1)～(4)の見出しについて統一した。	分かりやすい表現とするため。												

計画体系上の位置付け

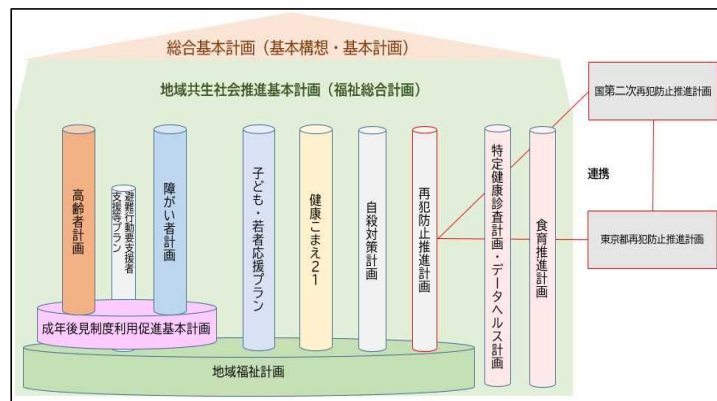
①前回委員会時点



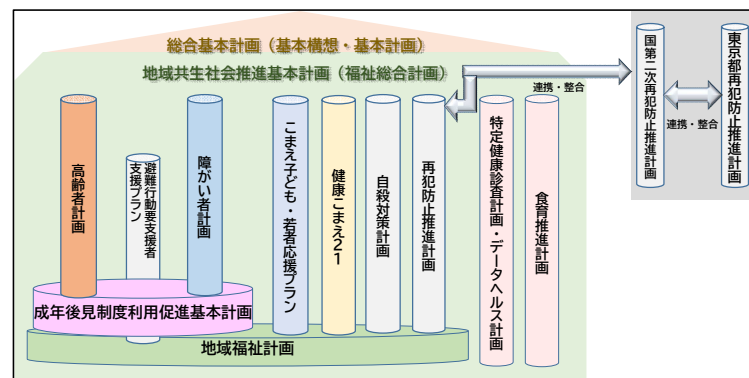
②中間答申時点



③素案時点



④最終答申時点





# 狛江市第1次再犯防止推進計画 (最終答申案)

## 目次

第1章	はじめに.....	- 1 -
第1節	計画策定の趣旨.....	- 1 -
第2節	計画の位置付け.....	- 3 -
第3節	計画の期間.....	- 7 -
第4節	計画の策定体制.....	- 8 -
第2章	基本理念.....	- 13 -
第3章	基本目標.....	- 14 -
基本目標1	一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築.....	- 14 -
基本目標2	「つながり」を実感できる地域づくり.....	- 15 -
基本目標3	社会参加を進めるシステムづくり.....	- 15 -
基本目標4	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり.....	- 15 -
基本目標5	多機関で協働して支援に当たる体制の構築.....	- 16 -
第4章	施策の総合的な展開.....	- 17 -
第1節	施策の体系.....	- 17 -
第2節	重点取組.....	- 18 -
第3節	施策一覧.....	- 21 -
第5章	計画の推進に向けて.....	- 32 -
第1節	計画の推進体制.....	- 32 -
第2節	評価体制.....	- 33 -
資 料	.....	- 1 -
第1節	現状の整理.....	- 1 -
1	国・東京都の動向から見る現状.....	- 1 -
2	統計から見る現状.....	- 7 -
3	市民意識調査結果から見る現状.....	- 15 -
4	再犯防止関連団体調査結果から見る現状.....	- 26 -
第2節	課題の整理.....	- 33 -
1	国・東京都の動向から見る課題.....	- 33 -
2	市民意識調査結果から見る課題.....	- 40 -
3	再犯防止関連団体調査結果から見る課題.....	- 43 -

# 第1章 はじめに

## 第1節 計画策定の趣旨

市では、令和2（2020）年3月に令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間の計画期間とする狛江市第4次基本構想（以下「基本構想」といいます。）を策定し、狛江市の将来都市像を

### ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～

としました。

この将来都市像を実現するための土台となり、各分野のまちづくりに共通する次の2つの「まちづくりの視点」を定めました。

### お互いを認め支え合い、ともに創る

「お互いを認め支え合い、ともに創る」という視点から、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるように、市民一人ひとりが思いやりを大切にし、差別や偏見のない心を持ち、お互いを支え合いながら暮らすことができるまちづくりを進めていきます。また、市民、地域を支える全ての個人や団体、事業者、関係機関、行政がお互いに連携・協働するとともに、様々な主体がそれぞれの能力を十分に発揮することで、安心して住み続けられる、持続可能な狛江らしいまちをともに創っていきます。さらに、市民や福祉、更生保護、防犯等様々な分野の地域活動団体と行政がそれぞれの役割を担う中で市民参加と市民協働によるまちづくりを推進していきます。

### 狛江らしさを活かす

市域面積が全国の市の中で2番目に小さく、道が平坦で、基本的に全て徒歩圏内であるという「コンパクトさ」という特性を活かし、地域のコミュニティの機能や支援の必要な人の見守り等市民同士の支え合いの機能を高める等「狛江らしさを活かす」という視点から、市の地域資源を十分に活かしたまちづくりを推進していきます。

この2つの「まちづくりの視点」を核として、再犯防止分野におけるまちづくりを進めていくためには、矯正施設から出所又は出院（以下「出所」といいます。）された方（以下「出所者」といいます。）及び被疑者・被告人等で不起訴（起訴猶予、罰金又は執行猶予の言い渡し）となった方（以下「出所者等」といいます。）の中には、貧困、疾病、障がい等、様々な生きづらさを抱えた者がいること、そのような者が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るためには、国、東京都、市、民間団体が一丸となって息の長い支援を実施する必要があることに留意する必要があります。そのため、保健・福祉分野のみならず、再犯防止分野においても、出所者等の複雑化・複合化した地域生活課題を解決し、市民、団体、事業者がそれぞれ役割のもと、支え合いながら、出所者等も含め市民誰もが自分らしく活躍できる地域づくりを推進するとともに、行政と連携・協働した包括的な支援体制を整備することで、

### いつまでも健やかに暮らせるまち

## 第1節 計画策定の趣旨

を目指していきます。

出所者等が再び犯罪を犯さないようにするためには、地域で安定した生活を送ることができる環境整備が必要です。地域で安定した生活を送るためには、市民の理解も重要です。そのため、出所者等を国、東京都、市、民間団体が一丸となって息の長い支援を実施することで、犯罪の少ない安全なまちづくりを一層推進するとともに、出所者等への市民の理解を進めることを通じて、

**安心して暮らせる安全なまち**

を目指していきます。

このようなまちを実現するため、市では狛江市第1次再犯防止推進計画（以下「再犯防止推進計画」といいます。）を策定します。

## 第2節 計画の位置付け

### 1 計画策定の経緯

出所者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがない者等地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在します。そのような者の再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も、継続的にその社会復帰を支援することが必要と考えられます。

国において平成28(2016)年12月に再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)(以下「再犯防止推進法」といいます。)が公布・施行され、再犯防止推進法には、再犯の防止等に関する施策の実施等の責務が国だけでなく、地方公共団体にもあること(再犯防止推進法第4条第2項)が明記されるとともに、都道府県及び市町村に対し、国の再犯防止推進計画を勘案して「地方再犯防止推進計画」を策定することが努力義務(再犯防止推進法第8条第1項)とされました。

平成29(2017)年12月には平成30(2018)年度から令和4(2022)年度までの5年間を計画期間とする「再犯防止推進計画」(以下「国第一次再犯防止推進計画」といいます。)が閣議決定され、令和5(2023)年3月には令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間を計画期間とする「第二次再犯防止推進計画」(以下「国第二次再犯防止推進計画」といいます。)が閣議決定されました。

「国第二次再犯防止推進計画」によれば、「犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、(中略)、刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要」であり、「刑事司法手続を離れた者に対する支援は、主に地方公共団体が主体となって一般住民を対象として提供している各種行政サービス等を通じて行われることが想定されるため、「地域による包摂」を進めていく上では、地域住民に身近な地方公共団体の取組が求められる」としています。

市で考える「地域による包摂」とは、「社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)」と同様の考え方です。「社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)」とは、「全ての人々を孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念です。そして、社会的包摂は、狛江市福祉基本条例(令和2年条例第8号。以下「条例」といいます。)前文でその実現を目指している地域共生社会の背景となる考え方です。したがって、「地域による包摂」を推進するためには、地域共生社会の実現に向けた取組を進めることが重要です。

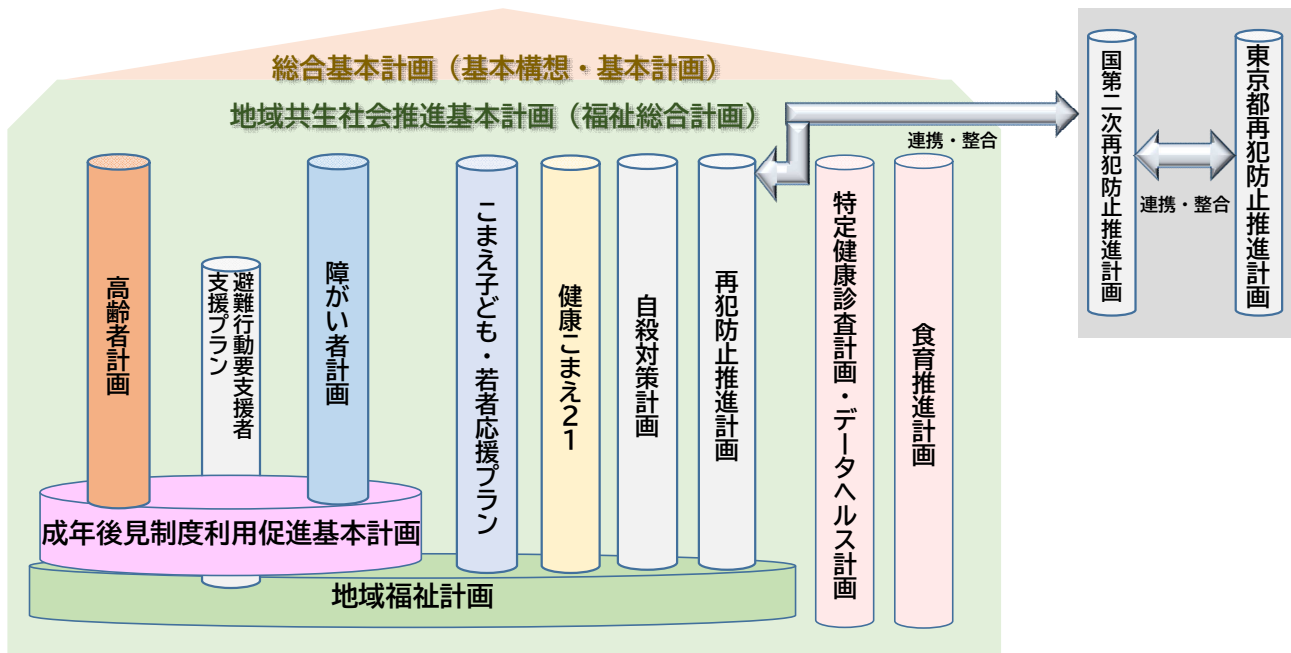
市では、刑事司法手続終了後も、国、市、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して住居、就労、保健医療、福祉、教育等に係る取組を総合的に推進することにより、出所者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備し、安心して安全な地域社会を実現することを目的として再犯防止推進計画を策定することとしました。

## 2 法令上の位置付け

再犯防止推進計画は、再犯防止推進法第8条第1項の規定による「地方再犯防止推進計画」として位置付けられます。

## 3 計画体系上の位置付け

市の行政計画の体系の中で再犯防止推進計画を下図のとおり位置付けます。また、位置付けてまた、国第二次再犯防止推進計画及び東京都再犯防止推進計画との連携・整合を図ります。



※地域福祉計画…狛江市第5次地域福祉計画

※高齢者計画…狛江市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

※障がい者計画…狛江市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

※子ども・若者応援プラン…第2期こまえ子ども・若者応援プラン

※健康こまえ21…健康こまえ21（第2次）

※特定健康診査計画・データヘルス計画…狛江市第4期特定健康診査等実施計画・狛江市国民健康保険データヘルス計画

※食育推進計画…狛江市食育推進計画（第2次）

※自殺対策計画…いのち支える狛江市自殺対策計画

※成年後見制度利用促進基本計画…狛江市第1期成年後見制度利用促進基本計画

※再犯防止推進計画…狛江市第1次再犯防止推進計画

※避難行動要支援者支援等プラン…狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプラン（令和3（2022）年修正）

狛江市第1次地域共生社会推進基本計画（以下「地域共生社会推進基本計画」といいます。）では、当該計画を条例第5条第1項の規定による「福祉総合計画」として位置付けています。

再犯防止推進計画を条例第5条第2項第6号の規定により「その他地域共生社会の推進に関する事項」を定める計画として、地域共生社会推進基本計画及び地域福祉計画の下位計画として位置付けます。

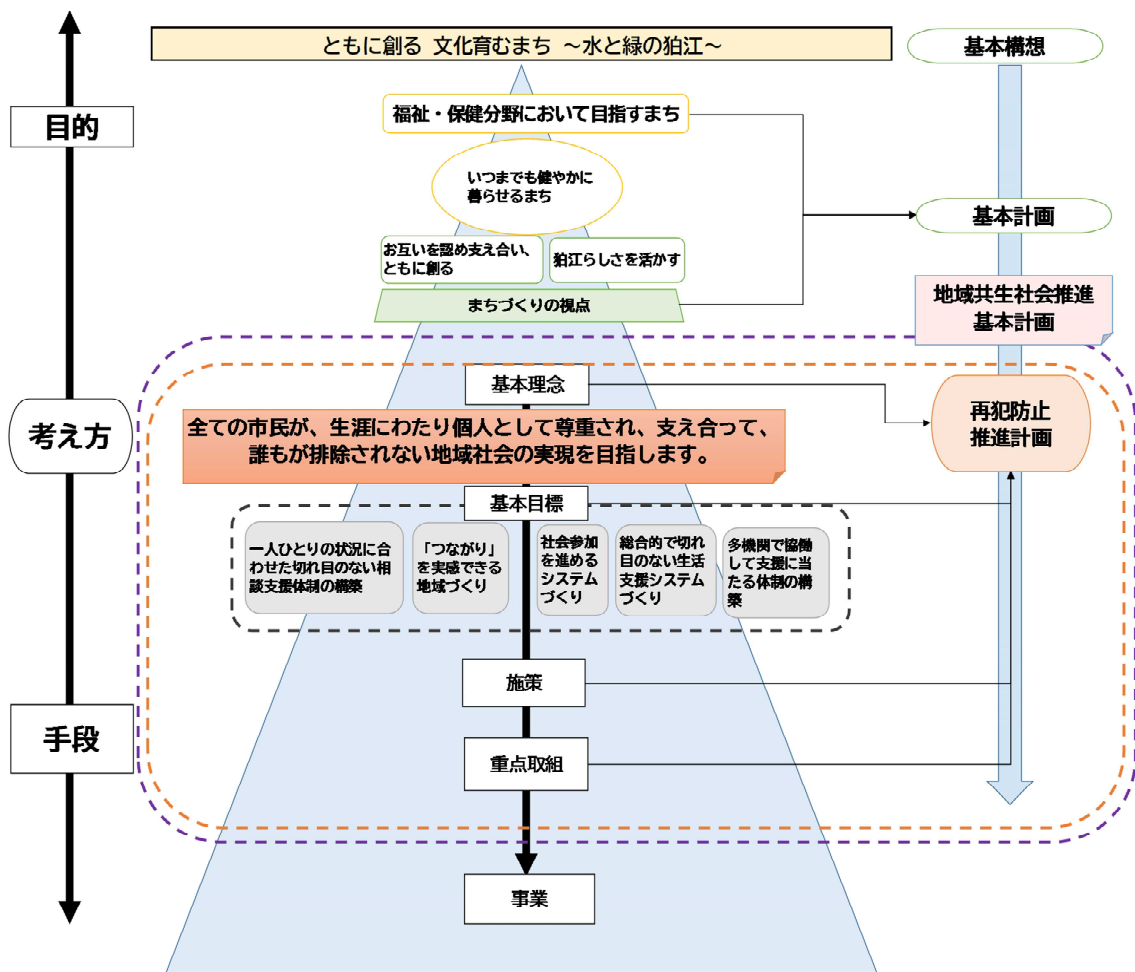
再犯防止推進計画の推進に当たっては、国第二次再犯防止推進計画及び東京都再犯防止推進計画との連携を図ります。

なお、再犯防止推進計画では再犯防止推進を地域共生社会の実現に向けた取組の1つとして位置付け、一体的に展開を図ることが重要であることから、再犯防止推進計画の策定に当たっては、地域共生社会推進基本計画と共通の基本理念及び基本目標の下、施策を推進します。

## 4 計画の全体像・計画で記載する事項

### (1) 計画の全体像

再犯防止推進計画の全体像は、下図のとおりです。





(2) 計画で記載する事項

再犯防止推進計画で記載する主たる事項は、基本理念（第2章）、基本目標（第3章）施策（第4章）及び重点取組（第4章）です。

なお、事業については、この計画に基づき年度ごと、重点取組ごとに事業の取組状況をとりまとめ、進捗管理を行います。

概念	内容
基本理念	「基本的価値観」のもと、再犯防止推進のまちづくりとして達成すべき長期的な「目的」を示すものです。
基本目標	基本理念を実現するための「手段」であり、再犯防止推進計画期間内において達成すべき「目的」を示すものです。
施策	基本目標を実現するための「手段」であり、実現に向けて取り組む方策、取組の方向性を示すものです。
重点取組	施策を実現するための「手段」であり、再犯防止推進計画期間内に施策の実現に向けて特に重視して取り組む具体的な方策を示すものです。
事業	重点取組を実現するための「手段」であり、行政活動の最小単位です。実施するために財源が必要となる事業については、予算による裏付けが必要です。



### 第3節 計画の期間

計画期間は、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間とします。

計画の期間

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
狛江市基本構想	第4次(令和2(2020)年度～)								
狛江市基本計画	前期(令和2(2020)年度～)				後期				
地域共生社会推進基本計画					第1次				
地域福祉計画	第4次(平成30(2018)年度～)				第5次				
再犯防止推進計画					第1次				

## 第4節 計画の策定体制

### 1 市民意識調査等の実施

#### (1) 市民一般調査

狛江市地域福祉計画等の策定等に係る市民意識調査（以下「市民意識調査」といいます。）と同時に下表の市民一般調査において、再犯防止推進に関する内容について調査を行いました。

#### ◆調査の概要

調査名	対象者	対象人数	サンプリング	実施手法	実施時期
市民一般調査	満16歳以上の市民	72,535名	該当者全員	狛江市LINEアカウントによるプッシュ通知。市公式ホームページ、X(旧Twitter)等で周知。回答はオンライン	令和5(2023)年1月13日～1月31日

#### ◆回答結果

調査名	回答者	回収率	回答者年齢構成等						【参考】前回調査
市民一般調査	1,278名	1.8%	10歳代	0.2%	40歳代	22.9%	70歳代	10.5%	498名に対して240名回答(回答率48.2%)
			20歳代	4.6%	50歳代	22.6%	80歳以上	2.4%	
			30歳代	17.2%	60歳代	19.5%	無回答	0.2%	

#### (2) 再犯防止関連団体調査

下表の関係機関・施設・団体にアンケート調査を実施しました。

#### ◆調査の概要

調査名	対象団体	対象団体数	サンプリング	実施手法	実施時期
再犯防止関連団体調査	市近隣の矯正施設、刑事司法関係機関、更生保護施設及び市内関係団体等	19団体	-	アンケート調査 郵送法	令和5(2023)年1月16日～2月7日

#### ◆回答結果

調査名	回答団体数	回収率	回答団体構成等
再犯防止関連団体調査	16団体	84.2%	矯正施設5団体、刑事司法関係機関5団体 更生保護施設1団体、市内関係団体等5団体

## 2 市民説明会・パブリックコメントの実施

### (1) 市民説明会

#### ア 目的

地域共生社会推進基本計画について、市民に理解をいただくとともに、計画に対する意見をいただき、計画策定に活かすため、実施しました。

#### イ 概要

##### (ア) 開催日時・場所・参加者数

日時	場所	参加者
令和6年1月14日(日) 午後2時から	狛江市役所特別会議室	9人
令和6年1月15日(月) 午後6時から	狛江市防災センター3階会議室	8人

##### (イ) 出された意見

番号	意見	回答
1	狛江市民の中での再犯者が何名程度いるのか教えてください。	調布市と狛江市を所管しています調布警察署管内の再犯者数及び再犯者率は把握しておりますが、狛江市内の再犯者数については公表されていません。
2	矯正施設で行う改善更生の教育等では解決しない課題を抱えた方が、再犯につながっていると思われるが、市の作成する再犯防止推進計画ではどのような再犯者等に寄添うようなスタンスで計画を考えているのか。	地域共生社会推進基本計画の下位計画として、刑事司法手続終了後も、国、市、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して住居、就労、保健医療、福祉、教育等に係る取組を総合的に推進することにより、出所者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備し、安心して安全な地域社会を実現することを目的として再犯防止推進計画を策定します。
3	施策2-2において「市民への出所者等・非行をした少年の理解を推進します。」という施策を掲げていますが、どのように理解の推進を図ろうとしているのか。	市内にある愛光女子学園と令和4年度に「再犯防止及び地域社会の持続的発展にかかる包括協定」を締結し、今年度も、市民まつり等をはじめ各種交流事業を行いました。今後も愛光女子学園の在院者との交流によって、市民への出所者等・非行をした少年への理解を推進します。
4	愛光女子学園との取組は昔から行われているのか。	定期的なものではありませんが、市民まつりやいかだレース等で在院者に御協力いただいています。

番号	意見	回答
5	理解を推進する施策の1つとして雇用又はインターンのように、地域の企業に雇ってもらうことで理解促進が図られるのではないか。	施策3-1の「出所者等の就労支援体制の構築を推進」するための取組として、市内事業者向けに、国が実施する「協力雇用主」や「受刑者等採用相談窓口コレワーク(矯正就労支援情報センター)」の周知を支援します。
6	市では福祉総合相談窓口を設置されていると思いますが、出所者等への支援窓口は1箇所なのか。周知は誰に対して行うのか。	出所者等への支援窓口については特定の担当部署としてではなく、支援が必要で市内に住所を有する方若しくは市内を帰住先としている方への住居や就労先の相談、手帳申請等福祉的な支援への対応をそれぞれの担当係が担う形として福祉総合相談窓口において対応します。当機能に関して矯正施設を通じて市内に帰住予定の在所者等に周知していきます。

(2) パブリックコメント

ア 募集方法

- (ア) 広報こまえ(令和6(2024)年1月1日号)への掲載
- (イ) 狛江市ホームページへの掲載
- (ウ) 福祉政策課窓口での閲覧

イ 提出方法

- (ア) 福祉政策課への書面による提出
- (イ) 郵便による送付
- (ウ) ファクシミリによる送信
- (エ) 電子メール、Logo フォームによる送信

ウ 実施期間

令和6(2024)年1月4日(木)から2月2日(金)まで

エ 対象者

狛江市内に在住、在学又は在勤する方

オ 提出数

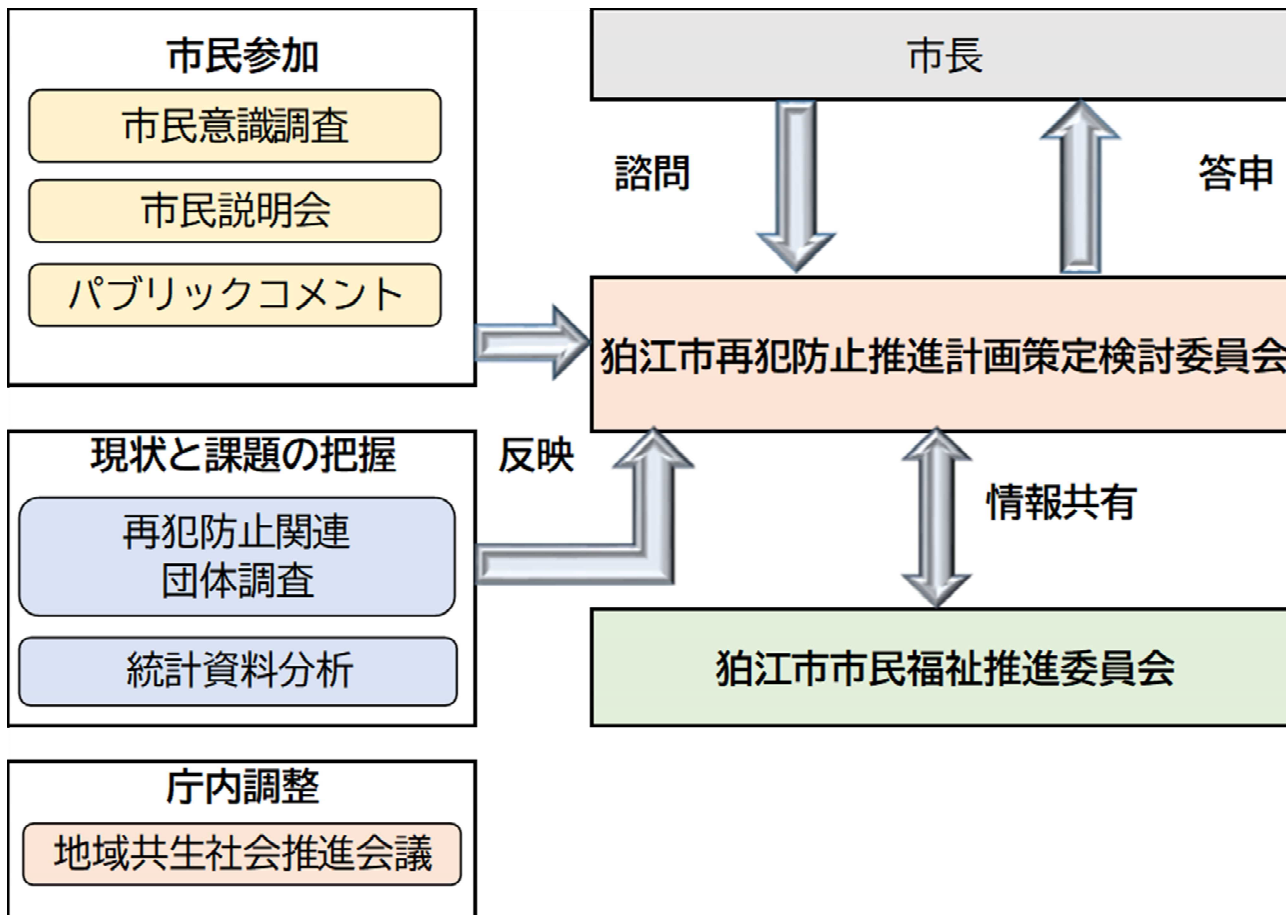
提出者数 2人  
意見等件数 2件

カ 提出された意見

番号	意見	回答
1	<p>人は真っ白で生まれてくるものです。重い罪を犯してしまう者の中には生育歴に虐待や、育児放棄など親の愛情を知らずに育った者が多いと思います。再犯を防止するためには、専門分野の支援が重要であると思います。</p> <p>また、当事者には手厚い支援があるということ、しっかり理解してもらい、不安なく地域で過ごしてもらいたいものです。</p>	<p>出所者等の中には、安定した仕事や住居がない方、薬物やアルコール等への依存のある方、高齢で身寄りがない方等地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている方が多くいます。このような方々が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送っていただけるよう、施策4-3において「出所者等の出所の際、保健医療・福祉サービスを円滑に利用できる支援体制の構築を推進」としています。(狛江市第1次再犯防止推進計画素案(以下「再犯防止計画素案」といいます。))25 ページ)</p> <p>また、施策1-1において「在所者及び出所者等への市、民間支援団体等の各種相談窓口の分かりやすい周知を推進」としています。(再犯防止計画素案 18 ページ)</p>
2	<p>本人、家族、支援者などの話を聞くことは理解の第一歩になると思う。再犯防止を推進するために必要な施策の1つにならないだろうか。</p>	<p>施策2-2の「市民への出所者等・非行をした少年の理解を推進」するための取組の1つとして「市民と愛光女子学園の在所者との交流機会創出の支援」を重点取組としています。このような機会を通じて市民への理解を推進します。(再犯防止計画素案 20 ページ)</p>

### 3 附属機関等における調査・審議

狛江市再犯防止推進計画策定検討委員会を中心に再犯防止推進計画に係る調査・審議を行いました。



## 第2章 基本理念

**全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重され、支え合って、誰もが排除されない地域社会の実現を目指します。**

基本理念とは、「基本的価値観」のもと、達成すべき「目的」を示すものです。

再犯防止推進計画では、「全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重されること」及び「全ての市民が支え合うこと」この2つの「基本的価値観」のもと、「誰もが排除されない地域社会の実現」という「目的」の達成を目指します。この「目的」は、高齢者人口及び高齢化率のいずれも令和32（2050）年にピークを迎えることが推計されることを踏まえ、令和22（2040）年までに達成すべき長期的なビジョンとして掲げるものです。

### 1 基本的価値観

#### （1）「全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重されること」

全ての市民がどのような状況におかれたとしても、個人として尊重されることは、条例第3条第1項の規定により掲げる市民福祉の基本理念であり、再犯防止施策、認知症施策、障がい者施策、権利擁護支援施策等様々な施策を推進するに当たり、共通する基本的な価値観です。

#### （2）「全ての市民が支え合うこと」

かつては、地域の相互扶助、家族同士の助け合い等の支え合いの機能が存在しましたが、少子高齢化の進展や家族形態の変化等により、支え合いの基盤が弱まってきています。

このような状況を踏まえ、市は、保健及び福祉関係部署のみならず、全ての部署が一体となって、市民及び事業者とともにそれぞれの役割を果たしながら、再犯防止推進のため、包括的な支援体制の構築を進めるとともに、相互に支え合うことを通じて、多様性を認め合い、安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

### 2 目的

再犯防止推進計画では、1で掲げた基本的な価値観のもと、全ての市民のであい・ふれあい・ささえあいを大切にし、ともに力を合わせ、お互いにやさしい、潤いと安らぎのある再犯防止のまちづくりを進め、市民誰もが排除されない地域社会の実現を目指します。



## 第3章 基本目標

基本目標とは、第2章で掲げた基本理念を実現するために第1章第3節で掲げた再犯防止推進計画の計画期間（令和6(2024)年度～令和11(2029)年度）内で達成すべき目標を掲げたものです。

基本目標1	一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築
基本目標2	「つながり」を実感できる地域づくり
基本目標3	社会参加を進めるシステムづくり
基本目標4	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり
基本目標5	多機関で協働して支援に当たる体制の構築

### 基本目標1 一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

矯正施設に在所又は在院（以下「在所」といいます。）している方（以下「在所者」といいます。）及び出所者等で支援を必要とする全ての方が、必要とする支援を受けられる仕組みづくりを進めます。現在、市では従来の枠組みでは対処しきれない、複雑化・複合化した地域生活課題や新たな地域生活課題を抱える人が適切な支援を受けられるよう、新しい包括的な相談支援・サービス提供システムの構築を進めています。今後は、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉・生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体として実施し、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した生活課題を解決する複数の相談支援機関等相互間のネットワークによる支援体制づくりを進めます。

しかしながら、在所者及び出所者等の中には市、民間支援団体等の各種相談窓口を知らない方、知っていてもどの窓口で相談してよいか分からない方がいます。このような在所者及び出所者等に向けて分かりやすく各種相談窓口を周知する必要があります。

出所者等で社会的に孤立している方や孤独を感じている方、自ら支援を望まない方等自ら支援につながる人が難しい人の場合には、積極的に支援の対象者を発見するためのアウトリーチ等を行うことにより、早期に支援につなげるとともに、アセスメントや支援を目的としたアウトリーチを通じた継続的支援を行うことにより、本人との関係性を構築する支援を行います。さらに、出所者等で社会との関係性が希薄化しており、社会参加に向けた支援が必要な方には、本人及びその世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復するような支援をする等重層的な支



援を進めていきます。

## 基本目標2 「つながり」を実感できる地域づくり

国は、市、民間協力者と連携して、再犯防止啓発月間や“社会を明るくする運動”強調月間を中心として、広く市民が出所者等の再犯の防止等についての関心と理解を深めるための事業を推進しています。また、出所者等の地域社会への復帰支援は、出所者等が孤立することなく、地域社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行う等の活動を行う保護司や出所者等の社会復帰を支援するための地域に根ざした幅広い活動を行う更生保護女性会やBBS (Big Brothers and Sisters) 会等の更生保護ボランティアや民間協力者の活動に支えられています。

しかしながら、市民意識調査結果によれば、これらの事業や更生保護団体の市民への周知度は高いとはいえず、出所者等の立ち直りについてはどちらかといえば距離を置きたいとする市民が多くなっており、市民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状にあります。このような現状を踏まえ、更生の意欲を有する在所者及び出所者等が、責任ある地域社会の構成員として受入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を分かりやすく効果的に広報する等して、広く市民の関心と理解が得られるよう施策を推進する必要があります。

このような地域づくりを進める中で出所者等の社会的孤立を防ぎ、不安や孤独感を抱えた出所者等が悩みを分かち合い、出所者等が地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備していきます。

## 基本目標3 社会参加を進めるシステムづくり

就労継続支援（B型）事業や就労準備支援事業など既存の社会参加に向けた取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、出所者等のニーズ・希望と地域の資源との間の丁寧なマッチング、出所者等のために、社会復帰及び地域での生活への定着支援、就労支援、修学支援等を行っていきます。

また、地域において住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所において出所者等が地域社会の一員として参加できる機会を創出します。

非行が、修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を推進します。

これらの取組を通じて、狭間のニーズのある出所者等が地域社会に参加できるシステムを構築していきます。

## 基本目標4 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

出所者等及びその家族が地域で豊かに暮らすためには、福祉サービスを必要とする出所者等やその世帯が抱える様々な課題、例えば、福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育、防災、防犯、地域社会からの孤立等の課題を出所者等を支える関係者・機関・団体（以下「支援関係者等」といいます。）が把握し、支援関係者等同志の連携等により、フォーマル、インフォーマルなサービスを活用して、総合的で切れ目のない生活支援システムを構築していきます。総合的で切れ目のないシステム構築に当たっては、在所者の帰住予定地が市となっている場

### 第3章 基本目標

合には、在所中から矯正施設や刑事司法機関と市及び支援関係機関との間で福祉、医療等のサービスの円滑な提供に向けた調整を進めていきます。

また、保護司については、担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでいるため、幅広い世代から多様な人材を確保することができる持続可能な保護司制度の構築に向けて、保護司活動の基盤整備を一層推進していく必要があります。

## 基本目標5 多機関で協働して支援に当たる体制の構築

出所者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した地域社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続終了後も、国、東京都、市、地域の保健・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、出所者等が地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備する必要があります。

環境の整備に当たっては、出所者等並びにその世帯に様々な複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題等があり、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、重層的支援体制整備事業の重層的支援会議及び支援会議における協議等を通じて、福祉関係機関・団体のみならず、矯正施設、刑事司法機関、更生保護機関・施設・団体等の多機関で協働して、地域生活課題や支援の方向性について協議をすることのできるような体制の整備を進めます。

社会復帰支援に当たっては、市に帰住予定の在所者については、出所に向けてあらかじめ矯正施設、刑事司法機関等と調整を進める等在所者が円滑に地域社会に立ち戻っていくことができる体制を構築します。

# 第4章 施策の総合的な展開

## 第1節 施策の体系

### 基本目標を踏まえた施策の体系

5つの基本目標を踏まえ、下図の施策の体系により施策を推進します。

全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重され、支え合って、誰もが排除されない地域社会の実現を目指します。	基本理念	<b>基本目標 1</b>	<b>施策No</b>	<b>施策</b>	<b>関連頁</b>
		一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築	1-1	在所及び出所者等への市、民間支援団体等の各種相談窓口の分かりやすい周知を推進します。	18
			1-2	出所者等及びその家族の社会的孤立を予防・解消する相談支援体制の構築を推進します。	18
		<b>基本目標 2</b>	<b>施策No</b>	<b>施策</b>	<b>関連頁</b>
		「つながり」を実感できる地域づくり	2-1	市民への更生保護団体及び「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」等再犯防止に関する取組の周知を推進します。	19
			2-2	市民への出所者等・非行をした少年の理解を推進します。	20
		<b>基本目標 3</b>	<b>施策No</b>	<b>施策</b>	<b>関連頁</b>
		社会参加を進めるシステムづくり	3-1	出所者等の就労支援体制の構築を推進します。	21
			3-2	出所者等が地域社会の一員としてかかわれる環境整備を推進します。	22
			3-3	出所者等の修学支援の体制の構築を推進します。	22
			3-4	児童生徒の非行の未然防止、早期対応のための取組を推進します。	22
		<b>基本目標 4</b>	<b>施策No</b>	<b>施策</b>	<b>関連頁</b>
		総合的で切れ目のない生活支援システムづくり	4-1	新たな保護司候補者を確保し、保護司等が出所者等への支援等を円滑に行える支援体制の強化を推進します。	23
			4-2	住居の確保が困難な出所者等の状況に応じた住居の確保に向けた支援体制の構築を推進します。	24
			4-3	出所者等の出所の際、保健医療・福祉サービスを円滑に利用できる支援体制の構築を推進します。	25
			4-4	依存症等の出所者等が出所の際、本人の状況に応じて適切な更生保護団体、医療機関につなぐ支援体制の構築を推進します。	26
			4-5	出所者等の家族への支援に向けた体制の構築を推進します。	26
		<b>基本目標 5</b>	<b>施策No</b>	<b>施策</b>	<b>関連頁</b>
		多機関で協働して支援に当たる体制の構築	5-1	再犯防止を推進するための市職員、市内支援関係者等の人的体制の整備を推進します。	27
			5-2	在所者の出所に向けて矯正施設、刑事司法機関等との連携体制の構築を推進します。	27
5-3	出所者等の出所の前後に多機関で協働した支援を推進します。		28		

## 第2節 重点取組

### 1 重点取組とは

重点取組とは、施策を実現するための「手段」であり、再犯防止推進計画期間内に施策の実現に向けて特に重視して取り組む具体的な方策を示すもので、同じ目的を持つ主要事業をまとめたものです。

### 2 重点取組設定の考え方

(1) 次の4つの視点から重点取組を設定します。

No.	重点取組設定の視点	説明
①	本人の自己決定権の尊重	在所者及び出所者等に十分な動機付けを行い、自ら立ち直ろうとする意識をかん養した上で、それぞれが抱える課題に応じた支援を充実させていく必要があります。
②	予防と早期発見・早期支援	前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり再び検挙された者（以下「再犯者」といいます。）が刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率（以下「再犯者率」といいます。）は上昇傾向にあり、新たな被害者を生まない安心・安全な社会を実現するために、再犯の防止等に向けた取組が重要です。
③	一人ひとりに寄り添う支援	・出所者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにする必要があります。 ・再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、又は財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行う必要があります。
④	つながりの創出	・出所者等が支援にアクセスできるよう、出所者等のアクセシビリティ（アクセスの容易性）を高めていく必要があります。 ・市民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する在所者及び出所者等が、責任ある地域社会の構成員として受け入れられるよう、広く市民の関心と理解が得られるものとしていく必要があります。

(2) 4つの視点は、以下の国の動向・市の現状と課題を踏まえて設定しました。

ア 再犯防止の現状と再犯防止施策の重要性

我が国の刑法犯の認知件数は、平成8（1996）年以降毎年戦後最多を記録し、平成14（2002）

年（285万3,739件）にピークを迎えましたが、平成15（2003）年以降は減少を続け、令和3（2021）年（56万8,104件）には戦後最少となりました。他方、刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、再犯者率は上昇傾向にあり、令和3（2021）年には48.6%と刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。この傾向は調布警察署管内でも同様であり、新たな被害者を生まない安心・安全な社会を実現するために、再犯の防止等に向けた取組が重要です。

### イ 国の再犯防止推進計画等検討会における国第一次再犯防止推進計画の課題

再犯防止推進計画等検討会（以下「検討会」といいます。）では、

- ①個々の支援対象者に十分な動機付けを行い、自ら立ち直ろうとする意識をかん養した上で、それぞれが抱える課題に応じた指導・支援を充実させていく必要があること
- ②支援を必要とする者が支援にアクセスできるよう、支援を必要とする者のアクセシビリティを高めていく必要があること
- ③支援へのアクセス自体が困難な者が存在するため、訪問支援等のアウトリーチ型支援を実施していく必要があること
- ④地方公共団体における再犯の防止等に向けた取組をより一層推進するため、国と地方公共団体がそれぞれ果たすべき役割を明示するとともに、国、地方公共団体、民間協力者等の連携を一層強化していく必要があること

などの課題が確認されています。

### ウ 検討会における国第二次再犯防止推進計画の方向性

検討会では、

- ①出所者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること
- ②就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、出所者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること
- ③国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携をさらに強固にすること

が方向性として示されています。

### エ 国第二次再犯防止推進計画の基本方針

- ①出所者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること
- ②出所者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること
- ③再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、又は財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、出所者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重



## 第2節 重点取組

要性を踏まえて行うこと

④再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取する等して見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする

⑤国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する出所者等が、責任ある社会の構成員として受入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報する等して、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと

が基本方針として示されています。

### オ 市の現状と課題

市民意識調査において、再犯防止施策として市は何をするべきか尋ねたところ、「犯罪をした方に対する支援ネットワーク（病院、学校、福祉施設等の機関や民間団体で構成）を作り社会的孤立を防ぐ」が50.0%と最も多くなっています。出所者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、病院、学校、福祉施設等の機関や民間団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進することが必要です。

また、市民意識調査によると、出所者等の立ち直りに協力したいかについては、「(どちらかといえば) 思う」が26.9%に対して、「(どちらかといえば) 思わない」が47.2%、「分からない」が25.3%となっています。協力したいと思わない理由については、「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」が51.5%、「犯罪をした方と、どのように接すればよいか分からないから」が47.2%、「犯罪をした方と、かかわりを持ちたくないから」が42.2%となっており、犯罪をした人の立ち直りについてはどちらかといえば距離を置きたいとする市民が多くなっています。更生の意欲を有する出所者等が、責任ある地域社会の構成員として受入れられ、「誰一人取り残さない」地域社会の実現のためには、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報する等して、市民にとって再犯の防止等に関する施策を身近なものとし、広く市民の関心と理解が得られるものとしていくことが求められます。

### 第3節 施策一覧

本節では、第1節の施策体系に従い、施策ごとに下表のとおり施策、現状・課題、視点、重点取組等を掲げることにより、施策の総合的な展開を推進します。

#### 基本目標1：一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

施策 No.	施策	関連頁
1-1	在所者及び出所者等への市、民間支援団体等の各種相談窓口の分かりやすい周知を推進します。	14
<b>現状・課題</b>		
・福祉総合相談窓口を設置し、切れ目のない相談支援をしています。(事業の実施状況より) ・在所者、出所者等及び再犯防止関係団体への福祉総合相談窓口の周知が必要です。(再犯防止関連団体調査より)		
<b>視点(※)</b>		<b>重点取組</b>
①本人の自己決定権の尊重 ③一人ひとりに寄り添う支援		・効果的な媒体による分かりやすい各種相談窓口の周知の推進 ・相談窓口の機能役割の明確化

※視点…第2節の重点取組設定の視点のことで。

施策 No.	施策	関連頁
1-2	出所者等及びその家族の社会的孤立を予防・解消する相談支援体制の構築を推進します。	14
<b>現状・課題</b>		
・福祉的課題を抱える在所者、出所者等で相談窓口に行くことができない者や行きたくない者、相談窓口を知らない者、制度の枠組みに入れないものの支援が必要な者等へのアウトリーチ支援、伴走型支援が求められています。(再犯防止関連団体調査より)		
<b>視点</b>		<b>重点取組</b>
②予防と早期発見・早期支援 ③一人ひとりに寄り添う支援		・在所中又は勾留中からの支援関係者等の情報共有、支援準備等の連携体制の構築 ・市職員、市内福祉関係者への再犯防止に係る研修等による相談支援機能の強化

基本目標2：「つながり」を実感できる地域づくり

施策 No.	施策	関連頁
2-1	市民への更生保護団体及び「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」等再犯防止に関する取組の周知を推進します。	14
<b>現状・課題</b>		
<p>・保護司は、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行う等の活動を行っており、地域社会の安全・安心にとっても、欠くことのできない存在です。また、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための地域に根ざした幅広い活動を行う更生保護女性会やBBS会等の更生保護ボランティアは、再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠くことのできない活動を行っています。（国第二次再犯防止推進計画より）</p> <p>・更生保護団体の市民への周知度は保護司が55.5%、更生保護女性会が6.6%、協力雇用主が12.4%、BBS会が1.6%となっています。（市民意識調査（市民一般調査）より）</p> <p>・市は、国、東京都（警視庁）、民間協力者と連携して、「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」強調月間を中心として、広く国民が犯罪をした者等の再犯の防止等についての関心と理解を深めるための事業を推進する必要があります。（国第二次再犯防止推進計画より）</p> <p>・「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」を聞いたことがあるか伺ったところ、50%以上の方が「両方とも聞いたことがない」と回答しています。（市民意識調査（市民一般調査）より）</p>		
<b>視点</b>	<b>重点取組</b>	
③一人ひとりに寄り添う支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更生保護団体の周知の推進</li> <li>・「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」等を通じた再犯防止に関する取組の周知・啓発活動の実施</li> </ul>	



第4章 施策の総合的な展開

施策 No.	施策	関連頁
2-2	市民への出所者等・非行をした少年の理解を推進します。	14
<b>現状・課題</b>		
<p>・出所者等の立ち直りに協力したいと「思わない」と回答された方及び「どちらかといえば思わない」と回答された方を合わせると半数近くになります。「思わない」理由として51.5%の方が「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」、47.2%の方が「犯罪をした人と、どのように接すればよいか分からないから」、42.2%の方が「犯罪をした人と、かかわりを持ちたくないから」という理由を挙げられています。(市民意識調査(市民一般調査)より)</p>		
視点	重点取組	
④つながりの創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民と愛光女子学園の在り所者との交流機会創出の支援</li> <li>・市民への出所者等の特性の理解の推進に向けた矯正施設、保護観察所、検察庁、地域生活定着支援センター等の職員と協力したアウトリーチ等による周知活動の推進</li> <li>・市民に対する愛光女子学園による周知活動への協力</li> </ul>	

基本目標3：社会参加を進めるシステムづくり

施策 No.	施策	関連頁
3-1	出所者等の就労支援体制の構築を推進します。	14
<b>現状・課題</b>		
<p>・保護観察終了時に無職である者は少なくないこと、実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう者が少なくないこと等の課題に対応するため、適切な職業マッチングを促進するための多様な業種の協力雇用主の開拓、寄り添い型の就職・職場定着支援、コミュニケーションスキルやビジネスマナーといった就労やその継続に必要な知識・技能の習得、社会復帰後の自立や就労を見据えた職業訓練・刑務作業の実施等をさらに充実させる必要があります。（国第二次再犯防止推進計画より）</p> <p>・市内の協力雇用主は2社で、直近10年での雇用実績はありません。（国の事業の実施状況より）</p> <p>・矯正施設から仮釈放された場合等には、社会での更生をサポートし再犯を防止するため保護観察に付されますが、保護観察終了時に無職であった人の再犯率は24.8%で、職があった人の再犯率（7.8%）に比べて約3倍高くなっています。（平成25(2013)年～29(2017)年、法務省統計資料より）</p> <p>・出所者等の就労確保のための国の施策としては、矯正施設、保護観察所及びハローワークの連携による「刑務所出所者等総合的就労支援対策」及び保護観察所が民間の就労支援事業者に委託して実施している「更生保護就労支援事業」によるきめ細かな就労支援策が実施されていますが、保護観察終了者に占める無職者率は21.3%に及びます。（平成31・令和元(2019)年、法務省統計資料より）</p> <p>・経済的に困窮する方に対しては、生活保護や生活困窮者自立支援制度を活用し、生活の安定を図ります。その上で、社会的・経済的自立を目指し、求人案内等の就労支援や就労に向けた準備の支援をしています。（市の事業の実施状況より）</p> <p>・再犯防止のために必要なことを市民に伺ったところ、「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」と回答した方の割合が57.8%となっています。（市民意識調査（市民一般調査）より）</p>		
<b>視点</b>		<b>重点取組</b>
<p>③一人ひとりに寄り添う支援</p> <p>④つながりの創出</p>		<p>・市内事業者向けに、協力雇用主や受刑者等採用相談窓口コレワーク（矯正就労支援情報センター）の周知の支援</p> <p>・市内に帰住予定の在所者の支援関係者等と連携した就労支援の推進</p> <p>・ハローワークと連携した出所者等のニーズに合った就労情報の提供支援の推進</p>

第4章 施策の総合的な展開

施策 No.	施策	関連頁
3-2	出所者等が地域社会の一員としてかかわれる環境整備を推進します。	14
<b>現状・課題</b>		
<p>・出所者等が地域社会の一員としてかかわることのできる居場所の確保が求められています。(再犯防止関連団体調査より)</p> <p>・出所者等があえて「出所者カフェ」のようなところに赴く可能性は少ないため、出所者等が地域住民と緩やかなつながりができるような居場所づくりや地域での活動の支援が必要です。(狛江市再犯防止推進計画策定検討委員会委員へのヒアリング結果より)</p>		
<b>視点</b>		<b>重点取組</b>
③一人ひとりに寄り添う支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>・出所者等が地域住民と緩やかにつながる地域での居場所づくりの推進や地域での活動に向けた環境の構築の推進</li> </ul>

施策 No.	施策	関連頁
3-3	出所者等の修学支援の体制の構築を推進します。	14
<b>現状・課題</b>		
<p>・少年院出院時に復学・進学を希望している者のうち、約7割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院している等の課題に対応するため、少年院出院後も一貫した修学支援を実施できるよう、矯正施設、保護観察所、学校等の関係機関の連携を強化していく必要があります。(国第二次再犯防止推進計画より)</p> <p>・保護者、付添人、家庭裁判所等が行っている少年鑑別所在者等の復学、修学に係る支援調整への協力を求められています。(再犯防止関連団体調査より)</p>		
<b>視点</b>		<b>重点取組</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>①本人の自己決定権の尊重</li> <li>③一人ひとりに寄り添う支援</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・義務教育を修了していない出所者等の修学支援</li> <li>・関係機関との連携による修学支援</li> </ul>

施策 No.	施策	関連頁
3-4	児童生徒の非行の未然防止、早期対応のための取組を推進します。	14
<b>現状・課題</b>		
<p>・非行が、修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を強化していく必要があります。(国第二次再犯防止推進計画より)</p>		
<b>視点</b>		<b>重点取組</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>②予防と早期発見・早期支援</li> <li>③一人ひとりに寄り添う支援</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の非行や問題行動の未然防止及び早期対応の推進</li> <li>・児童生徒に対する非行防止に係る啓発活動の推進</li> </ul>

基本目標4：総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

施策 No.	施策	関連頁
4-1	新たな保護司候補者を確保し、保護司等が出所者等への支援等を円滑に行える支援体制の強化を推進します。	14
<b>現状・課題</b>		
<p>・保護司については、担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでいます。その背景として、地域社会における人間関係の希薄化といった社会環境の変化に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいことが指摘されています。こうした課題に対応し、幅広い世代から多様な人材を確保することができる持続可能な保護司制度の構築に向けて、保護司組織の運営を含む保護司活動の支障となる要因の軽減等について検討を進め、保護司活動の基盤整備を一層推進していく必要があります。(国第二次再犯防止推進計画より)</p> <p>・狛江分区の保護司の充足率は90%、平均年齢は63歳となっています。(狛江分区保護司会の活動状況より)</p> <p>・法務省は、保護司活動に関する事務の多くをオンライン上で実施できる体制の構築を目指し、保護司専用ホームページ“H@ (はあと)”の機能拡充を図るとともに、保護司が使用するタブレット端末等を整備する等、保護司活動の一層のデジタル化を図ることを推進しています。(国第二次再犯防止推進計画より)</p> <p>・保護司が自宅以外で面接できる場の確保が求められています。(保護司へのヒアリング結果より)</p>		
<b>視点</b>		<b>重点取組</b>
④つながりの創出		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護司の自宅以外の活動場所の確保、国の保護司活動のデジタル化を踏まえた保護司活動の環境整備の推進</li> <li>・保護司活動の支障となる要因の軽減の検討</li> <li>・幅広い世代から多様な保護司候補者の確保の推進</li> </ul>

施策 No.	施策	関連頁
4-2	住居の確保が困難な出所者等の状況に応じた住居の確保に向けた支援体制の構築を推進します。	14
<b>現状・課題</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることから明らかなように、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の1つです。(国第二次再犯防止推進計画より)</li> <li>・国では地域社会での定住先の確保を円滑に進めるための支援の充実、更生保護施設退所後の本人への訪問等による専門的・継続的な支援の拡大等の取組を進めていく必要があるものとしています。(国第二次再犯防止推進計画より)</li> <li>・刑務所に再度入所してきた者で犯行時住居不定であるものの割合は、17.6%となっており、初入者(12.4%)よりも再入者の方が、住居不定の人の割合が高くなっています。(2019年矯正統計年報より)</li> <li>・刑務所等からの満期出所者の44.0%が適当な住居が確保されないまま出所しており、住居不定の人は出所後、比較的短期間のうちに再犯に至っている実情があります。(2019年矯正統計年報より)</li> <li>・更生保護施設の職員によると、施設入所者の自立先の確保で困ったことがある割合は76.7%にのぼり、その93.7%が保証人を確保できないと回答しています。(平成30(2018)年、法務省統計資料より)</li> <li>・再犯防止のために必要なことを市民に伺ったところ、「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」とことと回答した方の割合が57.8%となっています。(市民意識調査(市民一般調査)より)</li> <li>・不動産仲介事業者、家主が出所者に安心して賃貸物件を貸すことのできるようなサービスの提供が求められています。(再犯防止関連団体調査結果より)</li> <li>・出所者等の場合、退去時の敷金等のトラブル、希望に叶う物件探しが困難、ルール違反への不安を理由として民間賃貸住宅への入居を断られています。(狛江市居住支援協議会・狛江市内民間賃貸住宅に対するアンケート調査結果より)</li> </ul>		
<b>視点</b>		<b>重点取組</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>③一人ひとりに寄り添う支援</li> <li>④つながりの創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時的な宿泊場所の紹介の推進</li> <li>・居住支援協議会による相談支援機能の強化</li> <li>・出所者等への見守り等の支援体制の強化</li> </ul>	

第3節 施策一覧

施策 No.	施策	関連頁
4-3	出所者等の出所の際、保健医療・福祉サービスを円滑に利用できる支援体制の構築を推進します。	14
<b>現状・課題</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障がいのある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いこと等が明らかとなっています。(国第二次再犯防止推進計画より)</li> <li>・調布警察署管内の犯行時の年齢別検挙率について、罪種別で窃盗犯は、高齢者(65歳以上)が平成30(2018)年以降、30%を超えています。(統計資料より)</li> <li>・出所の際、生活保護、介護認定、成年後見等の福祉サービスの利用支援が求められています。(再犯防止関連団体調査結果より)</li> <li>・これまでに医療・福祉的支援を受けたことがあるものの、医療機関・福祉関係機関における治療や福祉的支援が馴染まず、医療機関・福祉関係機関に対する不満や不信感を抱く出所者等や、治療や福祉的支援の必要性を感じていない出所者等がいます。その結果、治療や福祉的支援を拒否し、再犯につながるケースがあります。そのため、出所者等に対する伴走型支援が求められています。(再犯防止関連団体調査結果より)</li> <li>・矯正施設から市職員、市内支援関係者等の矯正施設での支援者会議への参加等が求められています。(再犯防止関連団体調査結果より)</li> </ul>		
<b>視点</b>		<b>重点取組</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>③一人ひとりに寄り添う支援</li> <li>④つながりの創出</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援関係者等と連携した保健医療・福祉サービスの提供に向けた事前準備の推進及び伴走型支援の推進</li> <li>・出所者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進</li> </ul>



第4章 施策の総合的な展開

施策 No.	施策	関連頁
4-4	依存症等の出所者等が出所の際、本人の状況に応じて適切な更生保護団体、医療機関につなぐ支援体制の構築を推進します。	14
<b>現状・課題</b>		
<p>・薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関は、未だ十分とは言い難い状況にあり、薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等で治療・支援を受けた者の割合は低調に推移しています。大麻事犯の検挙人員が8年連続で増加し、その約7割を30歳未満の者が占める等、若年者を中心とした大麻の乱用が拡大しています。これらの課題に対応するため、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関の更なる充実を図るとともに、刑事司法関係機関、地域社会の保健医療機関等の各関係機関が、“息の長い”支援を実施できるよう、連携体制をさらに強化していく必要があります。(国第二次再犯防止推進計画より)</p> <p>・矯正施設から市職員、市内支援関係者等の矯正施設での支援者会議への参加等が求められています。(再犯防止関連団体調査結果より)</p> <p>・出所者等の帰住後に市職員、市内支援関係者等で出所者等の支援に係る連携を図るためのケース会議の開催が求められています。(再犯防止関連団体調査結果より)</p>		
<b>視点</b>		<b>重点取組</b>
④つながりの創出		・依存症等の出所者等のニーズの把握、ニーズを踏まえた支援体制の構築の推進

施策 No.	施策	関連頁
4-5	出所者等の家族への支援に向けた体制の構築を推進します。	14
<b>現状・課題</b>		
<p>・依存症等の出所者等、障がいのある出所者等の家族への支援が求められています。(再犯防止関連団体調査より)</p>		
<b>視点</b>		<b>重点取組</b>
③一人ひとりに寄り添う支援		・家族のニーズを踏まえた相談支援機関の情報提供、依存症、障がい等に関する知識習得・理解促進の機会創出の推進

基本目標5：多機関で協働して支援に当たる体制の構築

施策 No.	施策	関連頁
5-1	再犯防止を推進するための市職員、市内支援関係者等の人的体制の整備を推進します。	14
<b>現状・課題</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務省は、研修等を通じ、地方公共団体や民間協力者等との知見の共有や相互の情報交換等を行うことで、再犯の防止等にかかわる専門人材や理解者の育成を図るとともに、相互理解の促進や連携強化のため、地方公共団体等との人事交流の積極化を図るものとしています。（国第二次再犯防止推進計画より）</li> <li>・福祉総合相談窓口では触法高齢者や依存症（アルコール、薬物等）の状態にある方又はしへき（ギャンブル、ゲーム等）のある方への相談支援を行っています。（市の事業の実施状況より）</li> <li>・職員・市内福祉関係機関・支援者向けの依存症について理解を深める研修を求められています。（再犯防止関連団体調査結果より）</li> </ul>		
<b>視点</b>		<b>重点取組</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>①本人の自己決定権の尊重</li> <li>④つながりの創出</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑事司法機関等と連携した市職員、学校関係者、市内支援関係者等向け研修の実施</li> <li>・近隣矯正施設見学会等の推進</li> </ul>

施策 No.	施策	関連頁
5-2	在所者の出所に向けて矯正施設、刑事司法機関等との連携体制の構築を推進します。	14
<b>現状・課題</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・矯正施設から市職員、市内支援関係者等の矯正施設の支援者会議への参加等が求められています。（再犯防止関連団体調査結果より）</li> <li>・出所者等の帰住後に市職員、市内支援関係者等で出所者等の支援に係る連携を図るためのケース会議の開催が求められています。（再犯防止関連団体調査結果より）</li> </ul>		
<b>視点</b>		<b>重点取組</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>④つながりの創出</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・出所者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進</li> <li>・市職員、市内支援関係者等による連携の推進</li> </ul>



第4章 施策の総合的な展開

施策 No.	施策	関連頁
5-3	出所者等の出所の前後に多機関で協働した支援を推進します。	14
<b>現状・課題</b>		
<p>・再犯防止関連団体では、連携・調整がとれず、社会復帰が困難となった事例が報告されており、出所者等の支援に向けて多機関で連携した取組が求められています。(再犯防止関連団体調査結果より)</p> <p>・出所者等の再犯防止に向けて、生活保護担当者以外に保健師、障がい者福祉担当等複数の分野による庁内連携、行政だけでなくインフォーマルな関係も含めた連携等、多様な連携が求められています。(再犯防止関連団体調査結果より)</p>		
視点	重点取組	
④つながりの創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関とケースに応じた柔軟な居住確保に向けた連携を強化できる仕組みづくりの推進</li> <li>・重層的支援体制整備事業の支援会議等を活用した市職員、市内支援関係者等間の連携強化の推進</li> </ul>	

## 第5章 計画の推進に向けて

### 第1節 計画の推進体制

この計画で掲げた基本理念を実現するため、市は再犯防止推進法に規定する国、東京都との適切な役割分担を踏まえて状況に応じ、再犯防止推進計画を推進します。

#### 1 計画の公表

再犯防止推進法第8条第2項の規定により、再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表します。

#### 2 計画の進捗状況の確認

この計画を実効性のあるものとするため、市では、施策の実現に向けて重視して取り組む重点取組ごとに事業の取組状況をとりとまとめ、計画の進捗状況を確認し、狛江市第1次再犯防止推進計画取組状況確認表（以下「確認表」といいます。）を作成します。

## 第2節 評価体制

---

### 1 再犯防止推進計画の進捗状況の評価

#### (1) 狛江市地域共生社会推進会議による進捗状況の評価

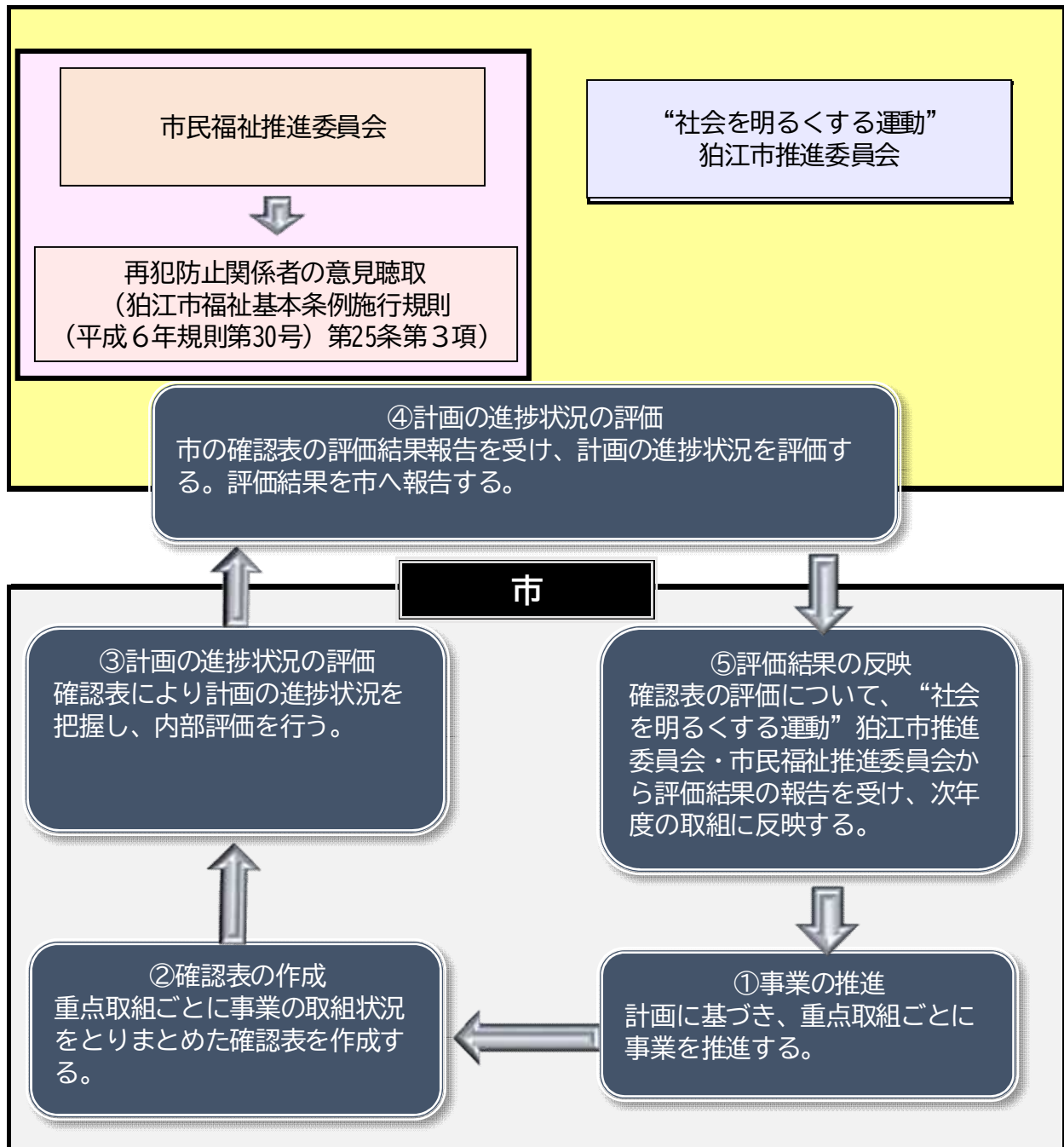
再犯防止推進計画を推進するため、狛江市地域共生社会推進会議の設置及び運営に関する要綱（令和元年要綱第72号）第1条の規定により設置された狛江市地域共生社会推進会議において、確認表により、再犯防止推進計画の進捗状況を把握し、内部評価を行います。

評価の結果見直しが必要と認められる場合には、必要に応じて事業を見直し、施策が実現できるよう事業を進めていきます。また、評価結果は“社会を明るくする運動” 狛江市推進委員会（各回“社会を明るくする運動”実施要綱（中央推進委員会）4（2）の地区推進委員会をいいます。）及び狛江市市民福祉推進委員会（条例第32条第1項の規定により設置された市長の附属機関をいいます。）（以下「市民福祉推進委員会」といいます。）に報告します。

#### (2) “社会を明るくする運動” 狛江市推進委員会及び市民福祉推進委員会による進捗状況の評価

“社会を明るくする運動” 狛江市推進委員会及び市民福祉推進委員会は、確認表の内部評価結果を踏まえて、再犯防止推進計画の進捗状況を評価し、評価結果を市に報告します。

第2節 評価体制



## 資料

## 第1節 現状の整理

## 1 国・東京都の動向から見る現状

## (1) 国の動向

今後の課題（再犯防止推進計画等検討会）	
1	個々の支援対象者に十分な動機付けを行い、自ら立ち直ろうとする意識をかん養した上で、それぞれが抱える課題に応じた指導・支援を充実させていく必要があること。
2	支援を必要とする者が支援にアクセスできるよう、支援を必要とする者のアクセシビリティ（アクセスの容易性）を高めていく必要があること。
3	支援へのアクセス自体が困難な者が存在するため、訪問支援等のアウトリーチ型支援を実施していく必要があること。
4	地方公共団体における再犯の防止等に向けた取組をより一層推進するため、国と地方公共団体がそれぞれ果たすべき役割を明示するとともに、国、地方公共団体、民間協力者等の連携を一層強化していく必要があること。

基本的な方向性（再犯防止推進計画等検討会）	
1	犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重しそれぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
2	就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
3	国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携をさらに強固にすること。

基本理念（再犯防止推進法第3条）	
1	犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。
2	犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

## 第1節 現状の整理

3	犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。
4	犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

基本方針（第一次・第二次計画）	
1	犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
2	犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
3	再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
4	再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取する等して見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
5	国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報する等して、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

基本方針（第一次・第二次計画）	
1	特性に応じた指導及び支援等（再犯防止推進法（以下この表内において「法」といいます。）第11条）
2	就労の支援（法第12条）
3	非行少年等に対する支援（法第13条）
4	就業の機会の確保等（法第14条）
5	住居の確保等（法第15条）
6	更生保護施設に対する援助（法第16条）
7	保健医療サービス及び福祉サービスの提供（法第17条）
8	関係機関における体制の整備等（法第18条）
9	再犯防止関係施設の整備（法第19条）
10	情報の共有、検証、調査研究の推進等（法第20条）
11	社会内における適切な指導及び支援（法第21条）
12	国民の理解の増進及び表彰（法第22条）
13	民間の団体等に対する援助（法第23条）
14	地方公共団体の施策（法第24条）

## （2）東京都の動向

基本的考え方
再犯防止推進法の趣旨やソーシャル・インクルージョンの考え方も踏まえ、犯罪をした者等であって、東京都に居住する又は居住する見込みのある者等が、地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、民間支援機関等と連携し、必要な取組を推進することで、都民が安全で安心して暮らせる社会づくりを行う。

基本方針（重点課題）	
1	就労・住居の確保等
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等
3	非行の防止・学校と連携した修学支援等
4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
5	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

計画期間
平成31・令和元(2019)年度から令和5(2023)年度末までの5年間



## 第1節 現状の整理

具体的な取組ごとの現状
1. 就労・住居の確保等のための取組
(1) 就労の確保等
ア 刑務所出所者等の就労確保のための国の施策
①矯正施設、保護観察所及びハローワークの連携による「刑務所出所者等総合的就労支援対策」
②保護観察所が民間の就労支援事業者に委託して実施している「更生保護就労支援事業」
イ 東京における保護観察終了者に占める無職者率はなお21.3%（令和4（2022）年、法務省提供資料より）に及ぶ。
ウ 都内の協力雇用主（前科等の事情を承知で刑務所出所者等を雇用し、その自立に協力する事業主）
①令和3（2021）年10月1日現在で1,272社（東京保護観察所資料より）が登録されている。
②同日現在で実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主は189社（東京保護観察所資料より）にとどまる。
(2) 住居の確保等
ア 刑務所等からの満期出所者の4割以上（全国で3,381人（平成31・令和元（2019）年、法務省「矯正統計年報」より））が適当な住居が確保されないまま出所しており、これらの者は出所後比較的短期間のうちに再犯に至っている。
イ 帰るべき住居のない刑務所出所者等の主要な受け皿となる民間の更生保護施設は、都内に19施設（令和3（2021）年、東京保護観察所調べより）があり、出所者等を新たに受入れている。
ウ 保護施設以外の多様な受入先として、保護観察所においては、NPO法人等が運営する生活困窮者向けの宿泊施設等を「自立準備ホーム」として登録し、刑務所出所者等の一時的な宿泊場所として保護を委託している。
エ 身元保証人がいない等の事情でアパート等への入居が困難である場合が多い。
2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
(1) 高齢者又は障害のある者等への支援等
ア 刑法犯の検挙人員総数が減少するなか、65歳以上の高齢者の検挙人員は横ばいで推移しており、年齢層別で見ると、近年最も多くなっています。（法務省「令和4（2022）年版犯罪白書」213頁）
イ 刑務所等から出所者が出所後2年以内に再入所する割合についても、高齢者が非高齢者に比べて高く、その中には極めて短期間で再入所も多くなっています。（法務省「令和4（2022）年版犯罪白書」252頁）
ウ 高齢者の刑法犯検挙人員の7割は窃盗で占められ、その多くは万引きであり、特に女性高齢者については、7割以上が万引きにより検挙されています。（法務省「令和4（2022）年版犯罪白書」214頁）
エ 矯正施設に収容されている者のうち、帰るべき適当な住居がなく、また出所後直ちに福

## 資料

<p>祉サービスにつなげる必要があるものについては、「地域生活定着促進事業」による特別調整（出口支援）が実施している。</p>
<b>(2) 薬物依存を有する者への支援等</b>
<p>ア 全国での覚醒剤取締法違反による検挙人員は年間7,970人（令和3(2021)年）。また、近年、同一罪名再犯者率は令和3(2021)年を除き上昇傾向にあり、令和3(2021)年は68.1%となっている（法務省「令和4(2022)年版犯罪白書」170、242頁）。</p>
<p>イ 薬物事犯者の多くは、犯罪をした者等であると同時に薬物依存症者である場合もある。</p>
<p>ウ 刑の一部執行猶予制度の導入（平成28(2016)年6月施行）により、刑事施設内だけでなく、地域社会の中で薬物依存からの回復に努める人の増加が見込まれている。</p>
<p>エ 仮釈放後に薬物関連の犯罪により再び刑事施設に収容された者の約7割が、薬物に関する悩みを正直に話せる身近な相談先があれば再犯しなかった可能性があるという回答しています（平成28(2016)年度法務省調べより）。</p>
<p>オ 薬物依存からの回復には長い期間を要する。</p>
<b>3. 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組</b>
<b>(1) 非行の防止・学校と連携した修学支援等</b>
<p>ア 全国の高等学校進学率は98.8%だが、少年院入院者の25.3%が中学校卒業後、高等学校に進学していない。（令和2(2020)年文科省資料より）</p>
<p>イ 非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の40.9%が高等学校を中退している状況にある。（令和2(2020)年文科省資料より）</p>
<p>ウ 高等学校の中退防止のための取組や、中学校卒業後に高等学校等へ進学しない者及び高等学校等を中退する者に対する就労等支援を実施するとともに、国においては、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験及び中学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、BBS会等の民間ボランティアの協力による学習支援等を実施してきた。</p>
<b>4. 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組</b>
<b>(1) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等</b>
<p>ア 国においては、性犯罪者、暴力団関係者等、少年・若年者、被虐待体験や摂食障害等といった問題を抱える女性等、それぞれの対象者の特性に応じた指導・支援の充実を図るとともに、犯罪被害者の視点を取り入れた指導・支援等の実施を図っている。</p>
<p>イ 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化や、弁護人が社会福祉士等の協力を得て作成する更生支援計画等の情報の適切な活用等、適切なアセスメントを実施していくこととしている。</p>
<b>5. 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組</b>
<b>(1) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等</b>
<p>ア 都内の各地域においては、犯罪をした者等の指導・支援、犯罪予防活動等に当たる保護司や犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアや、非行少年等の居場所作りを通じた立ち直り支援に取り組む</p>

## 第1節 現状の整理

少年警察ボランティア等、多くの民間ボランティアの方々が、安全・安心なまちづくりや再犯防止のために地道に活動している。

イ 都内の更生保護施設や保護司会等の一部では、犯罪をした者等の社会復帰に向けた自発的な支援活動を行っている例もある。

### 6. 再犯防止のための連携体制の整備等のための取組

#### (1) 再犯防止のための連携体制の整備等

ア 犯罪をした者等の中には、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関による指導・支援等を受け終わった後においても、その社会復帰を促進し再犯を防止するため、地域において継続的な支援を受けることが必要な者がいる。

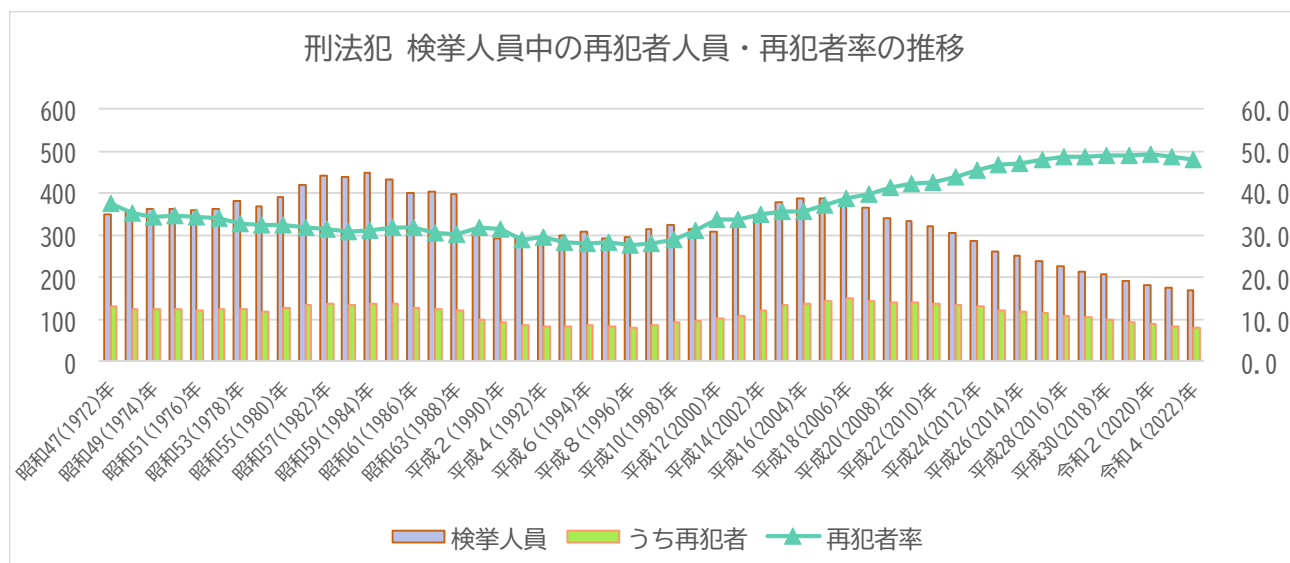
## 2 統計から見る現状

### (1) 再犯者数・率等

#### ア 国の動向

##### (ア) 再犯者数・率

再犯者の人員は、平成8(1996)年(8万1,776人)を境に増加し続けていましたが、平成18(2006)年(14万9,164人)をピークとして、その後は漸減状態にあり、令和4(2022)年は平成18(2006)年と比べて45.6%減でした。再犯者の人員が減少に転じた後も、それを上回るペースで初犯者の人員が減少し続けたこともあり、再犯者率は平成9(1997)年以降上昇傾向にありましたが、令和4(2022)年は47.9%(前年比0.7ポイント低下)となりました。



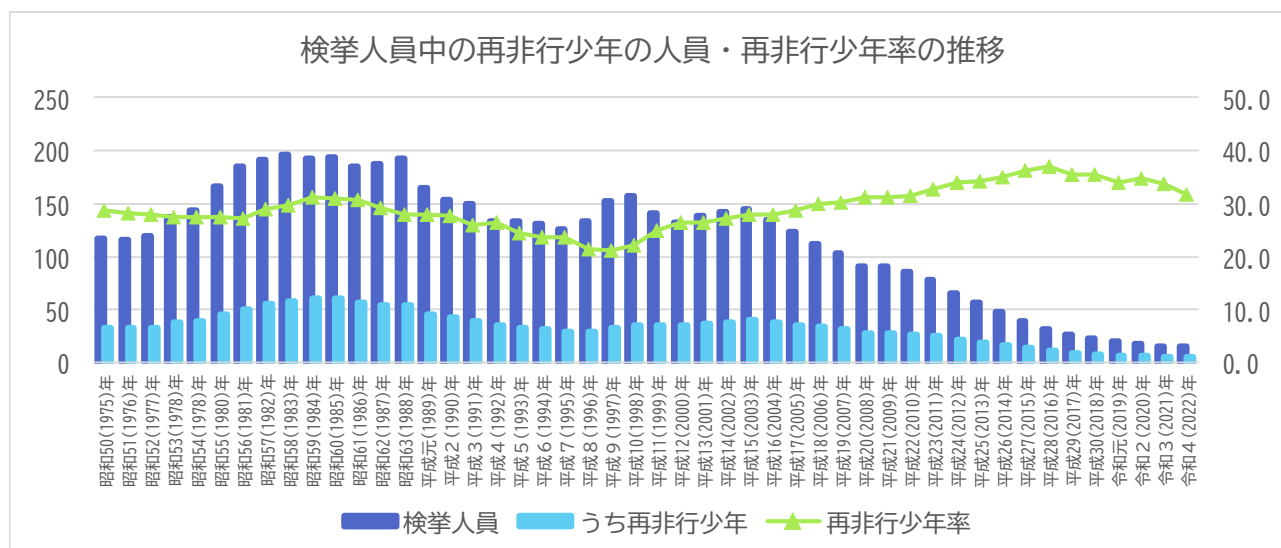
【出典】令和5(2023)年版犯罪白書より

※警察庁の統計によります。

##### (イ) 再非行少年者数・率

刑法犯により検挙された少年のうち、前に道路交通法違反を除く非行により検挙(補導)されたことがあり、再び検挙された少年(以下「再非行少年」といいます。)の人員及び少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率(以下「再非行少年率」といいます。)の推移(最近20年間)は、図のとおりです。再非行少年の人員は、平成9(1997)年から増加傾向にありましたが、平成16年(2004)以降は毎年減少しています。再非行少年率は、平成10(1998)年から平成28(2016)年まで上昇し続けた後、平成29(2017)年以降は低下傾向にあり、令和4(2022)年は31.7%(前年比2.0ポイント低下)となっています。

## 第1節 現状の整理



【出典】令和5（2023）年版犯罪白書より

※警察庁の統計によります。

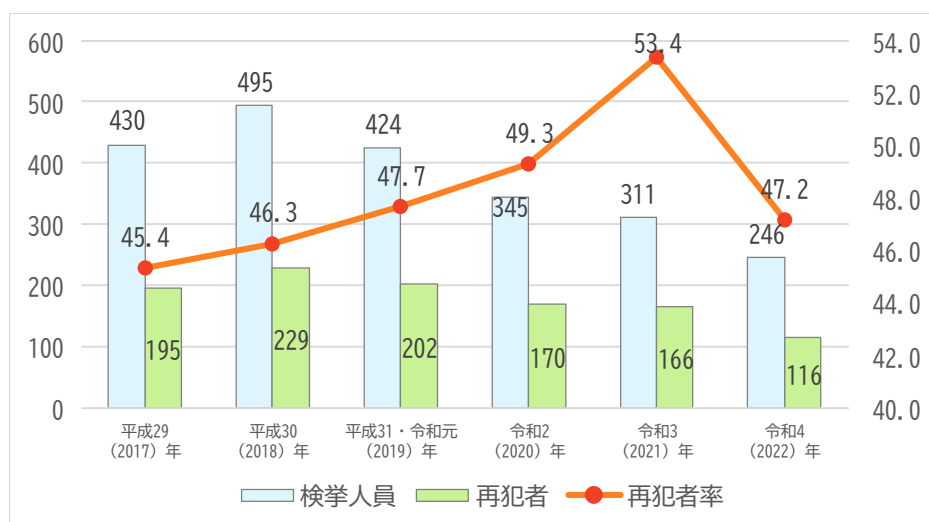
※犯行時の年齢によります。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除きます。

※触法少年の補導人員を含みません。

### イ 調布警察署（調布市及び狛江市）

#### （ア）再犯者数・率

調布警察署管内の再犯者数は、平成30（2018）年の229人をピークに減少しており、令和4（2022）年は116人となっています。再犯者率は、平成29（2017）年から令和3（2021）年にかけて増加したものの、令和4（2022）年は減少に転じ47.2%となっています。



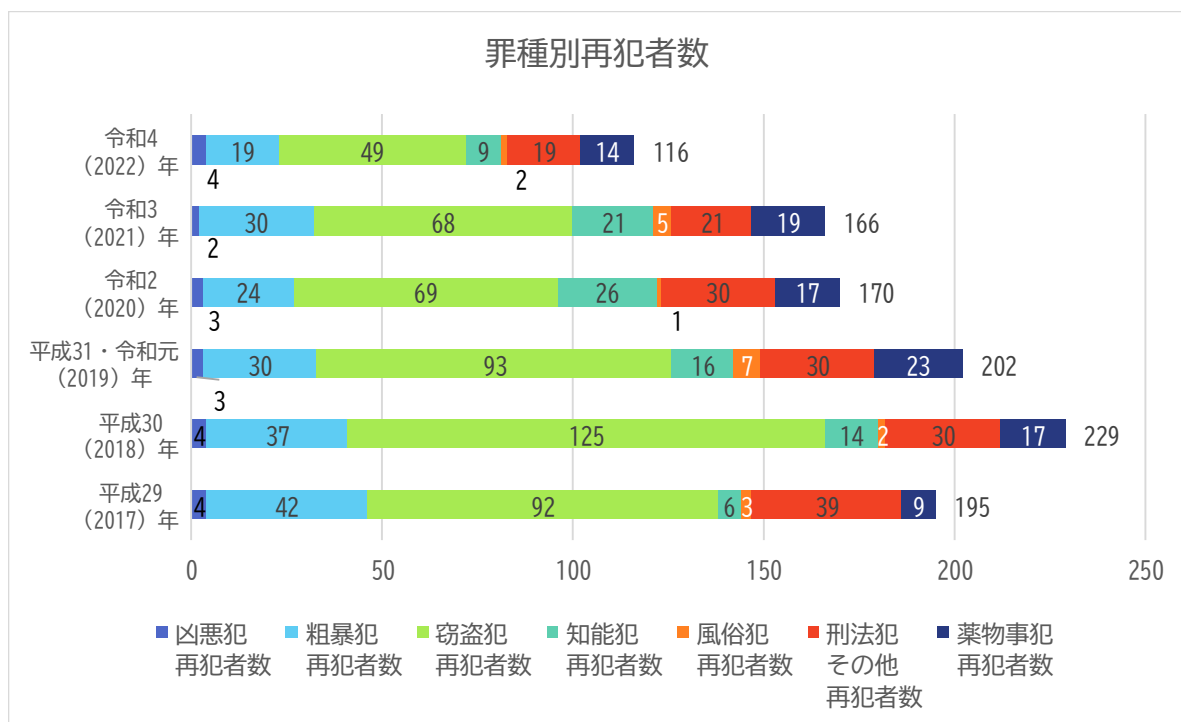
【出典】警察署別 犯罪統計データより

※検挙人員は、少年を除きます（以下同じです。）

資料

(イ) 罪種別再犯者数

再犯者数が最も多い罪種は各年とも窃盗犯となっています。知能犯は令和2（2020）年まで毎年増加していましたが、令和3（2021）年は減少し、21人となっています。薬物事犯は平成31・令和元（2019）年まで増加していましたが、令和2（2020）年は減少し、令和3（2021）年は再び増加に転じたものの、令和4（2022）年は14人と減少しています。



	凶悪犯 再犯者数	粗暴犯 再犯者数	窃盗犯 再犯者数	知能犯 再犯者数	風俗犯 再犯者数	刑法犯 その他 再犯者数	薬物事犯 再犯者数	総数
平成 29 (2017) 年	4	42	92	6	3	39	9	195
平成 30 (2018) 年	4	37	125	14	2	30	17	229
平成 31・ 令和元 (2019) 年	3	30	93	16	7	30	23	202
令和 2 (2020) 年	3	24	69	26	1	30	17	170
令和 3 (2021) 年	2	30	68	21	5	21	19	166
令和 4 (2022) 年	4	19	49	9	2	19	14	116

【出典】警察署別 犯罪統計データより

※凶悪犯…殺人、強盗、放火、強姦（以下同じです。）

※粗暴犯…暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合（以下同じです。）

※知能犯…詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任（以下同じです。）

※風俗犯…賭博、わいせつ（以下同じです。）

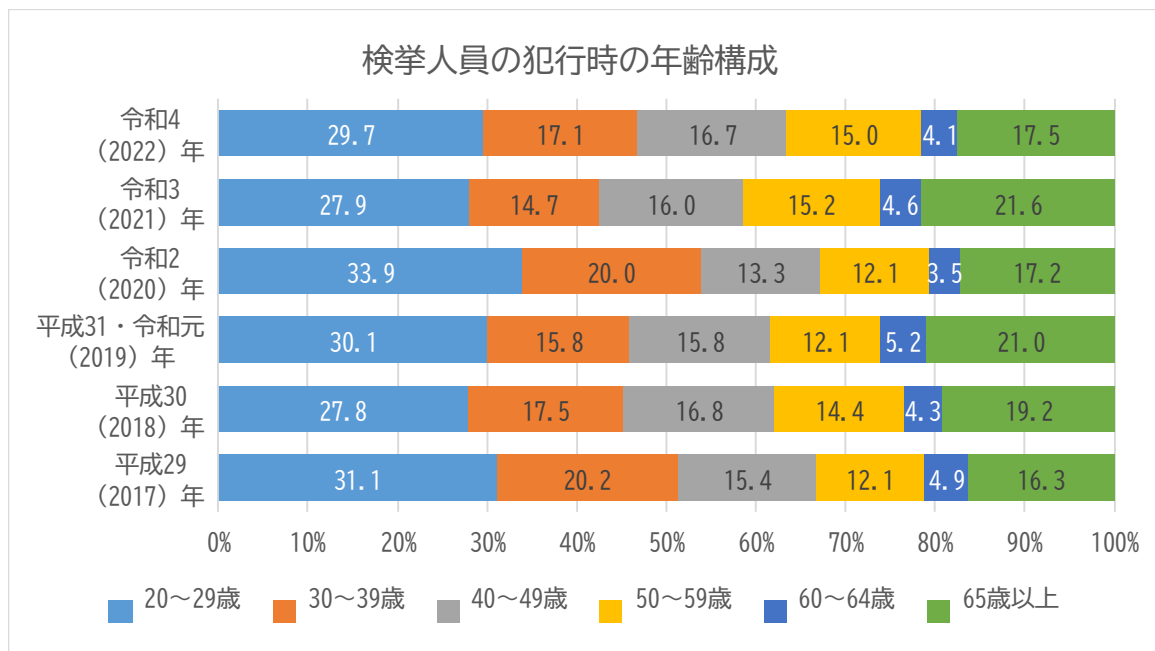
※薬物事犯…麻薬及び向精神薬取締法違反、あへん法違反、大麻取締法違反、覚醒剤取締法違反、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律違反（以下同じです。）

## 第1節 現状の整理

### (ウ) 検挙人員の犯行時の年齢構成（調布警察署）

#### ①全罪種

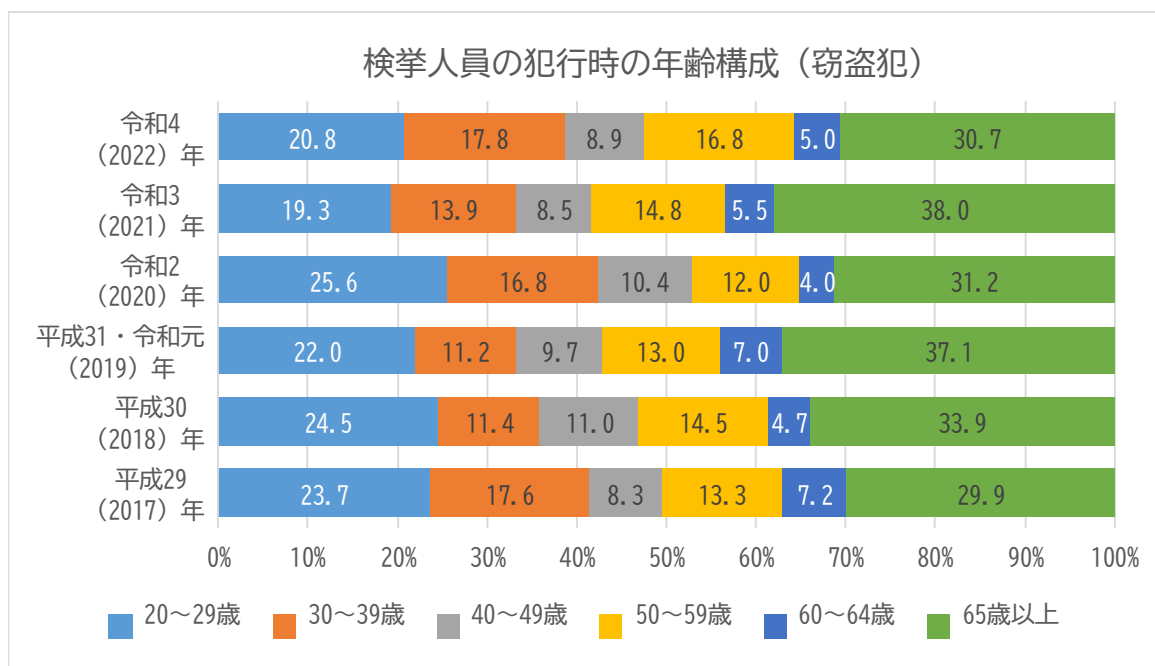
検挙人員の犯行時の年齢構成は、各年とも20歳代の割合が最も多く、令和4（2022）年では29.7%となっています。



【出典】警察署別 犯罪統計データより

#### ②窃盗犯

検挙人員の犯行時の年齢構成は、各年とも65歳以上の割合が最も多く、令和4（2022）年では30.7%となっています。



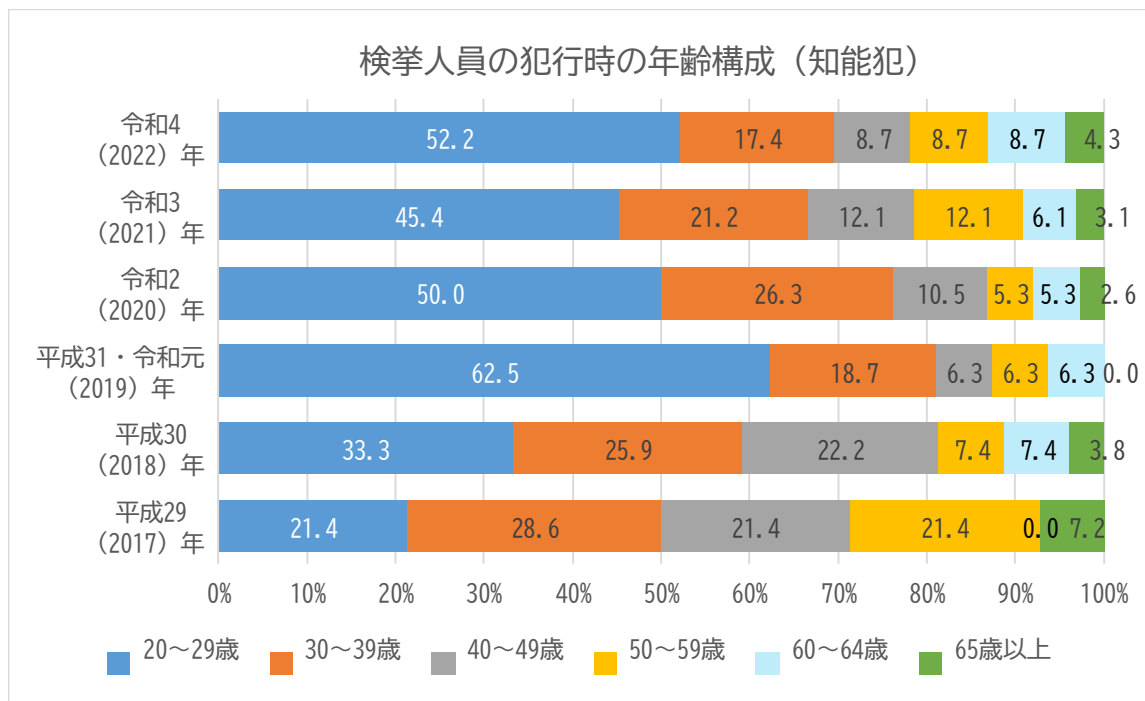
【出典】警察署別 犯罪統計データより



資料

③知能犯

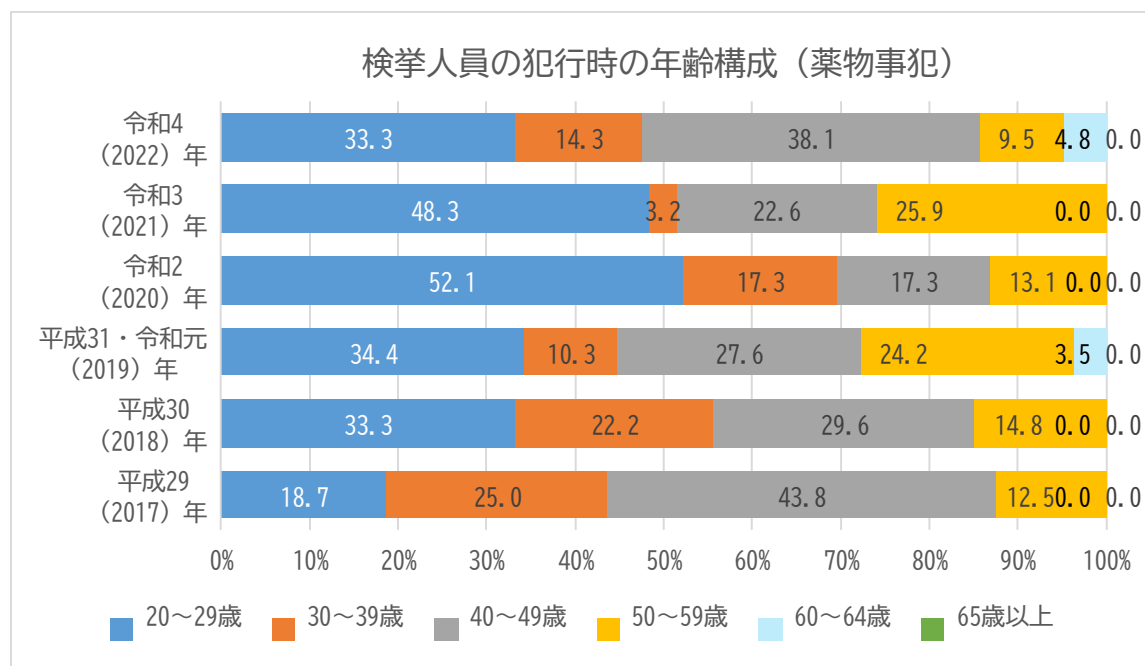
検挙人員の犯行時の年齢構成は、平成30（2018）年以降20歳代の割合が最も多く、令和4（2022）年では52.2%となっており、30歳代を加えた若者（20～39歳）の割合が69.6%となっています。



【出典】警察署別 犯罪統計データより

④薬物事犯

検挙人員の犯行時の年齢構成は、平成30（2018）年から令和3（2021）年まで20歳代の割合が最も多かったものの、令和4（2021）年では40歳代が最も多く38.1%となっています。



【出典】警察署別 犯罪統計データより

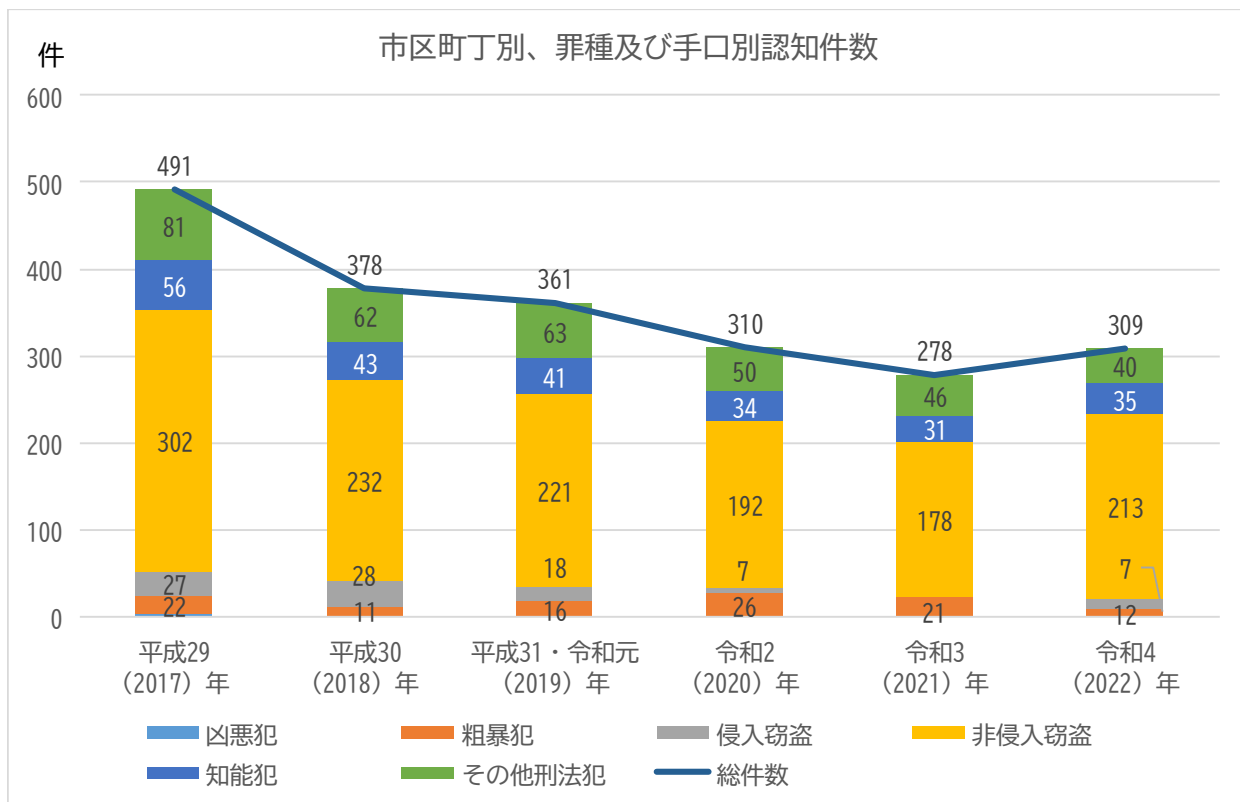
第1節 現状の整理

ウ 狛江市

(ア) 認知件数の推移

認知件数（警察において発生を認知した事件の数）は減少傾向にあり、令和4（2022）年は309件、平成29（2017）年比で37.1%減少しています。もっとも、令和4（2022）年は令和3（2021）年より件数が増加しており、罪種別では非侵入窃盗、侵入窃盗、知能犯が増加しています。

令和4（2022）年の罪種別の認知件数は、非侵入窃盗、詐欺の順に、非侵入窃盗の手口別では自転車盗、万引きの順に多くなっています。



令和4（2022）年罪種別認知件数の詳細

凶悪犯			粗暴犯							侵入窃盗									
凶悪犯計	強盗	その他	粗暴犯計	凶器準備集合	暴行	傷害	脅迫	恐喝	侵入窃盗計	金庫破り	学校荒し	事務所荒し	出店荒し	空き巣	忍込み	居空き	その他		
	2	1			1	7	0	4		2	1	0	12	0	0	0	2	4	0
非侵入窃盗												その他							
非侵入窃盗計	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	自販機ねらい	工事場ねらい	すり	ひったくり	置引き	万引き	その他	その他計	詐欺	占有離脱物横領	その他知能犯	賭博	その他刑法犯		
	213	0	7	105	6	1	2	2	1	2	22		65	75	35	5	0	0	35

資料：警視庁「区市町村の町丁別罪種別及び手口別認知件数」

資料

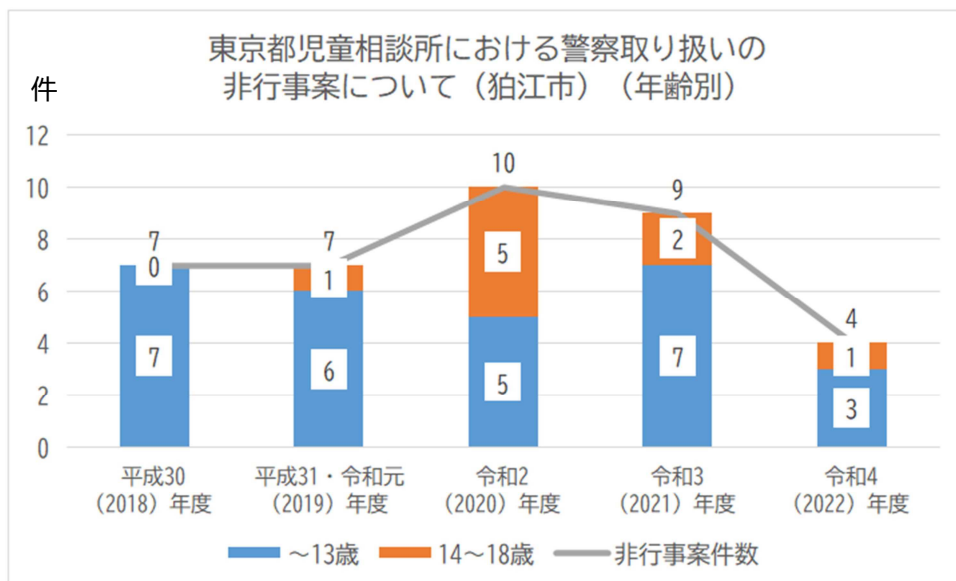
(2) 東京都児童相談所における警察取り扱いの非行事案について

非行事案の件数としては、年間4件から10件までの件数で推移しています。

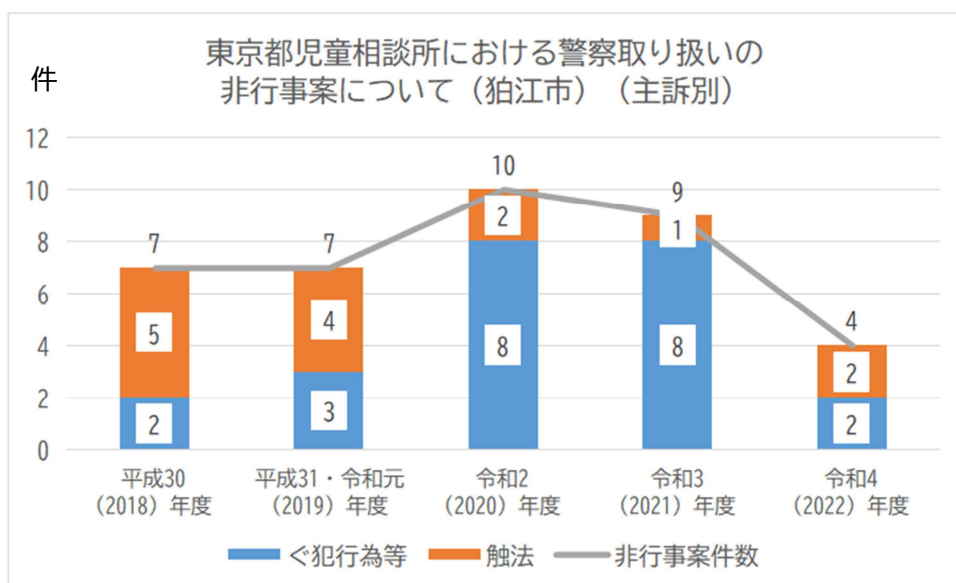
年齢別では、刑事責任年齢（満14歳）未満の非行事案が多くなっています。

通告では書類通告の件数が多くなっています。

通告理由としては、粗暴・盗みは常に非行事案としてあり、多摩児童相談所に移管後は、その他の事案が増加しています。その他としては、深夜徘徊、無免許運転、喫煙、不法侵入のほか、複数の非行内容が重複した案件もあります。

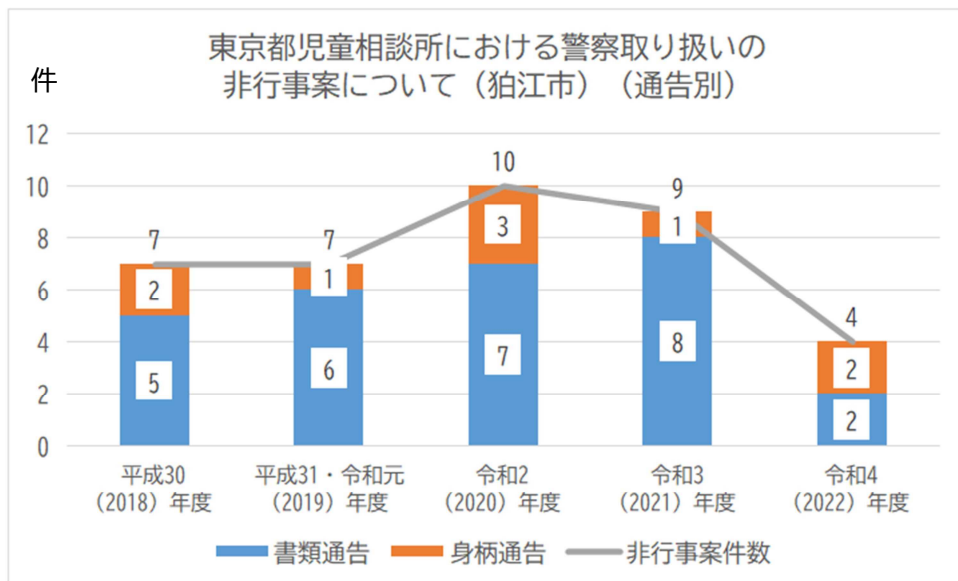


※平成31・令和元（2019）年度までは世田谷児童相談所、令和2（2020）年度からは多摩児童相談所の実績



※平成31・令和元（2019）年度までは世田谷児童相談所、令和2（2020）年度からは多摩児童相談所の実績

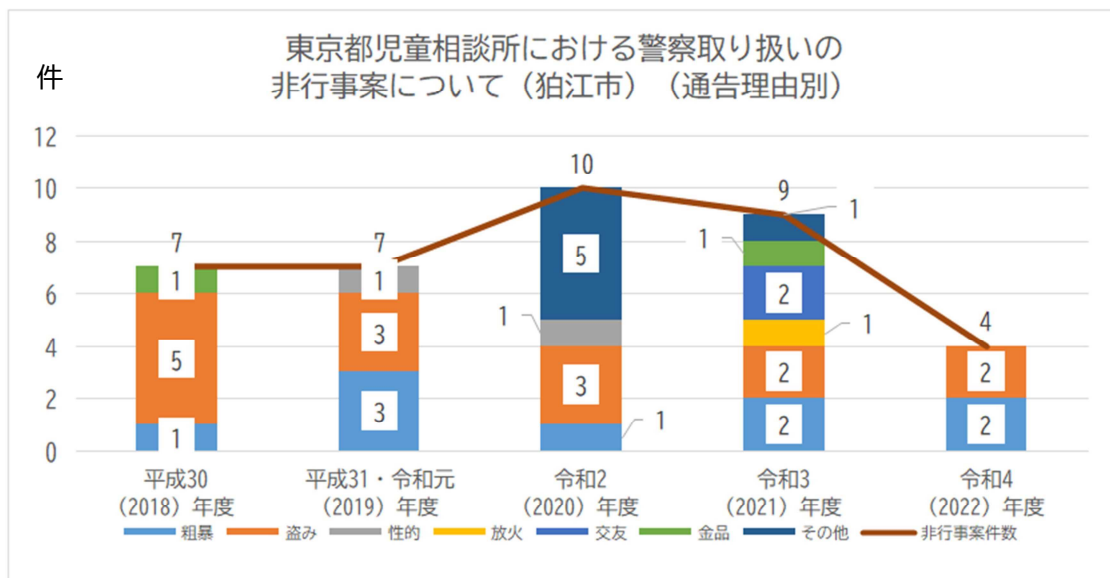
第1節 現状の整理



※平成 31・令和元（2019）年度までは世田谷児童相談所、令和 2（2020）年度からは多摩児童相談所の実績

※書類通告：警察は、要保護児童を発見した場合、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 25 条の規定に基づき、児童相談所長宛て「児童通告書」により児童相談所にする通告をいう。

※身柄通告：書類通告のうち、児童の身柄を伴って行われる児童通告をいう。



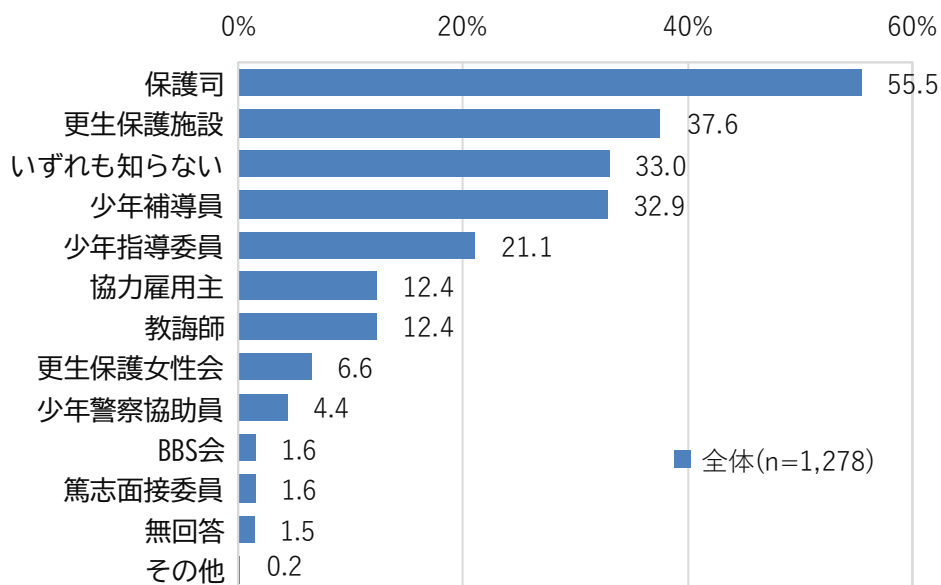
※平成 31・令和元（2019）年度までは世田谷児童相談所、令和 2（2020）年度からは多摩児童相談所の実績

### 3 市民意識調査結果から見る現状

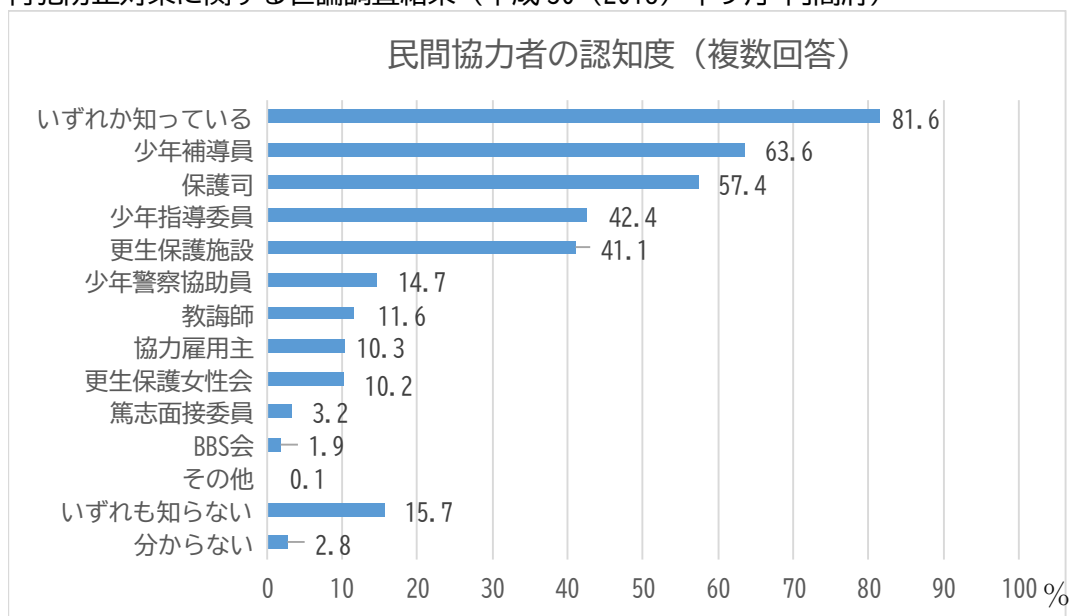
#### (1) 再犯防止に協力する民間協力者の周知度

保護司を「知っている」と回答された方は、半数を超えています。協力雇用主を「知っている」と回答された方は、12.4%にとどまっています。また、いずれも知らないと回答された方も30%を超えています。

■再犯防止に協力する民間協力者の認知度（複数回答）



【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成 30（2018）年 9 月 内閣府）



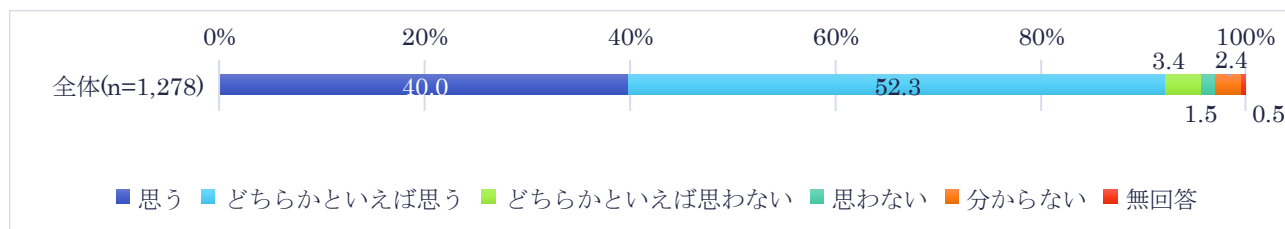
※全体（n=1,666）

## 第1節 現状の整理

### (2) 地域の安心安全度

お住まいの地域は、治安が良く、安心して安全に暮らせる地域であると「思う」と回答された方及び「どちらかといえば思う」と回答された方を合わせると、90%を超えています。

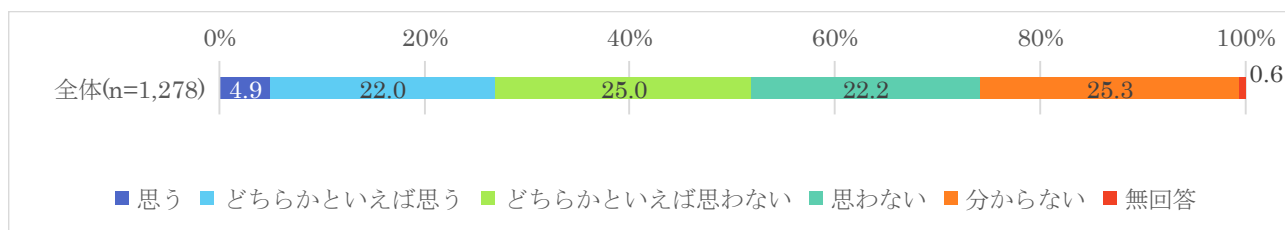
■地域の安心安全度（単一回答）



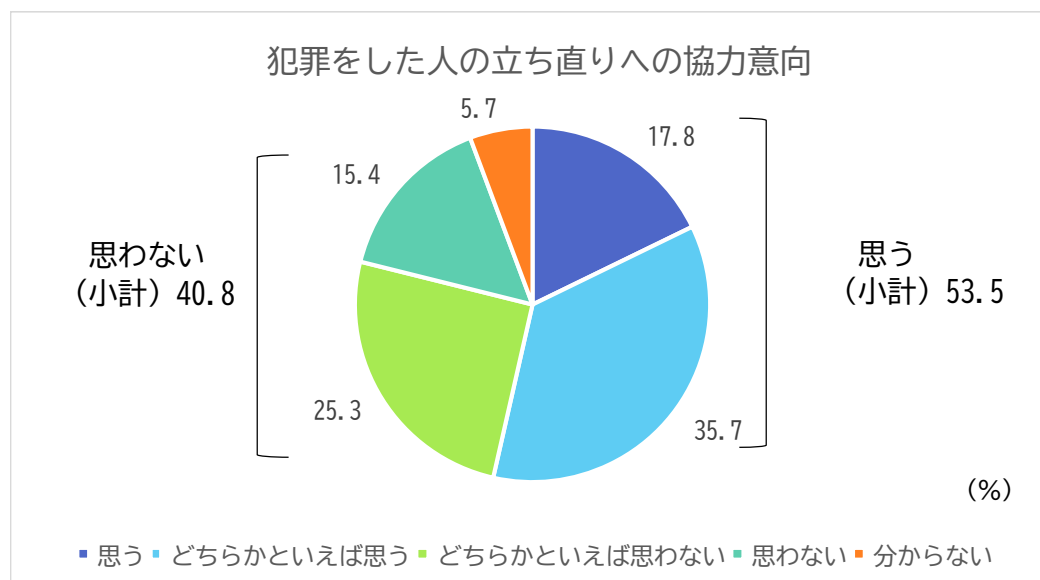
### (3) 出所者等の立ち直りへの協力

ア 出所者等の立ち直りに協力したいと「どちらかといえば思わない」と回答された方及び「思わない」と回答された方を合わせると半数近くになります。特に30歳代では60%近くの方が「どちらかといえば思わない」又は「思わない」と回答しています。

■出所者等の立ち直りへの協力意向（単一回答）



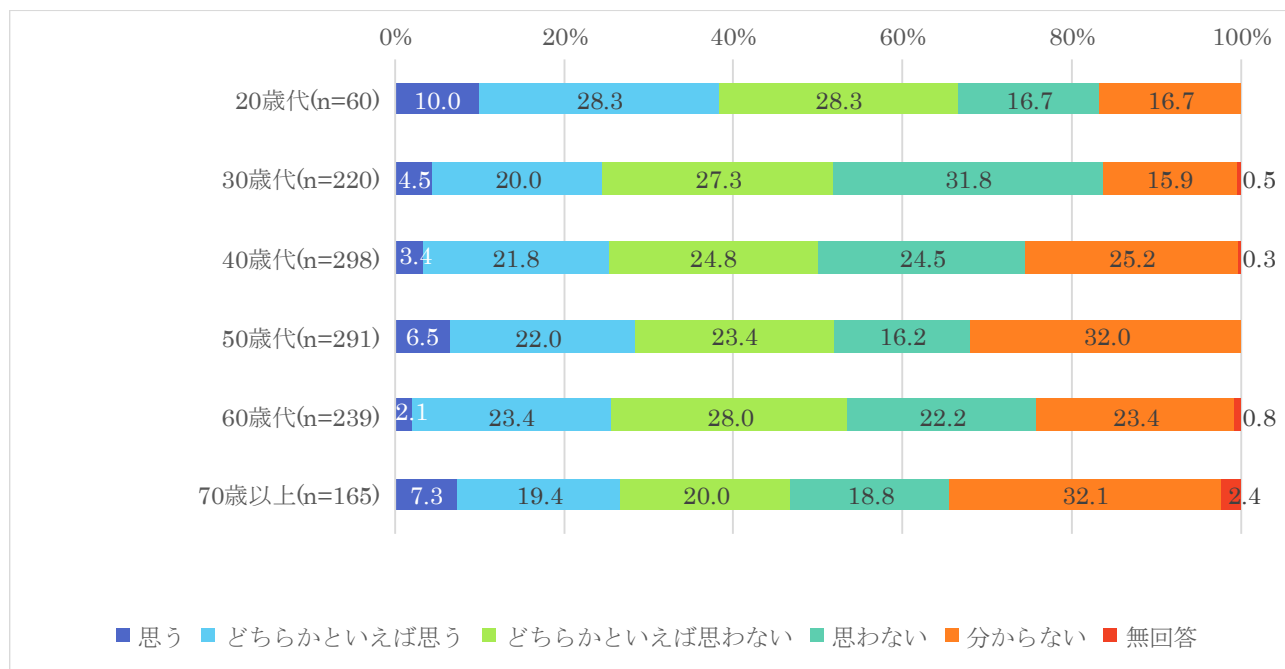
【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成30（2018）年9月 内閣府）



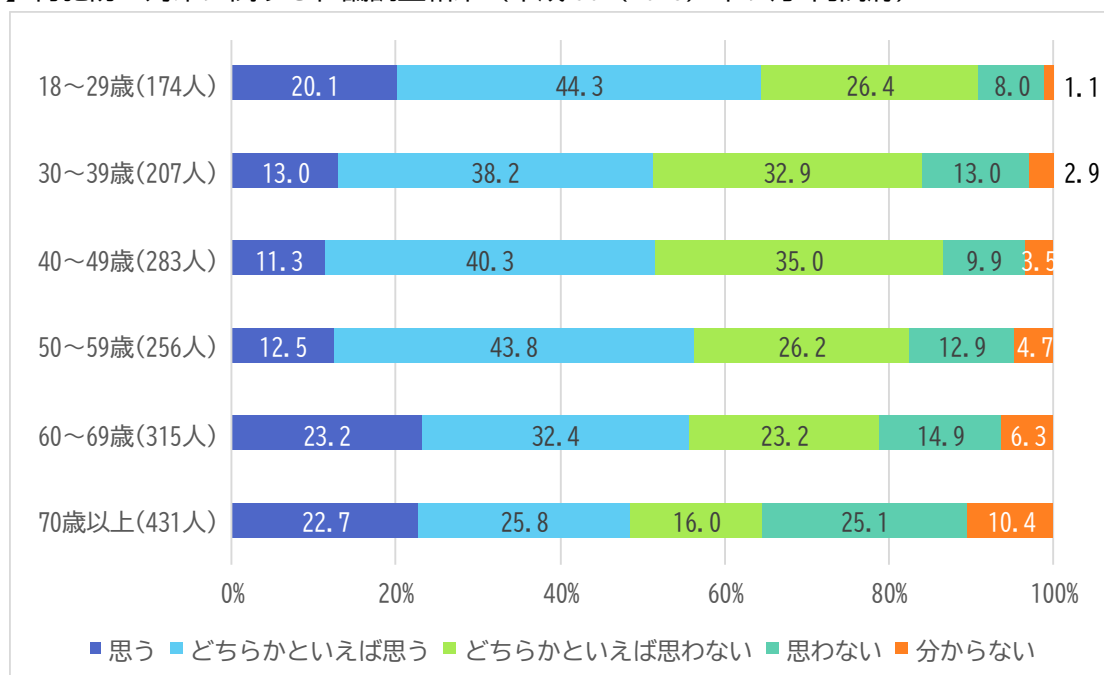
※全体 (n=1,666)

資料

■出所者等の立ち直りへの協力意向（年齢階層別）



【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成30（2018）年9月 内閣府）



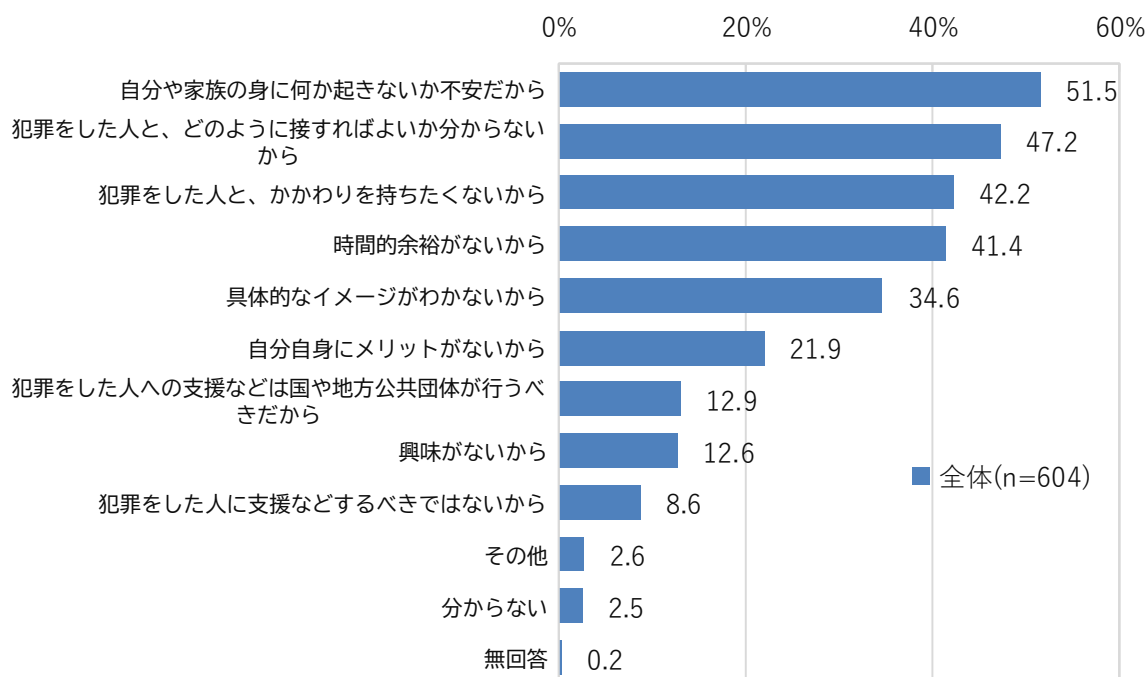
※全体（n=1,666）



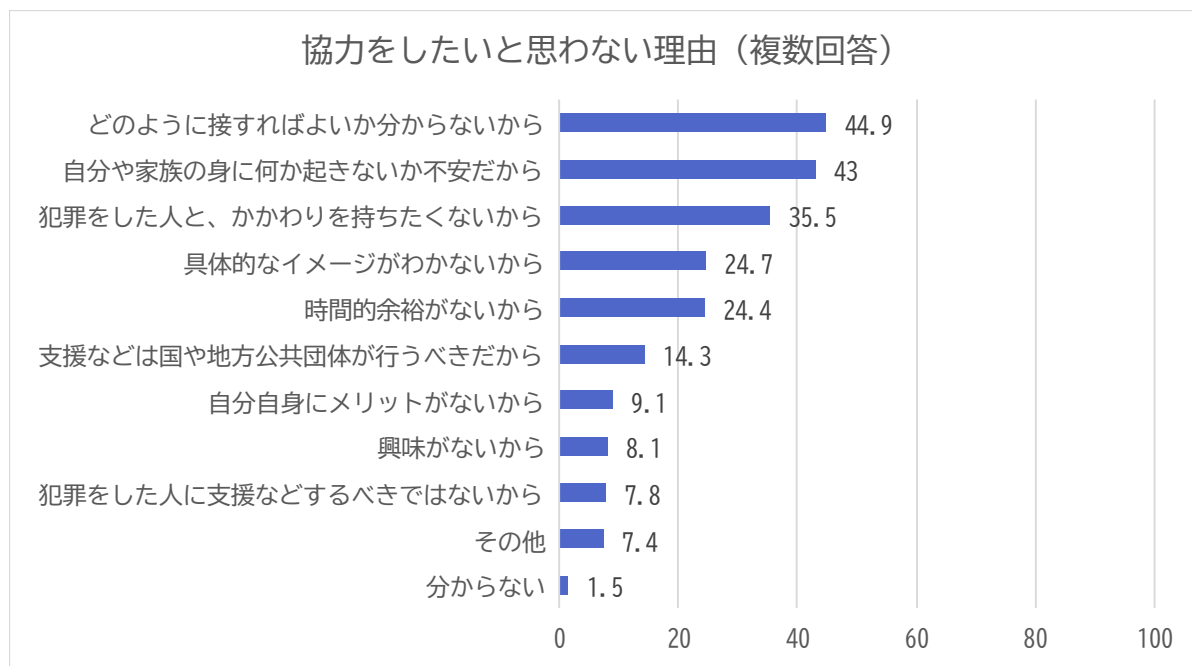
## 第1節 現状の整理

### イ 「思わない」理由

「どちらかといえば思わない」、「思わない」理由を伺ったところ、「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」と回答された方が51.5%、「犯罪をした人と、どのように接すればよいか分からないから」と回答された方が47.2%、「犯罪をした人と、かかわりを持ちたくないから」と回答された方が42.2%となっています。特に30歳代、40歳代の方の60%を超える方が「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」と回答しています。



### 【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成30（2018）年9月 内閣府）



※全体（n=679）

出所者等の立ち直りへの協力意向（年齢階層別）

区分	人数	自分や家族の身に何か起きないか不安だから	らわり犯罪をした人と、かわりをもちたくないか	犯罪をした人と、どのようにつまづけばよいか分らないから	犯罪をした人、どのようにつまづけばよいか分らないから	自分自身にメリットがないから	具体的なイメージがわからないから	時間的余裕がないから	興味がないから	犯罪をした人への支援等は国や地方公共団体が行うべきだから	犯罪をした人に支援等するべきではないから	分からない	その他	無回答
全体	604	51.5	42.2	47.2	21.9	34.6	41.4	12.6	12.9	8.6	2.5	2.6	0.2	
20歳代	27	55.6	44.4	37.0	63.0	44.4	44.4	14.8	29.6	14.8	0.0	0.0	0.0	
30歳代	130	63.8	50.8	50.8	36.2	35.4	55.4	16.9	11.5	13.1	1.5	1.5	0.0	
40歳代	147	60.5	43.5	44.2	27.2	36.7	52.4	15.0	8.2	11.6	2.0	1.4	0.0	
50歳代	115	45.2	45.2	41.7	11.3	33.0	38.3	11.3	12.2	4.3	4.3	3.5	0.0	
60歳代	120	41.7	39.2	49.2	10.0	26.7	30.8	6.7	16.7	5.0	0.8	3.3	0.8	
70歳以上	64	32.8	20.3	56.3	4.7	42.2	10.9	10.9	14.1	4.7	6.3	6.3	0.0	

【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成30（2018）年9月 内閣府）

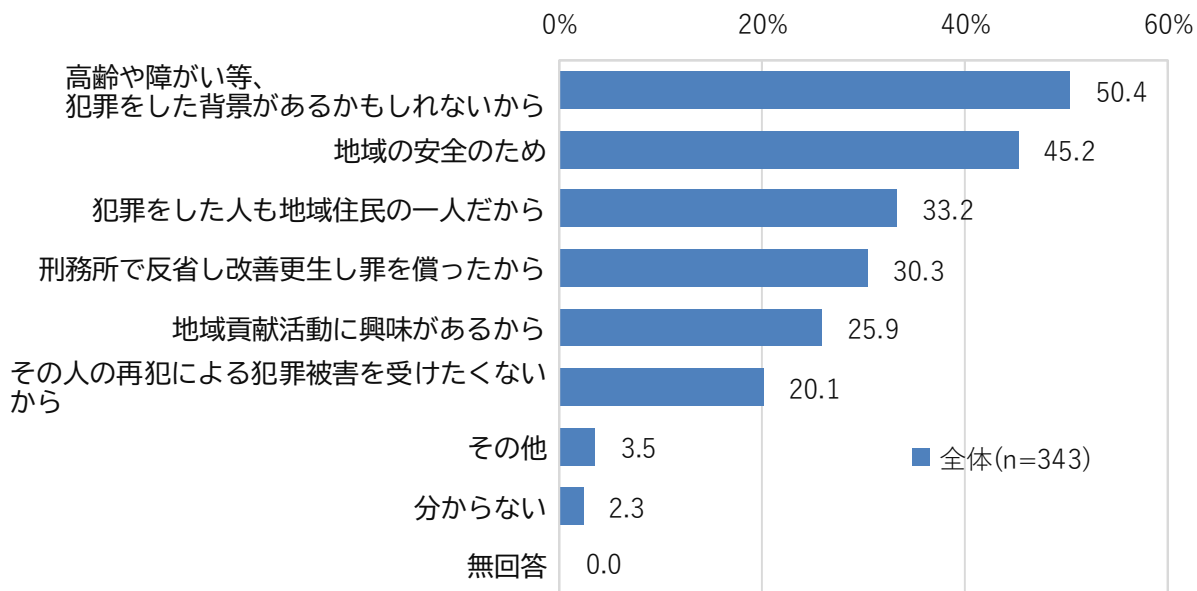
区分	人数	自分や家族の身に何か起きないか不安だから	らわり犯罪をした人と、かわりをもちたくないか	犯罪をした人と、どのようにつまづけばよいか分らないから	犯罪をした人、どのようにつまづけばよいか分らないから	自分自身にメリットがないから	具体的なイメージがわからないから	時間的余裕がないから	興味がないから	犯罪をした人への支援等は国や地方公共団体が行うべきだから	犯罪をした人に支援等するべきではないから	分からない	その他	無回答
総数	679	43.0	35.5	44.9	9.1	24.7	24.4	8.1	14.3	7.8	1.5	7.4	—	
18～29歳	60	33.3	35.0	45.0	20.0	36.7	20.0	20.0	13.3	6.7	1.7	1.7	—	
30～39歳	95	57.9	42.1	35.8	16.8	30.5	30.5	4.2	8.4	11.6	2.1	2.1	—	
40～49歳	127	51.2	27.6	46.5	9.4	25.2	37.0	6.3	12.6	7.9	0.0	0.8	—	
50～59歳	100	51.0	43.0	57.0	8.0	29.0	39.0	8.0	18.0	13.0	1.0	2.0	—	
60～69歳	120	40.8	37.5	49.2	5.0	27.5	18.3	8.3	15.8	4.2	1.7	4.2	—	
70歳以上	177	29.4	32.2	39.0	4.5	13.0	9.6	7.3	15.8	5.6	2.3	22.0	—	

## 第1節 現状の整理

### ウ 「思う」理由

「思う」、「どちらかといえば思う」理由を伺ったところ、「高齢や障がい等、犯罪をした背景があるかもしれないから」と回答された方が 50.4%、「地域の安全のため」と回答された方が 45.2%となっています。

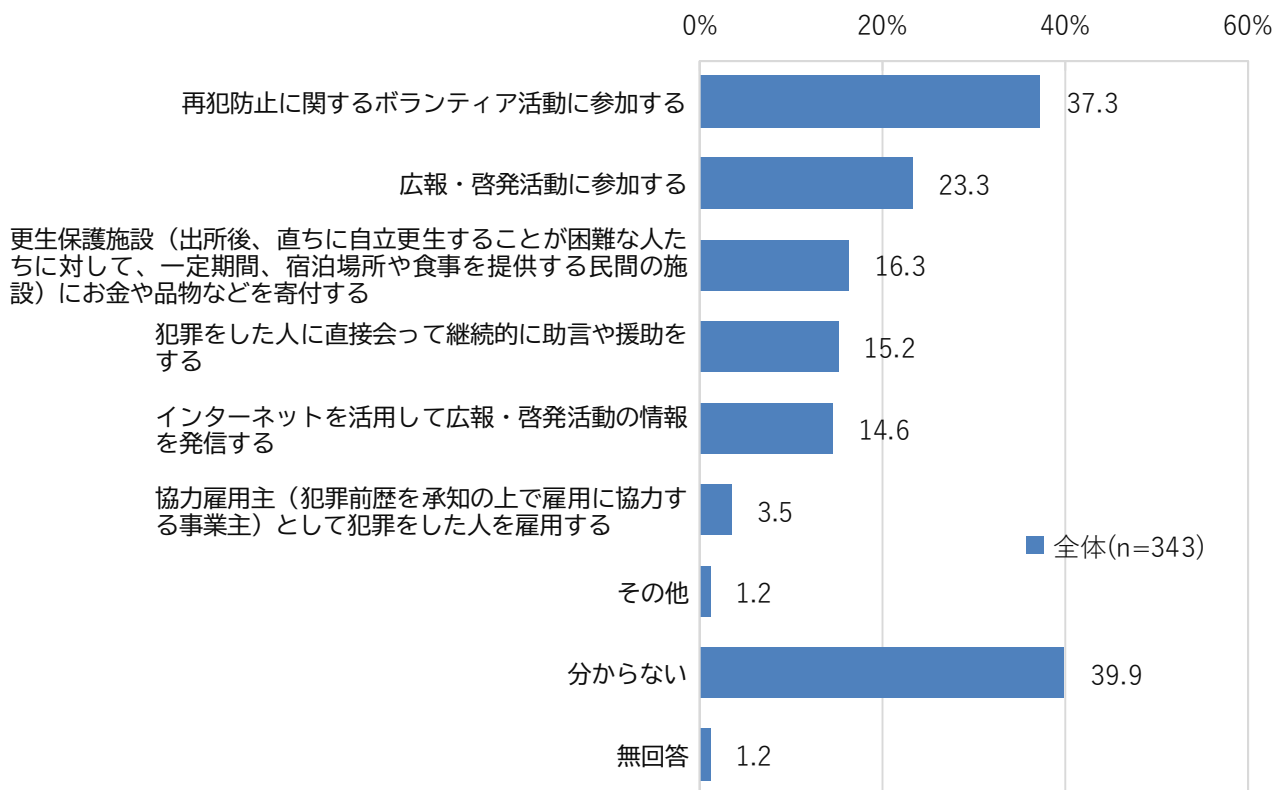
#### ■出所者等の立ち直りに協力したいと思う理由（複数回答）



## 資料

### エ 協力の内容

「思う」と回答された方及び「どちらかといえば思う」と回答された方に協力の内容を伺ったところ、「分からない」が39.9%、「再犯防止に関するボランティア活動に協力する」と回答された方が37.3%となっており、協力したいが、何を協力したらよいのか分からない方が多くいます。

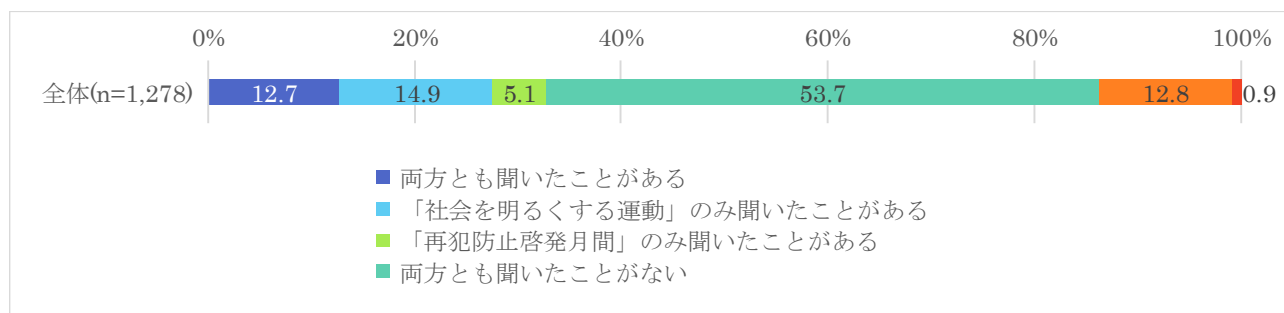


## 第1節 現状の整理

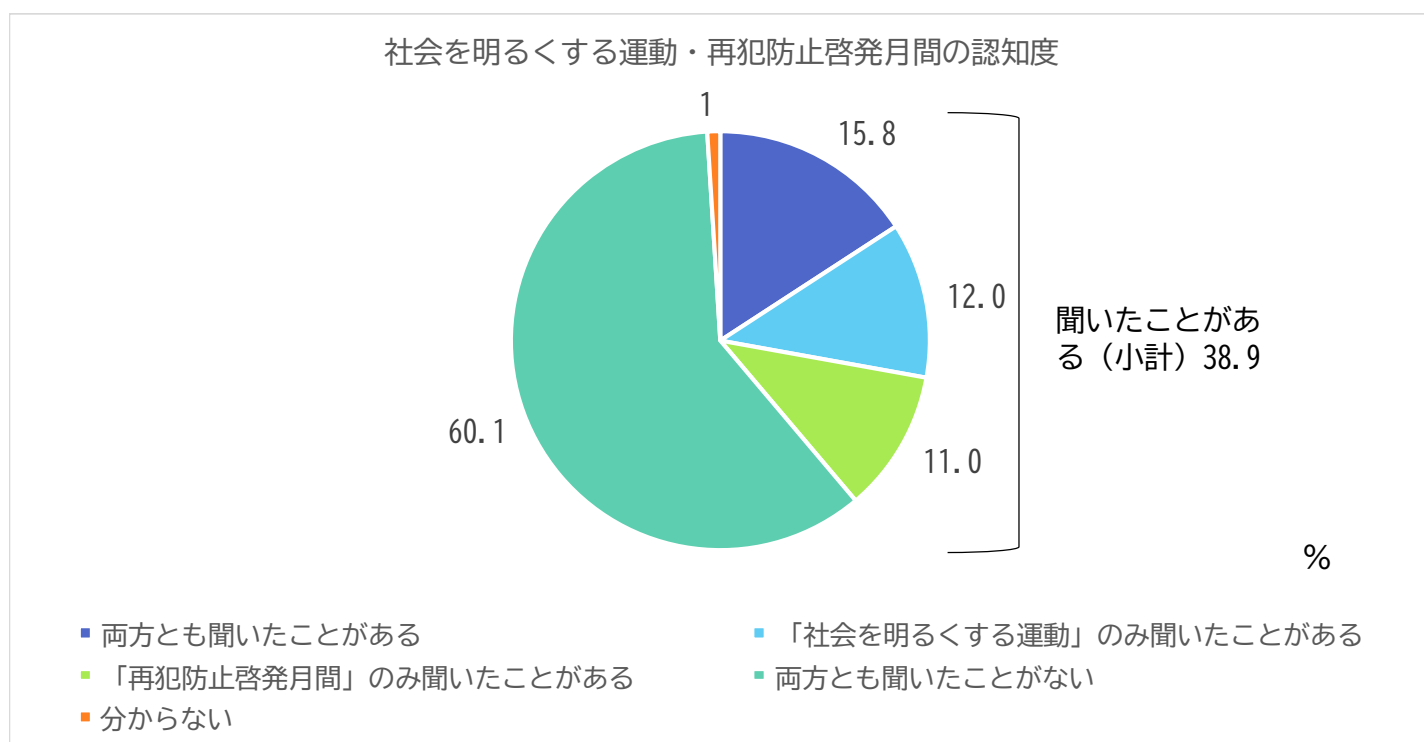
### (4) 「社会を明るくする運動」及び「再犯防止啓発月間」の認知度

「社会を明るくする運動」及び「再犯防止啓発月間」を聞いたことがあるか伺ったところ、50%以上の方が「両方とも聞いたことがない」と回答しています。いずれか、又はいずれも「知っている」と回答された方にどのように知ったか伺ったところ、「パンフレットやポスターで知った」が57.4%となっており、周知に当たっては、他の媒体を活用した周知を行う等の工夫が必要です。

#### ■ 「社会を明るくする運動」及び「再犯防止啓発月間」の認知度（単一回答）



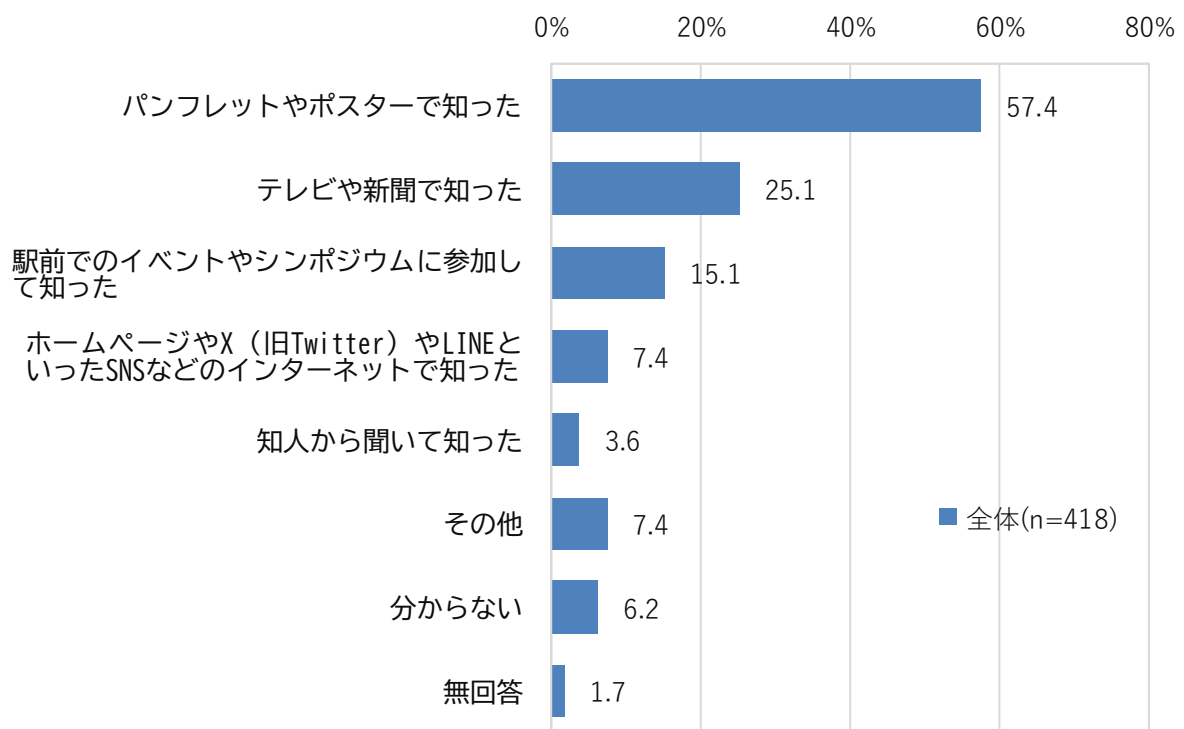
#### 【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成30（2018）年9月 内閣府）



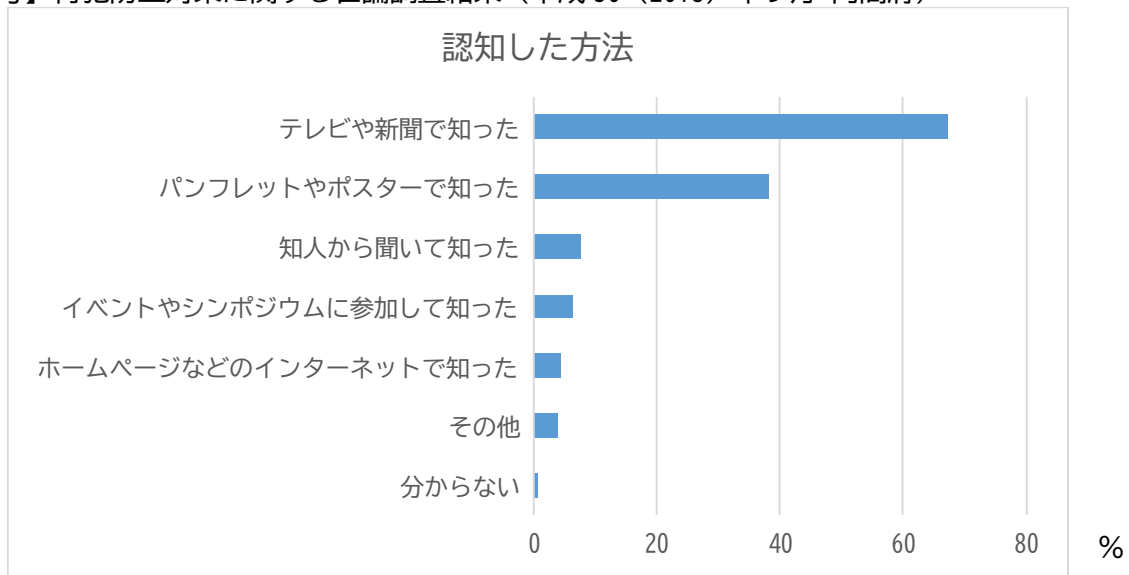
※全体（n=1,666）

資料

■「社会を明るくする運動」及び「再犯防止啓発月間」の認知方法（複数回答）



【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成 30（2018）年 9 月 内閣府）



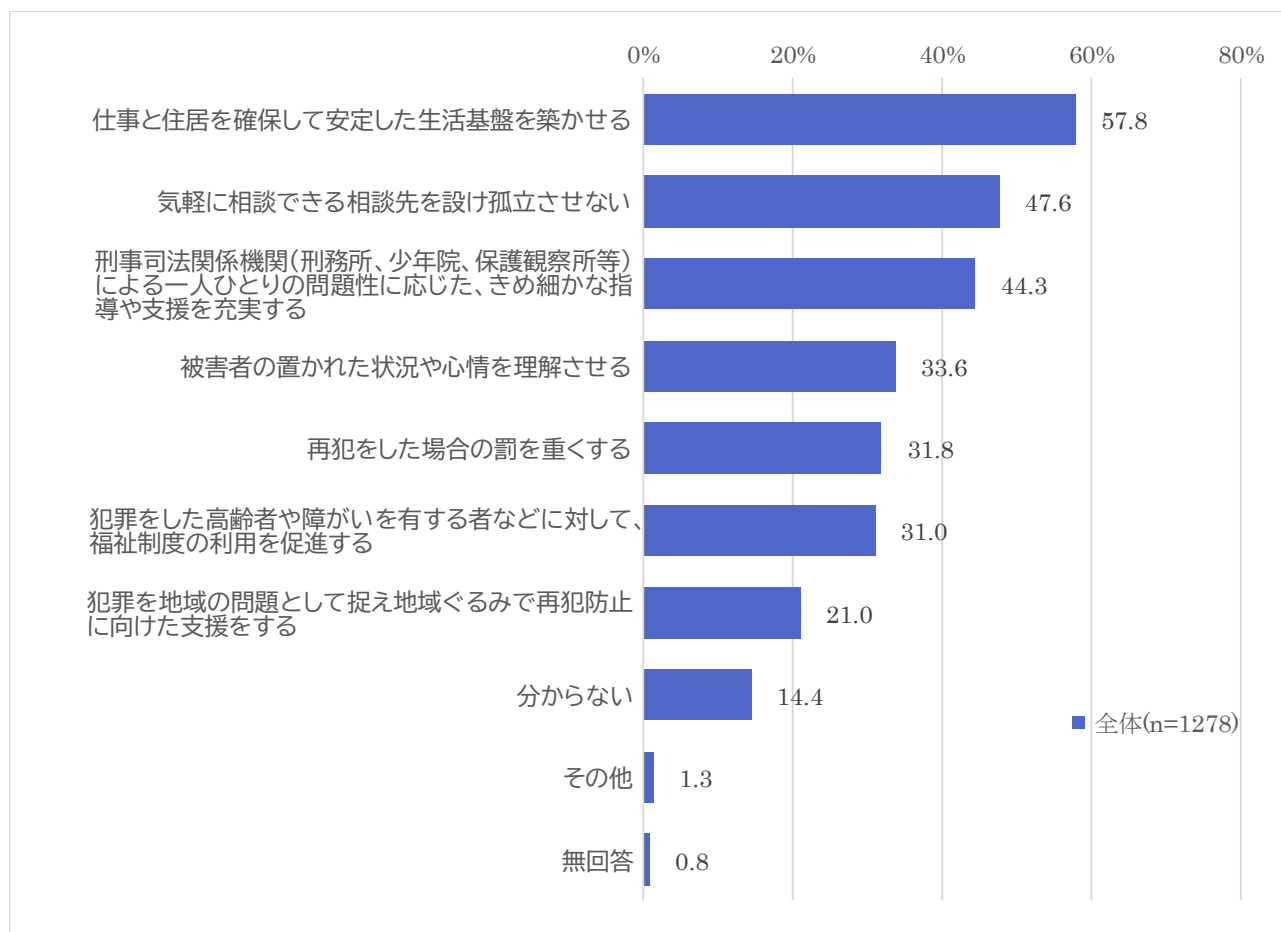
※全体（n=648）

(5) 再犯防止をするために必要なこと

再犯防止をするために必要なこととして、「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」と回答された方が 57.8%、「気軽に相談できる相談先を設け孤立させない」と回答された方が 47.6%、刑事司法関係機関（刑務所、少年院、保護観察所等）による一人ひとりの問題性に応じた、きめ細やかな指導や支援を充実する」と回答された方が 44.3%となっています。

再犯防止対策に関する世論調査結果（平成 30（2018）年 9 月 内閣府）より、「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」と回答された方の割合が高くなっています。

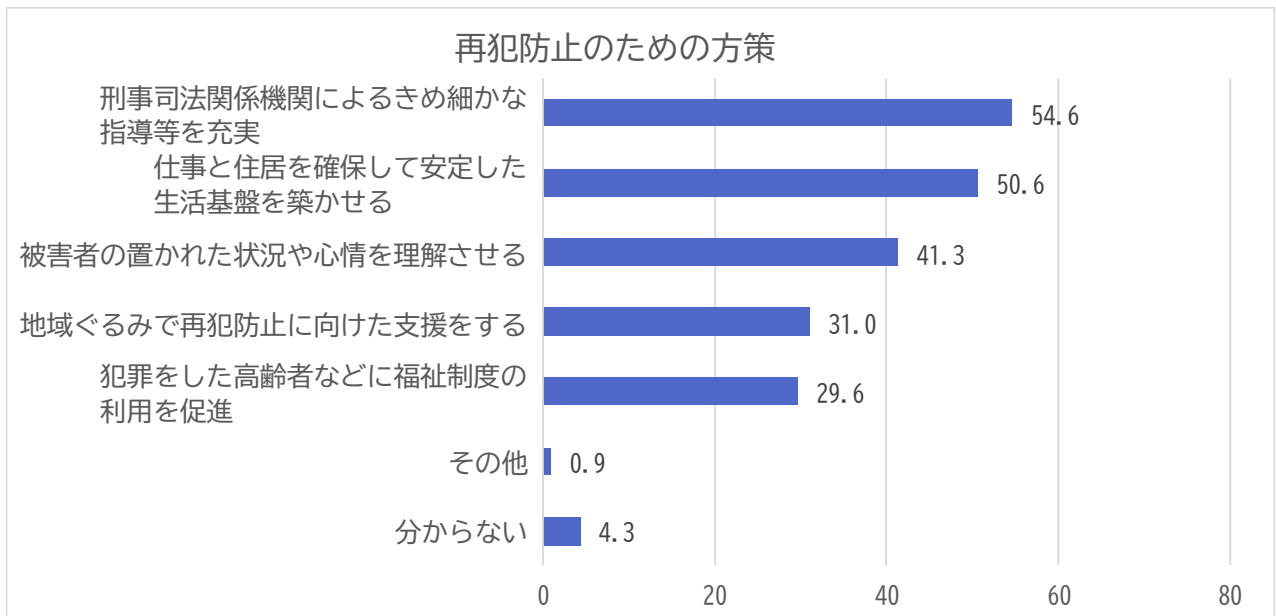
■再犯防止のために必要なこと（複数回答）





資料

【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成 30（2018）年 9 月 内閣府）

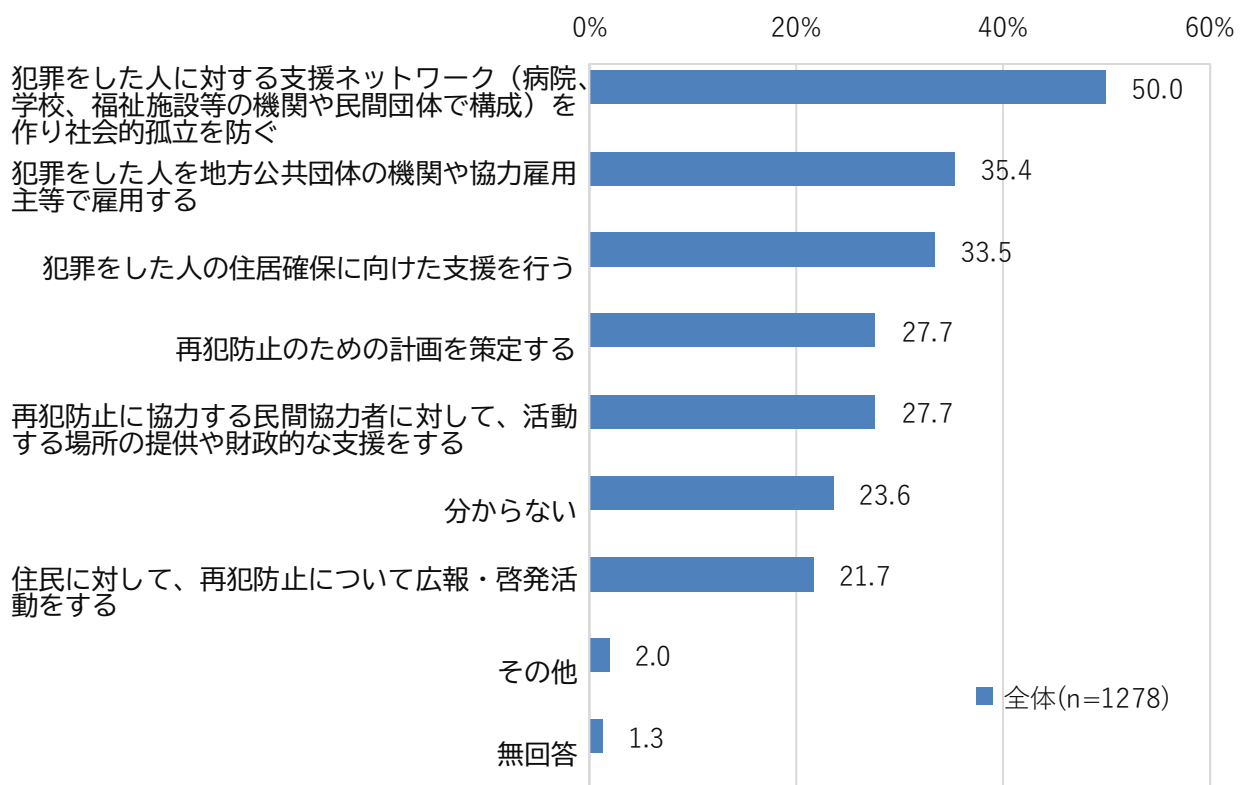


※全体 (n=1,666)

(6) 再犯防止のために市がすべきこと

再犯防止のために市がすべきこととして、「犯罪をした人に対する支援ネットワーク（病院、学校、福祉施設等の機関や民間団体で構成）を作り社会的孤立を防ぐ」を回答された方が 50.0%、「犯罪をした人を地方公共団体の機関や協力雇用主等で雇用する」と回答された方が 35.4%、「犯罪をした人の住居確保に向けた支援を行う」と回答された方が 33.5%となっています。

■再犯防止のために市がすべきこと（複数回答）



## 4 再犯防止関連団体調査結果から見る現状

### (1) 出所者が仕事に就くために市に支援して欲しいこと

支援内容	どのような	いつ
情報提供	雇用主、社会資源	出所の際
	出所当日や2～3日で案内可能な仕事	
	ハローワークと連携し、寮付きの会社や、日払いであってもすぐに紹介可能な仕事	
就労支援	社会福祉協議会や市内事業者等と連携して	出所から就労が定着するまで
	就労支援の窓口につながるような伴走型の	
	高齢や障がいによるハンディキャップを明確にした、無理のない	
物品・金銭等の貸付	就職活動に必要な（スーツ、携帯電話等）	出所から就労が定着するまで
	就労に必要なスキルを身に付けるために必要な（パソコン等）	
	資格（運転免許等）の取得に必要な	
窓口の設置	1箇所の窓口で全ての手続を完結できる	支援を申し出た際

### (2) 出所者が住む場所を確保するために市に支援して欲しいこと

支援内容	どのような	いつ
啓発活動 (地域住民向け)	民間更生保護施設等の理解を促進するよう	-
住居確保支援	・住民票の有無にかかわらず、生活保護申請の相談や家賃補助等、総合的な	出所の際
住居確保相談	・相談窓口での賃貸住宅への入居の	出所の際
生活支援	・生活面や金銭管理の指導等を継続的に実施するような息の長い	出所から住居確保後まで
資金の貸付・補助	生活保護制度と連携した住居確保資金	出所の際
	賃貸住宅の家賃	出所から仕事に就くまで
財政的支援 (民間更生保護施設等)	-	-

資料

支援内容	どのような	いつ
住宅の貸付	市営住宅等の空き住宅	出所の際
	アパート仕様の物件、施設	
	個室（集団生活に馴染めない出所者向け）	
制度の構築	出所者に保証人を設定することが困難なケースの対応できるようなセーフティネット	出所の際
	対象者に応じた寄り添い型の各種支援（福祉、医療、生活全般や金銭管理に関する助言、修学・就労支援等）を提供できるような	
	不動産仲介事業者、家主が出所者に安心して賃貸物件を貸すことのできるような	
窓口の設置	1箇所の窓口で全ての手続を完結できる	支援を申し出た際
多機関協働の仕組みづくり	矯正施設入所前居住地自治体及び矯正施設出所後居住予定地自治体とのケースに応じた柔軟な居住確保について	-
	一時宿泊施設や居住支援法人	

(3) 高齢者の再犯防止のために市に支援して欲しいこと

支援内容	どのような	いつ
情報提供	独居の出所者地域で支える場の	-
職員研修	触法高齢者に対応できる	-
支援	社会的に孤立を解消するような	出所の際
	アウトリーチによる	
住居・居場所の確保 （住所不定・福祉的支援が必要な・独居の出所者）	住居	出所の際から住居の確保まで
	緊急ショートステイ等による施設入所、簡易宿泊所以外の居場所	出所の際から福祉サービス利用開始まで
	地域で支える場	出所以降
福祉サービス等利用支援	生活保護、介護認定、成年後見等の手続	出所の際
窓口の設置	1箇所の窓口で全ての手続を完結できる	支援を申し出た際

第1節 現状の整理

支援内容	どのような	いつ
多機関協働の仕組みづくり	インフォーマルな関係も含めた	-
	地域とつながりをもてるような社会福祉協議会や生活困窮に関する部署、高齢者福祉に関する部署等	

(4) 依存症等の方の再犯防止のために市に支援して欲しいこと

支援内容	どのような	いつ
広報・情報提供 (当事者、家族)	薬物依存についての相談や回復支援プログラム等が受講できる関係機関	-
	都や市が実施する公的な薬物依存についての相談・支援機関	
啓発 (地域住民)	ダルク等の自助グループや民間の回復支援施設等の民間支援団体への	-
	依存症又はしへき対策	
職員研修	依存症について理解を深める	-
支援 (自助グループ)	活動費用	-
	活動場所	
住居・居場所の確保 (住所不定・福祉的支援が必要な・独居の出所者・)	住居	出所の際から住居の確保まで
	緊急ショートステイ等による施設入所、簡易宿泊所以外の居場所	出所の際から福祉サービス利用開始まで
	地域で支える場	出所以降
福祉サービス等利用支援	生活保護、介護認定、成年後見等の手続	出所の際
サポート体制の構築	金銭管理をする支援者、家族をサポートする支援者、借金の対応をする支援者等、切れ目のない	-
	依存症等の出所者と支援機関とつなぐ	退院等で地域に戻るとき
多機関協働の仕組みづくり	支援施設や医療機関へと円滑につなぐ	-
	東京都（保健所）との地域支援ネットワーク	

資料

(5) 障がい者の再犯防止のために市に支援して欲しいこと

支援内容	どのような	いつ
広報・情報提供 (矯正施設)	市で実施している農福連携事業	-
啓発 (地域住民)	障がいのある人への理解や出所者等の立ち直りに向けた	-
職員研修	障がいのある出所者について理解を深める	-
支援	障がいがあると思われるものの障がいがあると診断されていない等制度の狭間にある人への	出所の際
	行政専門部署によるアウトリーチによる	
	定期的な訪問や状況確認	
	市ケースワーカーによる面会	在所中
復学・修学支援	保護者、付添人、家庭裁判所等が行っている少年鑑別所在所者の復学、修学に係る支援調整への協力	出所の際
支援 (家族)	相談・家事	-
	家族会の紹介	
多機関連携の仕組みづくり	生活保護担当者以外に保健師、障がい者福祉担当等複数の分野による	出所の際
	行政だけでなくインフォーマルな関係も含めた	
	保護司や支援事業体が密接で有機的な結び付きができる	
	矯正施設での支援者会議への参加等	在所中
	帰住先を所管する関係者によるケース会議	

(6) 地域生活に円滑に移行するために市に支援して欲しいこと

No.	取組	団体数 (n=16)
1	在所中の生活保護申請手続	9
2	出所後必要となる各種手続への所管部署が連携した円滑な対応	10
3	社会復帰支援に係る在所中のケース会議等の実施	8
4	出所者等を個別に支援する事業の実施	10
5	各種支援・相談窓口の提示	7

## 第1節 現状の整理

No.	取組	団体数 (n=16)
6	その他	4

### (7) 連携・調整がとれず、社会復帰が困難となった事例

No.	事例
1	本人の帰住希望地（住所地）や市区町村から帰住そのものについて拒否された事例
2	本人が窓口に来ていないと相談がスタートできない事例
3	在院者のうち18歳未満の少年については、児童福祉との調整が必要となるが、過去に児童相談所に係属していた者であっても、矯正施設に入所すると、児童相談所との調整が難しくなる事例
4	矯正施設入所前の市区町村と異なる地域の市区町村に帰住する事例
5	支援介入に消極的な事例（多数）。対象者との関係が構築できていないことを理由に特に保健師が初めて対峙する事例を受け付けない事例
6	飲酒している場合に、対応できないとして保健師や地域包括支援センターが支援を打ち切った事例
7	市の担当者が放置し、20年に及ぶ家庭内暴力が続き、親に怪我をさせた事例

### (8) 犯罪・再犯に至る原因として特徴的・代表的ケース

No.	罪名	犯罪・再犯に至る原因として特徴的・代表的なケース
1	窃盗罪	出所と同時に生活保護を受給し、住居も確保されていても、生活保護費から住居費や食費等が差し引かれると手元に残る金額が少なくなり、通常は、その金額でやりくりをして生活すべきところ、手元に残る金が少ないことへの不満を抱いて、あてもなく住居を出奔し、窃盗の再犯に至る、又は手元の金を減らしたくないという気持ちから、若しくは手元の金を飲酒等で見通しなく使ってしまったあげく、スーパー等で万引きをするといった事案
2	覚醒剤所持罪	出所後、たまたま、かつての薬物仲間に出会ってしまい、薬物を勧められた。その場では断ったが、1回分をもらってしまったために、後日使ってしまった事例
3	共通事項	被虐待歴・DV・知的障がい・他罰的傾向・対人不全・自分だけが損しているという被害感・視野狭窄・自分本位
4	窃盗罪	摂食障がい・社会的孤立・認知症・生活困窮・家族関係の中のストレス解消（親や夫への仕返し、嫁姑問題等）
5	覚醒剤取締法違反	愛着障がい・自己肯定感の低さ・問題からの逃避

資料

(9) 非行・再非行に至る原因として特徴的・代表的ケース

No.	罪名	非行・再非行に至る原因として特徴的・代表的なケース
1	非行	【特徴的な原因】 交友関係、反社会的行動パターン、反社会的認知、薬物依存、虐待やいじめ等の被害体験、家族の機能不全（家族の精神障がい、困窮、DV等）、孤立（いじめ、怠学、高校中退、不就労、家出等）
2	非行	学校で個別的配慮が必要な児童生徒が不登校になると、その後ケアされず放置されがちであることを始め、教育現場が障がいや疾病の知識が不十分なことから個別的な配慮が必要な児童生徒を発見できないケース
3	非行	非行、再非行に至る原因は一概にいけないが、学校への不適応や中途退学、就労を継続できないことは、非行の種類にかかわらず多く見られる特徴

(10) 支援拒否理由、傾向、課題

支援拒否理由	傾向
<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援は不要だという誤認</li> <li>・市役所等へ相談に行ったが、支援を受けられなかった経験</li> <li>・自由を制約されたくないという願望</li> <li>・受刑したという経歴を知られたくないという希望</li> <li>・本人や保護者が障がいを受容できない。</li> <li>・申請を拒否されて不信感がある。</li> <li>・個人の資産状況を把握されたくない等</li> <li>・疎遠な親族に同意の連絡をとられたくない、状況を知らされたくない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病識や障がい受容ができていない者</li> <li>・病気や障がいを認識していても、干渉されたくない者又は支援が必要だと感じていない者</li> <li>・他人の世話になりたくない、恥ずかしいという主張</li> <li>・プライドが高く、頑固で見栄っ張りだという性格</li> <li>・本人が医療又は福祉的支援の必要性を感じていない。</li> <li>・手帳を取得することに抵抗がある。</li> <li>・知人、友人に頼る。</li> <li>・通院の中断</li> <li>・対人関係が非常に不得手で、担当医から検査入院を勧められているが拒否するような者</li> <li>・不安定な対人関係</li> <li>・少年及びその保護者等が、自身が医療又は福祉的支援の対象になることに対して抵抗感を抱いている。</li> <li>・地域の自治体に支援を求めること自体を障がい者としてのラベリングになると捉える保護者</li> </ul>



## 第1節 現状の整理

### (11) 再犯防止・社会復帰支援のための取組

No.	取組	団体数 (n=16)
1	市区町村による再犯防止のための独自事業の実施	7
2	地域住民向けシンポジウム・フォーラムの開催	7
3	各機関関係職員によるケース会議	8
4	定期・不定期の協議会	8
5	施設見学・説明会	8
6	その他	9

### (12) (1)～(11)以外で再犯防止施策を推進する上で、市に要望すること

要望内容	どのような	いつ
広報・情報提供 (保護者も含む。)	東京都、市区町村や民間支援団体等の各種相談窓口	-
広報・情報提供 (地域住民)	刑事司法機関と連携した	-
研修等 (市職員)	保護観察対象者に対する偏見や陰性感情を解消する	-
支援	相談窓口に行かない人、行けない人、行きたくない人、知らない人、制度の枠組みに入れないものの支援が必要な人たちへの伴走	-
地域づくり	様々な困りごと(例:ひきこもり、生活環境に課題のある住居等)を持っている人々が孤立することのない	-
保護司会活動支援	更生保護サポートセンター(保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動をするための拠点)のサテライト設置	-



## 1 国・東京都の動向から見る課題

## (1) 国の動向

## ア 施策ごとの課題

施策ごとの課題	
1	就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組
	(1) 就労の確保等
	① 依然として、保護観察終了時に無職である者は少なくないこと。
	② 実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう者が少なくないこと。
	③ 職業訓練を社会復帰後の就労に結び付くものとしていく必要があるとの指摘もあること。
	(2) 住居の確保等
① 依然として、満期釈放者のうちの約4割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していること。	
② 出所後、更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確保が円滑に進まない場合があること。	
2	就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組
	(1) 高齢者又は障がいのある者等への支援等
	① 高齢者や知的障がい、精神障がいのある者等、福祉的ニーズを抱える者をよりの確に把握していく必要があること。
	② 福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合があること。
	③ 支援の充実に向け、刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関等の更なる連携強化を図る必要があること。
	(2) 薬物依存の問題を抱える者への支援等
	① 薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関は、未だ十分とは言い難い状況にあること。
	② 薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等で治療・支援を受けた者の割合は低調に推移していること。
	③ 大麻事犯の検挙人員が8年連続で増加し、その約7割を30歳未満の者が占める等、若年者を中心とした大麻の乱用が拡大していること。

第2節 課題の整理

施策ごとの課題		
3	学校等と連携した修学支援の実施等のための取組	
	(1)	学校等と連携した修学支援の実施等
	①	依然として、少年院出院時に復学・進学を希望していること。 少年院出者のうち、約7割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院していること。
4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組	
	(1)	特性に応じた効果的な指導の実施等
	①	矯正施設及び保護観察所におけるアセスメント内容等の関係機関への有機的な引継ぎが必ずしも十分とはいえないこと。
②	刑事司法手続を離れた者が地域社会で特性に応じた支援を受けることができる体制が十分に整っているとはいえないこと。	
5	民間協力者の活動の促進等のための取組	
	①	より多くの民間協力者に再犯の防止等に向けた取組に参画してもらえよう、新たな民間協力者の開拓も含め、積極的な働きかけを行っていく必要があること。
	②	民間協力者が、“息の長い”支援を行う上で極めて重要な社会資源であることを踏まえ、民間協力者との連携を一層強化していく必要があること。
③	保護司については、担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでいる。その背景として、地域社会における人間関係の希薄化といった社会環境の変化に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいこと。	
6	地域による包摂を推進するための取組	
	①	再犯防止分野において国と地方公共団体が担うべき具体的役割が必ずしも明確とはいえない面もあり、再犯の防止等に関する地方公共団体の理解や施策の実施状況には依然として地域差が認められること。
	②	地方公共団体は再犯の防止等に関する知見・ノウハウ・情報に乏しく、国において、これらを提供する等の支援をしていく必要があること。
③	支援へのアクセシビリティを確保するという観点から、地域社会における関係機関や民間協力者等との連携をさらに強化していく必要があること。	
7	再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組	
	①	再犯の防止等の関係機関における業務のデジタル化を含めた体制の整備
	②	施策の効果検証やその結果に基づく施策の見直し
③	再犯の防止等にかかわる人材の育成や官民の関係者・関係機関の相互理解等の取組の更なる推進	

資料

イ 施策の方向性

施策の方向性		
1	就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組	
	(1)	就労の確保等
	①	適切な職業マッチングを促進するための多様な業種の協力雇用主の開拓、寄り添い型の就職・職場定着支援、コミュニケーションスキルやビジネスマナーといった就労やその継続に必要な知識・技能の習得、社会復帰後の自立や就労を見据えた職業訓練・刑務作業の実施等をさらに充実させる必要がある。
	(2)	住居の確保等
	①	矯正施設在所中の生活環境の調整の充実や更生保護施設等の受入れ・処遇機能の更なる強化
	②	地域社会での定住先の確保を円滑に進めるための支援の充実
	③	更生保護施設退所後の本人への訪問等による専門的・継続的な支援の拡大
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組	
	(1)	薬物依存の問題を抱える者への支援等
	①	薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関の更なる充実を図る。
	②	刑事司法関係機関、地域社会の保健医療機関等の各関係機関が、“息の長い”支援を実施できるよう、連携体制をさらに強化していく必要がある。
	③	増加する大麻事犯者の再犯の防止等に向けた取組を迅速に進めていく必要がある。
④	薬物依存の問題を抱える者の回復過程においては、その他の精神疾患に陥る場合があることや、断薬に向けて治療等の継続と就労を並行して行うことが容易ではない場合があることを念頭に置いて、対応していく必要がある。	
3	学校等と連携した修学支援の実施等のための取組	
	(1)	学校等と連携した修学支援の実施等
	①	引き続き、矯正施設において、民間のノウハウやICTの活用等により教科指導の充実を図る。
	②	少年院出院後も一貫した修学支援を実施できるよう、矯正施設、保護観察所、学校等の関係機関の連携を強化していく必要がある。
③	非行が、修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を強化していく必要がある。	
4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組	
	(1)	特性に応じた効果的な指導の実施等
	①	刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が成立し、今後、受刑者に対し、改善更生のために必要な作業と指導を柔軟に組み合わせた処遇が可能となること等を受け、犯罪被害者等の視点も取り入れながら、個々の対象者の特性に応じた指導等を一層充実させていく必要がある。

施策の方向性		
5	民間協力者の活動の促進等のための取組	
	①	幅広い世代から多様な人材を確保することができる持続可能な保護司制度の構築に向けて、保護司組織の運営を含む保護司活動の支障となる要因の軽減等について検討を進め、保護司活動の基盤整備を一層推進していく必要がある。
6	地域による包摂を推進するための取組	
	①	国と地方公共団体が担う役割を具体的に明示することで、地方公共団体の取組を促進する。
	②	地域社会における国・地方公共団体・民間協力者等による支援連携体制をさらに強化していくこと。
7	再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組	
	①	再犯の防止等の関係機関における業務のデジタル化を含めた体制の整備、施策の効果検証やその結果に基づく施策の見直し、再犯の防止等にかかわる人材の育成や官民の関係者・関係機関の相互理解等の取組をさらに進める必要がある。

## (2) 東京都の動向

### ア 具体的な取組ごとの課題

1. 就労・住居の確保等のための取組	
(1) 就労の確保等	
ア	就労支援の取組の一層の充実が求められている。
イ	協力雇用主の業種に偏りがある。
ウ	実際の雇用に伴う不安・負担が大きい。
エ	協力雇用主に対する支援の充実等による更なる雇用の促進が望まれている。
(2) 住居の確保等	
ア	更なる受入機能の強化や、高齢者・障がい者、薬物事犯者等の自立に困難が伴う入所者の増加に対応し得る処遇機能の強化が課題となっている。
イ	各更生保護施設の特徴に応じた更なる活用が求められる。
ウ	更生保護施設等はあくまでも一時的な居場所であり、退所後の適当な住居の確保や退所後の生活が安定するまでの間のフォローアップが重要だが、退所後のフォローアップは一部の更生保護施設の自発的な取組に委ねられている部分が多く、今後の更なる推進が望まれる。
2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組	
(1) 高齢者又は障がいのある者等への支援等	
ア	支援を希望しない者等、必要な福祉サービスの確保に至らないまま出所する者もいる。
イ	今後その効果的な実施が望まれる。
(2) 薬物依存を有する者への支援等	
ア	薬物依存症からの回復には継続的な治療・支援を受けることが重要である。
イ	薬物問題を抱える者に対し、地域社会において途切れることのない継続的な支援を、関係各機関で実施していくことが必要である。

## 資料

3. 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組
(1) 非行の防止・学校と連携した修学支援等
ア 非行の未然防止はもとより、非行や犯罪に陥った少年が立ち直り、地域社会の一員として社会復帰するには、自立のために必要な修学支援、仕事や居場所の確保等、社会での受入れを一層進めることが求められている。
4. 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組
(1) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
ア 再犯防止のための指導・支援等を効果的に行うには、犯罪や非行の内容はもとより、経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等、対象者それぞれの特性を把握した上で適切な指導等を選択し、継続的に働きかけていくことが重要である。
イ 都及び国の関係機関においても、国の取組を踏まえ、必要に応じ情報共有を図りながら、特性に応じた効果的な指導・支援等を継続的に実施していくことが求められる。
5. 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組
(1) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
ア 保護司の高齢化が進んでいること、保護司をはじめとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、刑事司法関係機関と民間協力者との連携が不十分であること等、活動を促進するに当たっての課題がある。
イ 再犯の防止等に関する施策は、都民にとって必ずしも身近でないため、関心と理解を得にくく、都民に十分に認知されているとはいえない。
6. 再犯防止のための連携体制の整備等のための取組
(1) 再犯防止のための連携体制の整備等
ア 地方公共団体が再犯防止に取り組むに当たっては、犯罪をした者等に対する処遇の現状やその社会復帰を促進するに当たっての課題、支援のノウハウ等に関する知見や情報が十分でない。



第2節 課題の整理

イ 具体的な取組

具体的な取組				
1	就労・住居の確保等のための取組			
	（１）	就労の確保等		
		①	ア	就職に向けた相談・支援等の充実（非行少年に対する就労支援）
	非行少年に対する就労支援			
	（ア）		東京都若者総合相談センターにおける取組	
	（イ）		警視庁少年センターを中心とした取組	
	②	就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた支援		
		ア	東京都しごとセンター及び東京都立職業能力開発センター等における取組	
		イ	TOKYO チャレンジネットにおける取組	
	③	多様な業種の協力雇用主の確保に向けた広報等		
		協力雇用主の活動に対する支援の充実等		
	④	ア	協力雇用主の公共調達受注機会の増大	
		イ	保護観察対象少年の公的機関における非常勤職員としての雇用	
	⑤	一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保		
		ア	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による就労系障がい福祉サービスでの対応	
		イ	区市町村障害者就労支援センターによる取組の推進	
		ウ	障害者就業・生活支援センターによる取組	
		エ	生活困窮者自立支援制度による支援	
	⑥	就労支援に携わる関係機関・団体相互の連携確保		
	⑦	全ての都民の就労を応援する新たな条例の検討		
（２）	住居の確保等			
	①	入居を拒まない民間賃貸住宅の供給の促進		
	②	自立準備ホームの確保に向けた協力		
	③	都営住宅への優先入居制度の活用		
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組			
	（１）	高齢者又は障がいのある者等への支援等		
		①	刑務所出所者等に対する福祉的支援に関する多機関連携の強化（特別調整への協力等）	
			加齢等を背景とした犯罪への対応（「高齢者よろず犯罪相談」窓口の設置）	
		③	保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化（法令に基づく各種福祉制度の運営）	
		④	刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関との連携	
	（２）	薬物依存を有する者への支援等		

資料

2	①	薬物依存症者に対する治療・支援等のネットワーク構築		
		ア	連絡会議等への参加等による連携確保	
		イ	「連携マニュアル」作成による関係機関・団体の円滑な連携	
		②	薬物依存症者に対する地域における息の長い支援の提供	
			ア	多様な相談に対応できる体制の確保と連携の推進
			イ	薬物依存症等に関する専門医療等の提供等
	ウ		薬物依存症回復プログラム等への参加支援等	
	エ	地域支援につながる動機付けを高める機会の提供		
	オ	保護観察が終了する薬物事犯者等への継続的支援等		
	③	薬物依存症者に対する治療・支援等の担い手・受け皿の確保（薬物依存症者の支援を担うスタッフの育成等）		
	④	薬物依存症者の家族等に対する支援の充実等		
		ア	家族等からの相談対応等	
	イ	相談機関等に関する情報の周知等		
	3	非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組		
	①	少年の非行の未然防止等		
		ア	学校における非行防止のための教育	
		イ	薬物乱用未然防止のための教育	
		ウ	薬物乱用防止に向けた人材育成の推進	
		エ	学校生活継続のための本人・家族等への支援	
		オ	中途退学者への就労等の支援	
		カ	地域における非行防止等のための支援	
		キ	警視庁少年センターを中心とした非行少年に対する支援	
	②	非行等による学校教育の中断の防止等（矯正施設や保護観察所等と連携した取組の検討）		
	③	学校や地域社会において再び学ぶための支援		
		ア	高校中退者等に対する地域社会における支援	
		イ	矯正施設や保護観察所等と連携した取組の検討	
	4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組		
	①	特性に応じた指導等の充実		
		ア	子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止	
		イ	ストーカー加害者に対する指導等	
			(ア)	被害者への接触防止のための指導等
			(イ)	ストーカー加害者に対するカウンセリング等
		ウ	暴力団関係者等再犯リスクが高い者に対する指導等（暴力団からの離脱に向けた働きかけ）	
エ	少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等			



## 第2節 課題の整理

4	①	エ	(ア)	関係機関と連携したきめ細かな支援等
			(イ)	少年鑑別所における観護処遇への協力
			(ウ)	非行少年に対する社会奉仕体験活動等への参加の促進
			(エ)	保護者との関係を踏まえた指導等の充実
			(オ)	少年院在院者の再犯防止に向けた取組
		オ	女性の抱える問題に応じた相談対応等	
		カ	発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等（矯正施設内における指導への協力）	
	キ	関係機関や地域の社会資源の一層の活用		
5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組				
	①	民間ボランティアの活動に関する広報の充実		
	②	民間ボランティアの活動に対する支援の充実		
		ア	少年警察ボランティアの活動に対する支援	
		イ	更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実	
	③	更生保護事業に対する支援		
	④	民間協力者との連携の強化		
6 再犯防止のための連携体制の整備等のための取組				
	①	再犯防止のための協議会等の設置		
	②	区市町村における再犯防止施策の促進及び連携の確保		

## 2 市民意識調査結果から見る課題

市民意識調査において、再犯防止施策として市は何をするべきか尋ねたところ、「犯罪をした方に対する支援ネットワーク（病院、学校、福祉施設等の機関や民間団体で構成）を作り社会的孤立を防ぐ」が50.0%、「犯罪をした方を地方公共団体の機関や協力雇用主等で雇用する」が35.4%、「犯罪をした方の住居確保に向けた支援を行う」が33.5%、「再犯防止のための計画を策定する」と「再犯防止に協力する民間協力者に対して活動する場所の提供や財政的支援をする」がそれぞれ27.7%、「住民に対して、再犯防止について広報・啓発活動をする」が21.7%となっています。また、再犯防止のために必要なことについては、「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」が57.8%、「気軽に相談できる相談先を設け孤立させない」が47.6%となっています。そこで、それぞれについて以下に課題を整理します。

### (1) 社会的孤立の防止

出所者等は、家族と疎遠であったり、不健全な交流関係、地域社会や家主・雇用主から敬遠されていたりする等、社会的に孤立している傾向が見られます。また、社会や人への不信感や成功体験が乏しく自分自身への不信感や諦めを抱える人が多いとされています。出所者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、病

## 資料

院、学校、福祉施設等の機関や民間団体その他の関係者との緊密な連携協力を確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進することが必要です。

再犯防止対策の一翼を担う人材として再犯防止に協力する民間協力者の存在が重要となっています。市民意識調査において再犯防止に協力する民間協力者がいることを知っているかについては、「保護司」が55.5%、次いで、「更生保護施設」が37.6%、続いて、「いずれも知らない」が33.0%となっています。

立ち直り支援に地域のボランティアがかかわることで、支援の実効性の向上と地域社会の理解の増進という複合的な効果を創出できることが期待されます。その中で民間協力者は、専門家と協働してボランティアを組織・育成し、本人の社会参加を支えるコミュニティづくりを行い、社会的孤立を防ぐ推進役として重要になっています。

### (2) 住居の確保

刑務所に再度入所してきた者で犯行時住居不定であるものの割合は、17.6%となっており、初入者(12.4%)よりも再入者の方が、住居不定の人の割合が高くなっています(平成31・令和元(2019)年、矯正統計年報)。また、刑務所等からの満期出所者の44.0%が適当な住居が確保されないまま出所しており、住居不定の人は出所後、比較的短期間のうちに再犯に至っている実情があります(平成31・令和元(2019)年、矯正統計年報)。

帰るべき住居のない出所者等の主要な受皿となる民間の更生保護施設は、都内に19施設があり、年間約1,400人の出所者等を新たに受入れています(東京保護観察所)、更なる受入機能の強化や、高齢・障がい者、薬物事犯者等の自立に困難が伴う入所者の増加に対応し得る受皿機能の強化が課題となっています。出所者等の特性(行き場のない高齢者・障がい者、無職である受刑者等)に応じた居住先確保のため、生活環境の調整の充実を図るとともに、帰住先である更生保護施設等による地域生活自立を目指した処遇・支援の在り方の検討を通じ、その活動の更なる促進を図る必要があります。

更生保護施設の職員によると、施設入所者の自立先の確保で困ったことがある割合は76.7%にのぼり、その93.7%が保証人を確保できないと回答しています(平成30(2018)年、法務省)。住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者居住支援法人が、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守り等の生活支援等を実施しており、居住支援法人と連携した住居確保・見守り支援を強化することも重要となっています。

### (3) 就労の確保

就労の有無は、再犯率に大きく影響しており、出所者等の社会復帰・再犯防止を実現するために重要な要素です。刑事施設から仮釈放された場合等には、社会での更生をサポートし、再犯を防止するため保護観察に付されますが、保護観察終了時に無職であった人の再犯率は24.8%で、職があった人の再犯率(7.8%)に比べて約3倍高くなっています(平成25(2013)年~29(2017)年、法務省)。しかし、出所者等は、不規則な生活、浪費、不健康な食生活等、不十分な社会生活スキルをもつ特性を持つケースも多く、就職が難しい傾向が見られます。刑務所出所者等の求職活動は、その前科等のため就職に当たって困難が大きく、また、いったん就

## 第2節 課題の整理

職しても、基本的なマナーや対人関係の能力不足により早期に離職する等職場定着に困難を伴う場合が多くなっています。

出所者等の就労確保のための国の施策としては、矯正施設、保護観察所及びハローワークの連携による「刑務所出所者等総合的就労支援対策」及び保護観察所が民間の就労支援事業者に委託して実施している「更生保護就労支援事業」によるきめ細かな就労支援策が実施されていますが、保護観察終了者に占める無職者率は21.3%（平成31・令和元(2019)年、法務省）に及び等、就労支援の取組の一層の充実が求められています。就労後の確実な職場定着に向け、国や都による取組の実施状況を踏まえつつ、ハローワーク、就労支援事業者機構等の関係機関・団体等と連携し、多様な業種の協力雇用主の確保に努めることが必要です。

市民としては、協力雇用主（会社）のことをもっと知るとともに、協力雇用主の製品やサービスを購入する等、多様な会社が刑務所出所者の雇用に積極的になるよう側面支援することが考えられます。

### （4）再犯防止について広報・啓発活動

市民の社会課題に対する意識や理解を増進する上で、普及啓発活動は重要な役割をもっています。再犯防止推進法では、毎年7月を「再犯防止啓発月間」と規定し、国民の間に広く再犯防止についての関心と理解を深めるための事業の実施に努めることとされています。

市民意識調査によると、出所者等の立ち直りに協力したいかについては、「(どちらかといえば)思う」が26.9%に対して、「(どちらかといえば)思わない」が47.2%、「分からない」が25.3%となっています。協力したいと思う理由については、「高齢や障がい等、犯罪をした背景があるかもしれないから」が50.4%、「地域の安全のため」が45.2%となっています。他方、協力したいと思わない理由については、「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」が51.5%、「犯罪をした方と、どのように接すればよいか分からないから」が47.2%、「犯罪をした方と、関りを持ちたくないから」が42.2%となっており、出所者等の立ち直りについてはどちらかといえば距離を置きたいとする市民が多くなっています。

また、再犯防止に関する取組である「再犯防止啓発月間」又は「社会を明るくする運動」を聞いたことがあるかについては、「両方とも聞いたことがない」が53.7%、「社会を明るくする運動」のみ聞いたことがある」が14.9%となっており、市民にとって再犯防止等に関する施策はあまり馴染みのない存在になっています。

更生の意欲を有する出所者等が、責任ある社会の構成員として受入れられ、「誰一人取り残さない」社会の実現のためには、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報する等して、市民にとって再犯の防止等に関する施策を身近なものとし、広く市民の関心と理解が得られるものとしていくことが求められます。

市民としては、更生保護や更生保護ボランティアのことをもっと知るとともに、社会に暮らす様々な人たちのことを理解し、立ち直ろうとする人を受入れ、地域社会に取り込んでいくことが重要と思われます。

### 3 再犯防止関連団体調査結果から見るポイント・事例の問題点

#### (1) 社会復帰が困難なケースについて円滑な社会復帰に向けたポイント

No.	円滑な社会復帰に向けたポイント
1	刑事司法機関、自治体及び関係機関等の各担当者が課題をどれだけ理解・共有し、(支援できない理由ではなく)何を支援できるかをともに考えていけるか。
2	出所後の地域社会における切れ目のない支援を継続させるために、在所中における児童相談所や市区町村担当部署との連絡調整、ケース会議、各種手続が円滑に進められるよう協力すること。
3	児童相談所や市区町村担当者間の引継ぎ及び調整が円滑に行われる体制を整備すること。
4	関係構築を優先するあまり、支援機会の損失や再犯に発展するという可能性があること。
5	精神疾患や依存症の病気である場合は、本人がSOS発信をする可能性が低い。どのような手段をとれば必要な治療につなげることができるかという姿勢でかわり続けること。

#### (2) 罪名ごとの円滑な社会復帰に向けたポイント

No.	罪名	円滑な社会復帰に向けたポイント・事例の問題点
1	窃盗罪	再犯事例を見ると、彼らにとって窃盗以外の問題解決の選択肢がなく、かつ、窃盗への心理的ハードルが非常に低いことが見て取れること。
2	覚醒剤所持罪	・彼らの交友関係が覚醒剤乱用者等の犯罪性の高い者に偏っていること。 ・薬物仲間との遭遇等を、「偶然の出来事」、「不運な出来事」としか捉えられず、自らの意思で再使用したことへの問題意識が深まりにくいこと。

#### (3) 非行・再非行の円滑な社会復帰に向けたポイント

No.	罪名	円滑な社会復帰に向けたポイント・事例の問題点
1	非行	・個人の資質や成育歴も無関係ではないが、何より、障がいや疾病に係る必要な支援を受けられずに問題が大きくなったことが非行として表出したと考えられること。 ・教員で全て解決はできないので、スクールソーシャルワーカーの常勤化等積極的な活用が望まれること。

(4) 支援拒否等に対応するポイント・事例の問題点

課題
<ul style="list-style-type: none"><li>・保護者の抵抗感が強く、保護者の同意を得ることに苦慮するケースもあること。</li><li>・医療又は福祉的支援に対する正しい知識を付与する機会を設けることが肝要であること。</li><li>・自分や家族の判断で通院や服薬を中断されてしまうこと。</li><li>・不信感を持つと、「二度と行かない。」と決意している場合があり、説得に応じないこと。</li><li>・行政側に強制力がないので放置されてしまうこと。</li><li>・障がい特性、疾病によるものゆえの拒否ということも踏まえて関与（働きかけ）を試みる必要があること。</li></ul>



（計画の策定）

第5条 市は、第3条に規定する基本理念を実現するため、市民の生活の視点から市民福祉に関する基本的かつ総合的な福祉計画（以下「福祉総合計画」という。）を策定するものとする。

2 福祉総合計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進に関する事項
- (2) 高齢者福祉の推進に関する事項
- (3) 障がい者福祉の推進に関する事項
- (4) 児童福祉の推進に関する事項
- (5) 健康の増進の推進に関する事項

3 市は、前項第1号に規定する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき規則で定める事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する規則で定める事項
- (3) 地域福祉を目的とする事業の健全な発達に関する規則で定める事項
- (4) 地域福祉に関する活動への市民の参加の促進に関する規則で定める事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

（計画の策定）

第5条 条例第5条第3項第1号に規定する規則で定める事項とは、次に掲げる事項をいう。

- （1） 様々な課題を抱える人の就労、活躍の場の確保等を目的とした福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
- （2） 高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野のうち特に重点的に取り組む分野に関する事項
- （3） 制度の狭間の課題への対応のあり方
- （4） 生活困窮者のような各分野横断的に関係する市民に対応できる体制
- （5） 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービスの展開
- （6） 居住に課題を抱える市民への横断的な支援のあり方
- （7） 就労に困難を抱える市民への横断的な支援のあり方
- （8） 自殺対策の効果的な展開を視野に入れた支援のあり方
- （9） 市民後見人等の養成、活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人等地域づくりの観点を踏まえた権利擁護のあり方
- （10） 高齢者、障がい者及び児童に対する統一的な虐待への対応並びに家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題に着目した支援のあり方
- （11） 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした市民への社会復帰支援のあり方
- （12） 市民が集う拠点の整備、既存施設等の活用
- （13） 市民が主体的に地域生活課題を把握し、解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と各福祉分野の圏域及び福祉以外の分野で定める圏域との関係の整理
- （14） 地域づくりにおける官民協働の促進、地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附、募金等の取組の推進



- (15) 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- (16) その他市長が特に必要と認める事項

狛江市福祉基本条例及び狛江市まちづくり条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日  
条例第 号

（狛江市福祉基本条例の一部改正）

第1条 狛江市福祉基本条例（令和2年条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（計画の策定）</p> <p><b>第5条</b> （略）</p> <p>2 福祉総合計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p><b>（6） その他地域共生社会の推進に関する事項</b></p> <p>3～6 （略）</p>	<p>（計画の策定）</p> <p><b>第5条</b> （略）</p> <p>2 福祉総合計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>3～6 （略）</p>

（狛江市まちづくり条例の一部改正）

第2条 狛江市まちづくり条例（平成15年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（まちづくりに関する施策等）</p> <p><b>第6条</b> この条例におけるまちづくりに関する施策等は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>（1） 狛江市基本構想及び基本計画、<u>狛江市都市計画マスタープラン・立地適正化計画</u>、狛江市環境基本計画、福祉総合計画<u>その他市のまちづくりに関する基本的方針等を定めた計画</u></p> <p>（2）～（5） （略）</p>	<p>（まちづくりに関する施策等）</p> <p><b>第6条</b> この条例におけるまちづくりに関する施策等は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>（1） 狛江市基本構想及び基本計画、<u>狛江市都市計画マスタープラン</u>、狛江市環境基本計画、<u>狛江市住宅マスタープラン</u>、<u>狛江市福祉基本計画</u>、<u>その他市のまちづくりに関する基本的方針等を定めた計画</u></p> <p>（2）～（5） （略）</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 令和 5 年度第 3 回狛江市再犯防止推進計画策定検討委員会 会議録

日時： 令和 5 年 11 月 14 日（火）18 時 00 分～20 時 04 分  
 場所： ハイブリッド方式 防災センター402・403 会議室  
 出席者： 辰野委員長、加藤副委員長、愛甲委員、安藤委員、大井委員、金井委員、河口委員、小林委員、須田委員、土公委員、西田委員、箕輪委員  
 【事務局】宗像部長（福祉保健部）  
 佐渡課長、小嶋係長、横山（福祉政策課）  
 鈴木課長（安心安全課）

欠席者： なし  
 傍聴者： 1 名

配布資料： 資料 1-1 委員からの御意見（臨時会）  
 資料 1-2 委員からの御意見（第 2 回）  
 資料 1-3 委員からの御意見（ヒアリング）  
 資料 2 住民懇談会の結果について  
 資料 3 中間答申案の変更点について  
 資料 4 再犯防止推進計画中間答申案  
 資料 5 令和 5 年度再犯防止推進計画策定検討委員会（臨時会）  
 資料 6 令和 5 年度第 2 回再犯防止推進計画策定検討委員会  
 資料 7 狛江市再犯防止推進計画策定検討委員会全体工程表  
 資料 8 狛江市再犯防止推進計画策定検討委員会名簿

議題： 

報告事項
報告事項
報告事項
審議事項

 中間答申案への委員からの御意見まとめについて  
 住民懇談会の結果について  
 中間答申案の構成等の変更について  
 狛江市第 1 次再犯防止推進計画中間答申（案）について  
 その他

## 議事

（事務局）

皆様こんばんは。本日はお忙しい中、令和 5 年度第 3 回狛江市再犯防止推進計画策定検討委員会に御参加いただきまして、ありがとうございます。今回の会議もハイブリッド方式で開催いたします。オンラインで御出席の方は議事進行中は、音声をミュートにいただき、発言をする際には挙手をお願いします。その際、ミュートを解除してから御発言ください。それでは辰野委員長、よろしく願いいたします。

○開 会  
 （委員長）

こんばんは。狛江市再犯防止推進計画策定検討委員会委員長の辰野です。本日もよろしく願いいたします。

（欠席者の確認）

本日、欠席の連絡等がありますか。

(事務局)

本日、欠席の御連絡はいただいております。安藤委員が移動中のため、遅れて参加される予定です。

本委員会の委員総数は12名となっており、現時点で11名の委員が御出席されておりますので、狛江市再犯防止推進計画策定検討委員会の設置及び運営に関する規則第6条第2項の規定による「委員の過半数の出席」という会議開催の要件を満たしておりますので、本委員会は有効に成立してございます。

(委員長)

では、議事を開始いたします。事務局より資料の確認をお願いします。

(事務局)

資料の説明をさせていただきます。

令和5年度第3回狛江市再犯防止推進計画策定委員会アジェンダ

- 【資料1-1】委員からの御意見（臨時会）
- 【資料1-2】委員からの御意見（第2回）
- 【資料1-3】委員からの御意見（ヒアリング）
- 【資料2】住民懇談会の結果について
- 【資料3】中間答申案の変更点について
- 【資料4】再犯防止推進計画中間答申案
- 【資料5】令和5年度再犯防止推進計画策定検討委員会（臨時会）
- 【資料6】令和5年度第2回再犯防止推進計画策定検討委員会
- 【資料7】狛江市再犯防止推進計画策定検討委員会全体工程表
- 【資料8】狛江市再犯防止推進計画策定検討委員会名簿

また、本日追加資料として【資料4（11月14日追加資料）】再犯防止推進計画中間答申案をメールでお送りしております。こちらは、事前にお送りしておりました【資料4】中間答申案について、前半部分の誤字脱字等を修正し、後半部分（資料編）の図表を見やすくし、内容を加筆したものとなっております。本日御議論いただく前半部分については、文言修正のみで大幅な内容の変更はなく、また、通しで振っているページ番号が変わってしまうことから、会議の際は事前にお送りしている一式資料に基づき御説明をさせていただきたいと思っております。

以上が本日の資料になりますが、過不足等ございませんでしょうか。

(委員長)

それでは議事に移ります。

#### (1) **報告** 中間答申案への委員からの御意見まとめについて

(委員長)

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

中間答申案について、委員の皆様からいただいた御意見及び事務局の対応についてまとめましたので御報告いたします

2ページ【資料1-1】を御覧ください。こちらは、8月21日に開催しました臨時会の中で出た御意見及び事務局回答を整理したものです。中間答申案に反映できるものについては反映させていただいております。なお、ページ数については、最新の中間答申案と変更になっている箇所もございますので御了承ください。

3ページ【資料1-2】を御覧ください。こちらは、9月5日に開催しました第2回委員会の中で出た御意見及び委員会後にいただいた御意見をまとめたものです。4ページ基本目標3を御覧ください。前回の委員会で、施策3-1出所（院）者等の就労支援を推進します。という施策について、「ハローワークで仕事が見つからない人をどうするか。保証人がいない人には何か支援ができるのか。」という御意見をいただきました。こちらについて、福祉相談課の就労担当に現状について確認しましたので御報告いたします。狛江市では、令和5年4月より生活困窮者等に対して「狛江市無料職業紹介事業」を実施しており、ハローワークで仕事を探すことと合わせて、市でも直接職業の紹介をしており、また、ハローワークの出張相談も月に数回実施していて、一般就労が難しい方へは障がい者雇用の検討や手帳取得の支援も行っております。なお、仕事を探す際に保証人が必要なケースはあまりないとのことでしたので御報告いたします。5ページ基本目標5を御覧ください。5-3 依存症等の出所（院）者等が出所（院）等の際、本人の状況に応じて適切な更生保護団体、医療機関につなぐ支援をします。という施策について、「課題として記載されている背景というのはどこまで考察されたうえで施策になっているのか。」という御意見をいただきました。実務において具体的にどのような課題があるのか把握しきれていない部分もあるため、医療福祉の実情について、委員の皆様個別により詳しくお話を伺う必要があると考え、2人の委員に個別にお話をお伺いしました。2人の委員におかれましては忙しい中、御協力をいただきましてありがとうございました。ヒアリング結果を8ページ以降の【資料1-3】にまとめておりますので御覧ください。基本目標1施策1-2 出所（院）者等、その家族の社会的孤立を予防・解消する相談支援を推進します。については、80歳代の支援に入ったことがきっかけで、50歳代の子や20歳代の孫がひきこもり状態になっていたことに気付けたケースもあることから、地域包括支援センターのアウトリーチが有効であるとの御意見をいただきました。市でも地域包括支援センターやコミュニティソーシャルワーカーによるアウトリーチ支援の強化を図っているところでございます。基本目標2施策2-2 犯罪・非行をした方への理解を促進します。については、知ってもらえる機会を持つことが大切である。展示や販売も一時的なものではなく、常設できればなお良いのではないかと。コマラジとの連携案として、思春期の子を持つ親の悩み相談を実施してもよいのでは。といった御意見や、市民の理解促進取組の具体案として、障がい者福祉等に関わる方向けのスキルアップも兼ねた専門家向け講座と市民向けイベントとをそれぞれ開催する案を御提示いただきました。また、市民へ理解を深めてもらうための周知方法として、計画に基づいてこのような事業をやりますという周知より、取組結果や事例を周知した方が、市を誇りに思う気持ちが醸成されたり、理解に繋がるのではないかと御意見をいただきました。御意見については中間答申案に反映させていただくとともに、今後の実施計画策定に向けた事業案として承りたいと思います。基本目標3施策3-2 出所（院）者等が地域社会の一員として関われる居場所の確保を支援します。については、地域に戻って生活している方が、あえて「出所者カフェ」のようなところに赴く可能性は低いと思うので、緩やかなつながりができるような居場所づくりや地域での活動の支援といった記載方法がよいかもしれないという御意見をいただきました。また、3-3 非行等を理由とする修学の中断を防ぐため、児童生徒の非行の未然防止、早期対応のための取組を推進します。については、修学支援よりも、犯罪予防や早期対応の方により力を入れていただきたいという御意見をいただき、それぞれ中間答申案に反映させていた

だきました。10 ページに移り、基本目標 4 施策 4-2 住居の確保が困難な出所（院）者等の状況に応じた住居の確保を支援します。については、「住居を探す上で高齢や障がいといった理由で排除しないことが大切である。」「不動産会社や大家さんへの啓発も必要である。」「行政・保護観察所・家族と繋がっている等の一定の条件のもとで、受け入れてくれた大家さんに補助金を支給するのはどうか。」「うまくいったケースを他の家主に伝えるのも有効だと思う。事例を集めて紹介するところから始めてもよい。」といった御意見をいただきました。これらについては、狛江市居住支援協議会への御意見として承ります。なお、居住支援協議会とは、住宅セーフティネット法に基づき住宅の確保に特に配慮を要する者に民間賃貸住宅への円滑な入居を図るため、市、不動産関係団体、居住支援団体が必要な支援策について協議をする場です。最後に、11 ページの基本目標 5 施策 5-2 在所（院）者等の出所（院）等に向けて矯正施設との連携を推進します。については、刑務所等と連携し、最初はモデルケースとして支援の仕方を検討したうえで、うまくいった場合はシステム化してもよいかもしれない。施策 5-3 依存症等の出所（院）者等が出所（院）等の際、本人の状況に応じて適切な更生保護団体、医療機関につなぐ支援をします。については、依存症の家族については、医療に関する情報を知りたい方もおられるので講演会は有効かもしれないので、まずはどの位の人数がいるかを把握する必要がある。機関同士のネットワーク構築といった大きな話より、実際に家族が欲しい情報としては、狛江市の中で診てもらえるクリニックの情報といったものである。といった御意見をいただきました。これらの御意見については、内容を整理し、基本目標 4-4 に変更させていただきました。また、重点事業群に御意見を反映いたしました。具体的な内容については実施計画策定に向けた事業案として御意見として承ります。説明は以上です。

（委員長）

いま事務局から説明していただいたのが、【資料 1-1】【資料 1-2】【資料 1-3】でした。【資料 1-1】【資料 1-2】は、我々がこの委員会で検討して、出していただいた御意見とそれに対する対応状況を整理したものという位置づけです。それに対して、【資料 1-3】は、2 人の委員にヒアリングをする機会を持っていただいて、その中から出た御意見を基本目標のくくりで整理したものということでした。まずは御協力をいただきどうもありがとうございました。そして、御意見をいただきました 2 人の委員におかれましては、この【資料 1-3】を御確認いただいて、何か相違とか補足とかございますでしょうか。あればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（委員）

特にありません。

（委員長）

ありがとうございます。【資料 1-1】【資料 1-2】【資料 1-3】を通じて何かお気づきの点等ございますでしょうか。

（特になし）

（委員長）

では、特に御発言等ないようですので、次に進めたいと思います。

## （2）**報告** 住民懇談会の結果について



(委員長)

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

12 ページ【資料2】を御覧ください。今回、地域共生社会推進基本計画と同時並行で計画策定を進めていく中で、住民懇談会を開催いたしましたので結果報告をさせていただきます。住民懇談会につきましては、記載の通り、1回目が10月21日(土)午後6時30分から午後8時まで、2回目が10月22日(日)午前10時30分から正午までということで、中央公民館で実施いたしました。内容としては、福祉SOSゲームというものを実施し、その中で再犯に関する内容についても共有させていただきました。SOSゲームというのは、「S:社会資源」、「O:お悩み」、「S:相談」の頭文字を合わせたもので、草加市と文教大学とが共同で作成したものを、今回住民懇談会用に狛江市で改良をして使わせていただきました。内容としては、下段にございますような様々な困りごとを抱えた世帯のケースカードを見て、どうすれば困りごとを解決できるか、どういうところにつなげば対応できるのかというのをマップを見ながら考えていただくゲームとなります。今回、8つのケースを挙げさせていただきましたが、その1つとして挙げたものが、次のケースです。相談内容としては、59歳男性、無職の方で、万引きにより入出所を繰り返して、身内も知り合いもおらず就職先も見つからない、このままでは節約のためにまた万引きをしてしまうというような悩み事を抱えている方がいらっしゃいます。この方を、どういうところにつなげば支援できるのかというのを考えていただきました。今回出たつなぎ先としては、こまYELLという生活困窮の相談窓口、市役所、ハローワーク、民生児童委員、カウンセラー、CSW、保護司、フードバンク、就労支援機関、障がい者就労支援センター、ピアカウンセリング、小中学校での講師等が挙がりました。小中学校の講師等というのは、こういった事例を自ら話したらどうかということで挙がっております。このようにして、ケースカードを地図上に置いていただいて、こういったところにつなげれば、この方を支援できるのではないのかというのを参加者の皆様に考えていただきまとめました。

なお、福祉SOSゲームの他に意見交換ということで、社会福祉協議会で同時に第四次地域福祉活動計画の策定を行っておりますので、それに当たりワークショップを開催いたしました。

「普段の生活の中でちょっとできることを考える」ということや、また、地域福祉計画を策定するにあたり、「若者のボランティアの参加をどう促すかを考える」というテーマでワークショップを開催し、意見聴取を行っております。説明は以上です。

(委員長)

住民懇談会というのは、再犯防止推進計画だけのためのものではないのだと思いますが、位置付けとしてはどのようなものになるのでしょうか。

(事務局)

内容としては、基本的には地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画に関連するものということで、アンケート等で出た課題について、住民の意見を聞くという目的で開催いたしました。その中で、再犯に関することも福祉SOSゲームで聞いてみようということで、取り組みとして挙げさせていただいたものとなります。

(委員長)

今の説明を受けまして、確認したいことはありますか。

(委員)

すごく面白い取組みだなと思いました。福祉 SOS ゲームも初めて知りました。草加市と文教大学で基本的な仕組みは作られたということですが、この万引きに関する相談内容で、こま YELL の相談窓口につなぐという答えが出てきているのも、何かすごく面白いなと思って読ませていただきました。感心しました。こちらは、全体的な報告みたいなものをいただけたりと、発表されたりするのでしょうか。

(事務局)

市民福祉推進委員会で取りまとめておりますので、後日共有させていただければと思います。

(委員長)

資料にあるケースカードが 8 つあるうちの、この委員会に関係するのが 1 つという理解でよいですか。

(事務局)

はい、そうです。

(委員長)

その他、御意見や御質問等はありませんでしょうか。

(特になし)

特にないようですので、次の議事に移りたいと思います。

### (3) 報告 中間答申案の構成等の変更について

(委員長)

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

13 ページ【資料 3】を御覧ください。1. ですが、今回章立ての修正を行っております。細かい話になりますので、こちらについては、左側が従来の中間答申案、右側が今回の中間答申案となっております。変更点が見えるように対比で作らせていただいたものとなりますという説明をもって御説明とさせていただきます。14 ページを御覧ください。計画体系の整理ということで、当初は中間答申案（従来）にあるように、狛江市地域共生社会推進基本計画の対象者別計画の一つとして再犯防止推進計画を位置付けるということでお話をさせていただいておりました。しかし、今回整理をしていく中で、下段の中間答申案（今回）にあるように、福祉に関すること、保健に関すること、また再犯に関すること、そのすべてを総括するものとしてあいぴあレインボープランが存在するという形とし、その中で、今まで上位計画に位置付けられておりました地域共生社会推進基本計画と再犯防止推進計画につきましては、横並びの計画ということで整理を改めさせていただきました。

続きまして 15 ページ「概念の整理」を御覧ください。第 2 回資料 2 の地域共生社会推進基本計画中間答申案の中で、それぞれ基本理念、基本目標等の内容について、ページごとにまとめをさせていただいておりました。これらについて、計画上の位置付けが明確でない部分があったため、中間答申案第 1 章第 2 節 2 の (3) に、再犯防止推進計画の体系として、体

系図を作成し、概念を整理しております。こちらは、各概念の計画上の位置付けを明確にしたものです。市の中で最上位に基本構想というものがございまして。その中で、「ともに創る 文化育むまち～水と緑の狛江～」というものを市として掲げており、それを実現するための手段ということで基本計画にまとめてございまして。基本計画の中に、「福祉・保健分野において目指すまち」という項目がございまして、この中で「いつまでも健やかに暮らせるまち」というものを掲げております。まちづくりの視点としては、「お互いを認め支え合い、ともに創る」ということや、「狛江らしさを活かす」というものが出ております。これらを実現するための手段として、あいとぴあレインボープランがございまして、その中の再犯を担当する部分として、再犯防止推進計画というものを策定したいと考えております。あいとぴあレインボープランの共通の基本理念、基本目標については、前回までもお示ししておりますとおりのものを共有する形とさせていただいており、基本理念と基本目標を実現するための施策の中で、どういふことをやっていくのかというものを重点事業群としてまとめております。その施策、重点事業群を実施するための事業については、後ほど出てまいります実施計画の中で記載するという整理をさせていただきました。こちらの説明が16ページの表になります。現在、市民福祉推進委員会においてこちらの重点事業群という表現について、もっと的確な表現があるのではないかと御意見をいただいているところでして、こちらの名称につきましては修正の可能性がございまして、御了承いただければと思っております。

続きまして、「4. 施策の整理」です。前回までの資料の中では、基本目標1について、現状と課題、視点、施策、施策の将来像、施策の方向性、主な事業名という表現をしておりました。この部分について、例えば視点の部分が丸を付ける形でしたが、実際①②が何なのか分かりづらいということ、また、施策というものがそもそも将来像や方向性というものを文言として含んでいるところもあるため、将来像、方向性として分けるといふ部分について分かりづらくなるのではないかとということにより、下段にございましておりました、新たにまとめさせていただきました。例えば「基本目標1：一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援」では、施策として、「在所（院）者、出所（院）者等への市、民間支援団体等の各種相談窓口の分かりやすい周知を推進します」といふ施策を掲げ、それが導き出された現状と課題、どういふ視点に基づいて重点事業群を設定しているかという視点、また重点事業群ということで、「効果的な媒体による分かりやすい各種相談窓口の周知の推進」といふものを挙げております。このようないふ形で表現をまとめさせていただきました。以上が中間答申案の変更主な変更点となります。説明は以上です。

（委員長）

この後、中間答申案本体を審議事項として検討していくのですが、その前の話として、前回までに出てきた中間答申案の構成の章立てについて少し変更があります。それから、再犯防止推進計画の位置付けが今までと少し変わります。さらに概念を整理しました。概念といふのは基本理念、基本目標、重点施策などのことを指していて、いずれもこの中間答申案をまとめていく中で、整理したり、確認したりしていった結果、このような変更に至りましたといふ説明だったかと思っております。これらについて、何かお気づきの点等ございましてでしょうか。質問でも構いません。

（特になし）

先ほど表現が変わる可能性がありましておっしゃったのは、16ページの上の部分ですか。

（事務局）

16 ページの上の表のところ、また 15 ページの最下段のところにもあるのですが、重点事業群と表記をしている部分がございます。施策を実現するための手段ということで、計画期間内に、施策の実現に向けて特に重視して取り組む具体的な方策を示すものということで、同じ目的で施策の実現に向けて重点を置く事業をまとめたものというような、抽象的な表現ではあるのですが、現状、そのように整理させていただいております。この表現について、市民福祉推進委員会で違う表現の方がよいのではないかと御意見をいただいておりますので、共通するものとして、再犯防止推進計画策定検討委員会の方でも、修正があれば共有させていただきたいと考えております。

(委員長)

前回議論したなかで、施策がどうか、事業がどうか、さらに重点事業がどうかというやりとりがありました。その概念ですね、どういうものを指すかというのを整理しました。ただし、重点事業群と呼ぼうとしているものの表現が、もう少しぴったりの呼び方があるかもしれないということで検討中であるということですね。

(事務局)

はい。

(委員長)

いずれにしても、基本理念を掲げ、そして目標を出して、その目標に向かって施策をいくつか掲げる。施策が下におりてくると事業というものになり、その塊というか、統合したものを重点的に実施していきますというようなことでよろしいでしょうか。

(事務局)

重点事業群というものが、言葉遣いとして少し分かりにくいという意見もありましたので、市民の皆様にとってもわかりやすい表現にしたほうがよいのではないかとところが、市民福祉推進委員会でもありました。施策と事業の中間的な概念をどう呼ぶのかというテクニカルな話ですので、市民にとって分かりやすい表現にできればと考えております。

(委員長)

計画の一部に位置付けるとしても、純粹に福祉の計画の中に組み込むというのは、少し難しいところがあるので、もう 1 個上のあいとぴあレインボープランというくくりの中で、地域共生社会推進基本計画とは、並列の位置付けに置くのがよかろうという結論ですね。

(事務局)

共通の基本理念、基本目標のもとに、地域共生社会推進基本計画と同じ方向を向いてやっていくというのは同じなのですが、共通の基本目標の中でやっていく内容が、やはり福祉・保健分野と再犯防止推進計画では、具体的な取り組むべき内容が違ってくる部分もございまして、そういう意味で、計画の位置付けとしては地域共生社会推進基本計画とは別出しして、あいとぴあレインボープランの 1 個別計画として位置付けた方が、計画体系上座りがいいのではないかとということで、このような整理をさせていただきました。

(委員長)

目指すまちというか、構想ですけどそれは 1 つですし、基本計画や基本理念は共通しているのですが、実際にやっという施策のレベルになってくると、多少一緒にしにくいとこ

ろもあるというところですよ。そういった体系の話と概念の話でしたが、改めて何か御意見等はございますでしょうか。

(特になし)

それでは、次の審議事項に移ります。今日の中心的な議題になるかと思えます。狛江市第1次再犯防止推進計画中間答申案を検討していきたいと思えます。

#### (4) 審議 狛江市第1次再犯防止推進計画中間答申(案)について

(委員長)

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

17 ページ【資料4】を御覧ください。あいとぴあレインボープランの狛江市第1次再犯防止推進計画中間答申案です。先ほど御説明いたしました通り、第1章以降について、以前から少し構成を変えさせていただいておりますが、計画策定の趣旨を掲げております。続きまして、21 ページですが、計画の位置付けということで再犯防止推進法第8条第1項の規定による「地方再犯防止推進計画」として位置付けをさせていただきます。2の計画体系については、先ほど御説明させていただいたので割愛させていただきます。22 ページについても、先ほど御説明させていただいた部分となります。23 ページは、狛江市第1次再犯防止推進計画実施計画について記載しております。こちらは、先ほど御説明させていただいた表の中で、重点事業群の下に事業というものを掲げておまして、点線の外に出てくる形で表現しておりますが、こちらの重点事業群について、年度別・事業別に予算化されて実施していく事業の部分について進捗をまとめていくものとして、実施計画というものを策定させていただきます。24 ページですが、計画の期間については6年間ということで変更ございません。令和6年度から令和11年度末までを想定しております。25 ページ、計画の策定体制ということで、市民一般調査及び再犯防止関連団体調査について記載しております。また、2の市民説明会・パブリックコメントについては、これから実施いたしますので現状空欄となっております。26 ページの附属機関等における調査・審議ですが、狛江市再犯防止推進計画策定検討委員会の位置付けについて、このような形で審議を行っていただいたということ、図で示したものとなっております。27 ページですが、基本理念ということで、先ほども出てまいりましたが「全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重され、支え合って、誰もが排除されない地域社会の実現を目指します。」という共通した基本理念を掲げております。28 ページに移り、第3章の基本目標というところで、5つの基本目標を共通のものとして掲げ、それぞれの内容についてまとめております。続いて31 ページの第4章となります。施策の総合的な展開ということで、先ほど掲げた5つの基本目標について、どういう施策を実施していくかというものを一覧化したものとなっております。右側に関連ページがございます。例えば施策 No. 1-1 ですと、20 ページに施策の内容が記載されているという形になります。続いて33 ページでは、重点事業群の説明ということで、先ほども一部御説明いたしました。重点事業群とは施策を実現するための「手段」ということで、本計画期間内に施策の実現に向けて特に重視して取り組む具体的な方策を示すもので、同じ目的を持つ主要事業をまとめたものと説明しています。34、35 ページですが、重点事業群設定の視点ということで、前回からも出ておりましたが、どういう視点で重点事業群として設定するかというものをまとめたものとなっております。こちらを受けまして、36 ページ以降が施策一覧ということになります。こちらについては、後ほどまとめて基本目標ごとに御審議い

ただければと思っておりますので、この場では説明を割愛させていただきます。47 ページ第 5 章計画の推進に向けてを御覧ください。市の責務と市民や事業者それぞれ担っていただくものを市の福祉基本条例の中で定めており、条例の第 5 条第 4 項及び第 5 項の規定により、この計画について定期的に分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更しなければならないとなっております。続いて先ほど少し触れました実施計画の策定ということで、この計画を実効性のあるものとするために、市では、施策に係る事業のうち重点事業群に該当し、本計画期間内に施策の実現に向けて重点を置く事業等を定める狛江市再犯防止推進計画実施計画を定めます。実施計画の計画期間は 3 年間として、ローリング方式による見直しを行うとなっておりますが、図示しておりますように、再犯防止推進計画としては令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間の計画で、これを実施していくための実施計画は、3 年間の計画期間とし、1 年ごとに見直しを行っていくため、最初の実施計画としては令和 6 年度から令和 8 年度、1 年間の見直しを経て、令和 7 年度から 9 年度まで、8 年度から 10 年度まで、9 年度から 11 年度まで、3 年未満になりますと、2 年 1 年といった具合に実施計画をローリングしていく絵を示させていただいております。48 ページですが、市民の役割、事業者の役割を記載しております。続いて 49 ページです。先ほど実施計画について評価をしていただくという話をいたしました。評価体制として掲げさせていただいているものとして、再犯防止推進計画及び実施計画を推進するため、狛江市地域共生社会推進会議の設置及び運営に関する要綱第 1 条の規定により設置された狛江市地域共生社会推進会議という市の管理職、課長級等で構成されております会議体がございます。その中で、この実施計画に掲げる重点事業について、その実施、進捗状況を把握しまして、内部評価を行うとしております。評価の結果見直しが必要と認められる場合には、必要に応じて事業を見直し、重点事業に係る施策が実現できるよう、事業を進めてまいります。こちらについては、市の内部でまず評価をさせていただきまして、その評価結果を市民福祉推進委員会に報告いたします。それを受けて、市民福祉推進委員会は実施計画の評価結果を踏まえて、市の実施計画の評価結果を評価していただくこととなります。言葉だけでは分かりにくいので、50 ページに表で図示させていただいております。ループする形になるのですが、実施計画をまず策定します。この中で、実施計画に基づいて事業を推進します。その事業の推進結果を市の内部で評価します。その内部評価の結果を、市民福祉推進委員会に報告し、評価をいただくという形になっております。また、この再犯防止推進計画策定検討委員会については、名称に計画策定と入っておりますとおり、計画を策定するための委員会でございます。再犯防止推進計画の評価をする委員会が現状ございませんので、狛江市福祉基本条例施行規則第 25 条第 3 項の関係者の説明・意見聴取というところに基づき、今回この再犯防止推進計画策定検討委員会に御参加いただきました委員の中から、この市民福祉推進委員会にて関係者の意見聴取ということで入っていただき、再犯防止推進計画に関する評価をいただく方向で現在事務局では考えております。その評価を受け、評価結果を反映して、再度実施計画を策定していくというような流れで進捗管理を行っていきたいと考えております。51 ページ以降については資料編となっております。現状や課題の整理をさせていただいておりますので、後ほど御確認いただければと思います。全体の説明としては以上となります。

(委員長)

今日は何をどこまで確認したらよいでしょうか。

(事務局)

最終的には、36 ページ以降の施策の内容について御審議いただくのをメインとして考えておりますが、それ以外の部分で御説明させていただいたところでもし疑義等ございましたら御意見をいただければと存じます。

(委員長)

前半の構成概念、基本目標のあたりはこれまでと説明が重複するところかと思いますが、まずこういうものを中間答申に掲げますということですね。そして次が施策です。どういう施策を打っていったらいいかということについて、中間答申を通じて提案していくこととなります。そして、それは基本目標1から5までに分けるという作りでいかかかということですね。ここまでは前回までの合意事項だと思います。そしてその見せ方が、少し今回変わってきております。そこで36ページ以降について、この後基本目標ごとに見ていこうという流れですね。

(事務局)

はい。

(委員長)

この後、基本目標ごとに少し詳しく見ていきますが、今の段階で何かお気づきの点はありませんでしょうか。

(特になし)

特になさるので、このまま進行します。それでは基本目標1：一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援ということで、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

まず、施策No.というところで、施策と、その施策の中で何番目に来るかというものを表現しております。施策No. 1-1としては、施策ということで「在所（院）者、出所（院）者等への市、民間支援団体等の各種相談窓口の分かりやすい周知を推進します。」というものを掲げております。現状と課題というところでは、福祉総合相談窓口を設置し、切れ目のない相談支援をしていること。また、在所（院）者、出所（院）者等及び再犯防止関係団体への福祉総合相談窓口の周知が必要であるということ踏まえ、施策を設定させていただいております。また、第2節で説明しておりますように、重点事業群の中で設定する視点ということで、①本人の自己決定権の尊重、③一人ひとりに寄り添う支援という視点に合致するというので、効果的な媒体による分かりやすい各種相談窓口の周知の推進というものを重点事業群として設定しております。

また、施策No. 1-2では、「出所（院）者等、その家族の社会的孤立を予防・解消する相談支援体制の構築を推進します。」と掲げております。視点ということでは、②予防と早期発見・早期支援、③一人ひとりに寄り添う支援を挙げておまして、こちらから導き出される重点事業群ということで、在所（院）、拘留中から出所（院）者等を支える関係者・機関・団体の情報共有、支援準備等の連携体制の構築であったり、市職員、市内福祉関係者への再犯防止に係る研修等による相談支援機能の強化というものを挙げております。説明は以上です。

(委員長)

形式的な話ですが、右上に「関連頁」とありますが、これは必要でしょうか。

(事務局)

一覧化しております施策の総合的な展開の部分を参照するようになっております。



(委員長)

目次に戻るといような表現になっているということですね。

(事務局)

はい。

(委員長)

改めて重点事業群という言葉ですが、共通の目的で施策実現に向けた事業の群ということですが、それはそれで分かりますが、そうだとするとこの場合、共通の目的というのは何でしょうか。あるいはどこかに出てくるのでしょうか。

(事務局)

この中で言いますと、相談窓口をより分かりやすくする必要があるだろうというところで、どういう媒体によって分かりやすい相談窓口の周知が推進できるかという点について、例えばリーフレットやパンフレットを作るとか、ホームページを作るとか、そういう細かいところになってしまいますと事業になるので、そちらを効果的な媒体による分かりやすい相談窓口の周知を進めるというような形でまとめさせていただいたものが、重点事業群となります。

(委員長)

目的と事業と施策ですね、そこの区別をこの一覧でつけようとする、目的と施策が同じような、位置付けになりませんか。

(事務局)

施策を実現するための手段として重点事業群がございますので、そもそも重点事業群を実現するための手段として重点事業というものが位置付けられますので、先ほどの重点事業群の説明の中でも、そこが論理的にも矛盾しているのではないかという話も出ているところでございます。つまり、共通の重点事業をまとめたものが重点事業群ということになると、目的と手段が少し逆転してるところもありますので、あくまでも施策を実現するための次のレベルの手段として、重点事業群というものがあるという位置付けでございます。

(委員長)

重点事業群をたどっていくと、そこから共通の目的はおのずと出てくるということになりますね。

(事務局)

重点事業群の内容を実現するための手段として、例えば、ホームページで周知をしますであるとか、リーフレットを作成しますという手段が具体的な事業として出てきまして、それが実施計画の中で作成して予算をつけてやっていくものになります。

(委員長)

実施計画はどこで確認していくことになりますか。

(事務局)

実施計画は47ページに記載がありますように、施策を実現するために事業を実施していく中で、どういう形で実施できているかというものをまとめたものとなります。そして、50ページ

の流れ図になりますが、市の方で事業を実施し、その評価を市の内部でしまして、それを市民福祉推進委員会に報告して、その評価について再度評価していただき、それを受けて、また再度実施計画をまとめていくというようなローリング方式を考えております。

(委員長)

例えば、「ホームページに載せます。」というような例がありますが、それは何と呼べばよいでしょうか。

(事務局)

それは、実施計画の中の事業ということになります。

(委員長)

事業の集合体を重点事業群と考えてよいのでしょうか。

(事務局)

はい。重点事業がまとまったものが重点事業群になります。

(委員長)

委員の皆様が色々イメージしている、こういう風にしたらよいのではないか、ホームページにこう載せたらよいのではないかとか、そういうものが事業という位置付けですね。そこに予算がついて実施していくということです。それら個々の事業を目的に沿って統合して集めると重点事業群ということになります。集め方については、基本目標のくくりの中で集めていますという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。施策の中で少しバラしたそれぞれの手段というものを重点事業群の中で書く形になります。

(委員長)

そうすると、委員の皆さんにはこの重点事業群はこれでよいかという点について重点的に見ていただくということでしょうか。

(事務局)

施策の内容とそれから重点事業群の内容がこれでよろしいか、またその先にどういうことをイメージしてるのかも含めて質問していただければ回答させていただきたいと考えております。

(委員長)

ここで掲げられているのは、窓口の周知と相談支援体制の構築の2つです。それに向けて、こんな事業を取り組んでいきますということですね。重点事業群というのは、1-1は1つですが、それはよろしいでしょうか。

(事務局)

他に何かございましたら御意見をいただければ、加えることは可能でございます。

(委員長)

群と呼んでいて1つでよいかどうかという形式的な問いかけです。まずはこの基本目標1のところについて御意見をいただきたいのですが、皆様いかがでしょうか。

(委員)

相談窓口の周知に関するのですが、先日更生保護施設の女性部の方とお話する機会があり、市役所なり各種相談窓口に行くようにとは言うものの、実際どれだけの人が行くか分からない、敷居が高くて行かないのではないかということをおっしゃっていました。確かに、市役所に行きなさいと言われても、なかなか行きづらいと思うんです。もしそこに「福祉政策課」という具体的な名称の記載があれば、そこで全部やってくれるわけではないけれど、そこを介して案内してもらえると分かれば、じゃあ行ってみようかなという気が少し出るのではないかという話をしました。単にパンフレットを作って「窓口があります」ではなく、「福祉政策課にお越しく下さい」といった記載をして、それで、その場合は相手の施設の方から個人情報の問題があるので、御本人の意志を当然確認したうえで名前等を、そうでなければ明日男性が1名行きますぐらいの内容でも事前に連絡があればなおよいかと思えます。周知するにあたり、狛江市役所では福祉政策課に来てくださいというような表現は可能なんではないでしょうか。

(事務局)

可能です。再犯防止に関する代表的な相談窓口を分かりやすく周知していくことはできますし、例えば重点事業群の中で現在「効果的な媒体による分かりやすい各種相談窓口の周知の推進」となっていますが、その中で例えば「再犯防止に関するフロントとなるような窓口をきちんと周知する」というような、表現が今すぐ出てこないのですが、そういうニュアンスの言葉を使うことは十分可能でございます。

(委員)

施設の方は、どこに行くのか具体的に伝えれば少しは聞いてくれるかもしれないし、そうなったら少し行ってくれる希望が持てるといったこともおっしゃっていました。

(事務局)

そこに行けばまず話を聞いてくれて、きちんとつないでくれるようなところということですよ。そのようなニュアンスの表現に改めさせていただきます。

(委員長)

今の件については、もう1本立てるとすれば、その周知と機能役割について明確にするといった考え方は可能かと思えます。

(事務局)

その点については、検討して加えさせていただきます。

(委員長)

確かに、こんな窓口があるので相談してくださいねというだけではなくて、具体的にそこへ行くところという相談に乗りますとか、こういうことができますというところまでも知らせるということは必要ですよ。

(委員)

市役所に行っても、どこの窓口に行けばよいか分からず、総合案内に行ったとしてもどう説明すればよいかも分からないと思うので、例えば、福祉政策課の窓口に行けば次の手順を教えてもらえると思えば相談しやすいかなと思います。

(委員長)

機能・役割について具体的な相談の方法といったところまでも、この事業に入れ込むことができそうです。表現については今固まらないかもしれませんが、施策1-1の重点事業群の中にそういった少し具体的なことを明確にして外に示す、あるいは紹介するようなことも事業として取り組むということを考えてはどうかという御意見があり、事務局としては検討しますということでした。

基本目標1について、他に御意見はありますか。

(特になし)

では、基本目標2に移ります。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

基本目標2「つながり」を実感できる地域づくりという項目です。まず、施策No. 2-1として「市民への更生保護団体及び「社会を明るくする運動」、「再犯防止啓発月間」等再犯防止に関する取組の周知を推進します。」というものを挙げております。視点としては、③一人ひとりに寄り添う支援というものを掲げておまして、重点事業群としては、更生保護団体の周知の推進、「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」などを通じた再犯防止に関する取組の周知・啓発活動の実施というものを挙げております。続いて、38ページの施策No. 2-2です。「市民への出所(院)者等・非行をした少年の理解を推進します。」と掲げております。こちらは④つながりの創出という視点で整理をしており、重点事業群ということで、市民と愛光女子学園の在院者との交流機会創出支援、市民への出所(院)者等の特性の理解の推進に向けた矯正施設、保護観察所、検察庁、地域生活定着支援センター等の職員と協力したアウトリーチ等による周知活動の推進、市民への愛光女子学園の周知への協力というものを挙げさせていただいております。説明は以上です。

(委員長)

施策No. 2-1を見ますと、現在実施しているものも含まれているかと思いますが、さらにそれを重点事業群として継続して実施していこうということですね。

(事務局)

現状・課題にも書かせていただいておりますが、国の第二次再犯防止推進計画の中でも、「社会を明るくする運動」であるとか「再犯防止啓発月間」については推進していく必要があるという課題が掲げられておりますし、また市民意識調査でもこれらの活動について聞いたことがないという御意見もありますので、そのことを踏まえると、今までもやってきたのですが今後も計画の中に書いて推進をしていかないといけないと思っております。

(委員)

形式的な修正の意見ですが、施策No. 2-2重点事業群の3つ目ですが、「市民への愛光女子学園の周知への協力」とありますが、少し言葉が分かりにくいかなと思うので、「市民に対する愛光女子学園による周知活動への協力」としていただければと思います。

(委員長)

今いただいた御意見を繰り返しますと、「市民に対する愛光女子学園による周知活動への協力」と修正するという事です。その際には、具体的にこういうことができそうだなというのは事務局の中では一定程度イメージがあるということですね。

その他、基本目標2について何か御意見はありますか。ここでは、社会への周知の話、それから非行少年などの市民に向けた理解の推進といったところが掲げられています。

(特になし)

では、基本目標3に移りますので、説明をお願いします。

(事務局)

39 ページを御覧ください。基本目標3：社会参加を進めるシステムづくりということで、4 つ施策を挙げております。まず、施策 No. 3-1 「出所（院）者等の就労支援体制の構築を推進します。」についてですが、視点ということで、③一人ひとりに寄り添う支援、④つながりの創出を挙げまして、重点事業群としては、市内事業者向けに協力雇用主や受刑者等採用相談窓口ネットワーク（矯正就労支援情報センター）の周知の支援。市内に帰住予定の出所（院）者等の支援関係者等と連携した就労支援の推進。ハローワークと連携した出所（院）者等のニーズに合った就労情報の提供支援の推進というものを掲げています。続いて、施策 No. 3-2 です。40 ページを御覧ください。「出所（院）者等が地域社会の一員として関われる環境整備を推進します。」という項目です。視点としては、③一人ひとりに寄り添う支援を、重点事業群としては、出所（院）者等が地域住民と緩やかにつながる地域での居場所づくりの推進や、地域での活動に向けた環境の構築の推進を挙げております。続いて、施策 No. 3-3 です。「出所（院）者等の修学支援の体制の構築を推進します。」という施策です。視点としては、①本人の自己決定権の尊重、③一人ひとりに寄り添う支援となっております。重点事業群では義務教育を終了していない出所（院）者等の修学支援を挙げております。最後に施策 No. 3-4 です。「児童生徒の非行の未然防止、早期対応のための取組を推進します。」視点としては、③予防と早期発見・早期支援としており、重点事業群としては、児童生徒の非行や問題行動の未然防止及び早期対応の推進、児童生徒に対する非行防止に係る啓発活動の推進を挙げさせていただいております。説明は以上です。

(委員長)

基本目標3について皆様いかがでしょうか。社会参加を進めるということを目標にしているので、就労の支援であるとか、修学の支援というのが書かれています。

施策 No. 3-2 の重点事業群にあります「緩やかにつながる地域での居場所づくり」ですが、これについては何かイメージがありますでしょうか。

(事務局)

なかなか難しいところでして、そういう意味で環境の構築の推進と最後に書かせていただいているのですが、まずは受け入れていただけるような体制を作るところから始めないと、今の地域の居場所に、実際に出所者の方が来てくださるのかどうかも含めて難しいのかなと現状では考えております。そうするとそういう人たちも来れるような環境整備からしていかないと難しいのかなと思っております。行政でも居場所を作ったりしていますので、その中で何かできないかということ、まずは検討していくところから始めたいと思っております。

(委員長)

環境の構築を推進するということですね。

(事務局)

実際に、今すぐそういった居場所を作ったとしても、来てくださる方が果たしていらっしゃるのかなということもあります。

(委員長)

ヒアリングの意見にもありましたね。

(事務局)

したがって、環境の構築の推進というところからまずやっていくしかないのかなというのは現状としてあります。ヒアリングの中でも、出所者同士が集うようなものは難しいでしょうということでした。何らかの形で住民と関われるような機会を創出するようなどころからやっていく必要があるのではないかとということで、一地域住民として参加できるような機会を創出していくことが重要だというお話もありました。どちらかということ出所された方という属性ではなく、そこの中にたまたまいらっしゃるというような機会を作り、住民として参加していただければいいかなということもやっていけたら、何らかの形で地域住民と関われるようなことができるのではないかなと思ってます。

(委員)

施策 No. 3-3 ですが、義務教育を修了していない者の修学支援と書いてありますが、市役所ですので、高校へは関わりができないのかもしれないのですが、出てきた子について、どういう高校に行けるのかとか、通信制の教育の場についてだったり、そういう相談をしたい場合、どこに行って聞けばいいのかなということたまに言う子がいます。例えば、市で高校受験のことについて、多少のことは中学校であれば分かっているでしょうから、相談の窓口はこういうところがあるよということができれば喜ぶのではないかなと思います。

(事務局)

すでに中学校卒業されている方ですと、高校ということになるので、やはり情報を持っているのは東京都になります。したがって、東京都の相談窓口の連絡先をお知らせするのがおそらく一番現実的なのところかなと思います。

(委員)

中学校で、こういう高校があるけどどうですかという進路指導をすると思うので、そうするとある程度の知識が中学校にはあるので、中学校でそういう相談にのってもらえることもあるのかなと思い質問しました。東京都に行くというのはなかなかそういう子たちにとっては難しいのかなと思うので、市のレベルで何かを話せるのであればありがたいなとは感じています。

(委員)

少年院在院中に中学校を卒業し、出院後に高校進学を希望する場合、支援会議とか情報共有をする場で、在籍していた中学校の先生がこの高校は少し難しいとか、この高校は受験にこういう科目があるから向いてるかもしれないとか情報をいただいたこともあります。地域の高校

の情報は中学校がやはり一番よく知っているのです、本人にとっても親御さんにとっても非常に重要な情報になりました。事例としては、在院中も、在籍中学校あるいはケースによってはその市の教育委員会の方もそのケース会議に入っていて、こういう高校がよいのではないかと、通信制はどうかとか、細かく熱心に情報提供をいただき御協力いただいたということは実際のケースとしてはあります。制度としてというよりは、個別ケースで御相談させていただいたときに、持っている情報をいただくと、お子さんとか保護者の方にも非常に参考になるのかなと感じました。

(委員長)

中学校や教育委員会との連携とするのは難しいですか。

(事務局)

教育委員会と調整しないと、今この場に出せますというのは申し上げられないです。

(事務局)

又は「関係機関」とすれば全部含められますので、よく分かっているところと連携したり、情報をもらったりといったことができるかと思います。

(委員長)

それを連携と呼べば事業として成立するのかなと思いました。

(事務局)

今までのお話を伺ってイメージしたのは、例えば、お困りごとがある方が、まずどこへ行ったらいいだろうと福祉総合相談窓口のこま YELL に来られて、その中で生活費のお困りごととか、就労先のお困りごととか、実は学校に行っていないから行きたいといった話が出たらこま YELL はコーディネートして色々な機関につないで連絡をとっています。また、自分では行けないという方については、じゃあ一緒に行きましょうという動きもしています。もちろんケースバイケースで相手がいることなので、どこまで協力いただけるかというのは分かりませんが、関係機関との連携のような表現をすれば、そういうのは少し網羅できるのかなと思います。

(委員長)

対象は少し広がってくるかもしれないですね。義務教育を修了しようとする人の支援となってきますね。修了してないというところと、ちょっと対象がずれてくるかもしれません。

(事務局)

義務教育を修了した方もということですね。

(委員長)

義務教育修了予定の人たちあるいは修了後の人たちという感じでしょうか。

(事務局)

修学支援に向けた関係機関との連携みたいな形であれば、現段階でも入れられます。

(委員長)

では事務局で検討していただいて、可能であればここに入れることとしましょう。



続いて、基本目標4に移りたいと思います。説明をお願いします。

(事務局)

41 ページを御覧ください。基本目標4：総合的で切れ目のない生活支援システムづくりです。こちらは5つの施策がございます。施策No. 4-1ですが、「新たな保護司候補者を確保し、保護司等が出所（院）者等への支援等を円滑に行える支援体制の強化を推進します。」と掲げております。視点としては、④つながりの創出を挙げておりまして、重点事業群というところで、保護司の自宅以外の活動場所の確保、保護司活動の一層のデジタル化の推進等の保護司活動の基盤整備の推進、保護司活動の支障となる要因の軽減の検討、幅広い世代から多様な保護司候補者の確保の推進というものを挙げております。続きまして、42 ページの施策No. 4-2です。「住居の確保が困難な出所（院）者等の状況に応じた住居の確保に向けた支援体制を推進します。」としております。視点としては、③一人ひとりに寄り添う支援、④つながりの創出を挙げております。重点事業群というところでは、自立準備ホームや一時的な宿泊場所の紹介の推進、居住支援協議会による相談支援機能の強化、出所（院）者等への見守り等の支援体制の強化というものを掲げております。続きまして、43 ページの施策No. 4-3です。「出所（院）者等の出所（院）の際、保険医療・福祉サービスを円滑に利用できる支援体制を推進します。」としております。視点として、③一人ひとりに寄り添う支援、④つながりの創出を掲げておりまして、重点事業群というところでは、出所（院）者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進、支援関係者等と連携した保健医療・福祉サービス提供に向けた事前準備の推進というものを挙げております。続いて、施策No. 4-4「依存症等の出所（院）者等が出所（院）等の際、本人の状況に応じて適切な更生保護団体、医療機関につなぐ支援体制の構築を推進します。」ということで、視点が④つながりの創出、重点事業群が依存症等の出所（院）者等のニーズの把握、ニーズを踏まえた支援体制の構築の推進というものを挙げております。続きまして、44 ページです。施策No. 4-5「出所（院）者等の家族への支援に向けた体制構築を推進します。」ということで、視点としては、③一人ひとりに寄り添う支援。重点事業群としては、家族のニーズを踏まえた相談支援機関の情報提供、依存症、障がい等に関する知識習得・理解促進の機会の創出の推進を挙げております。説明は以上です。

(委員長)

総合的で切れ目のない生活支援システムづくりということで、これらのものを通じて再犯を防いでいくことにつなげたいということかと思えます。具体的には、生活支援システムなので、生活の支援から住居の確保、家族への支援、医療福祉サービス、さらに依存症などの場合の医療機関につなぐ支援体制などの構築を目指していく施策及び事業ということを想定しております。御意見をいただければと思います。

(委員)

施策No. 4-2の自立準備ホームや一時的な宿泊場所の紹介の推進ですが、この自立準備ホームというものは泊江市がどうにかできるものではないですね。保護観察所が必ず絡んでくるものだと思うのですが、保護観察所の方もいらっしゃると思うのですが、ここに自立準備ホームという言葉が出てきて大丈夫でしょうか。

(委員)

こちらは、適当なところがあれば自立準備ホームの紹介をしていただけるということでしょうか。

(委員長)

自立準備ホームは、保護観察所に登録するという仕組みですよ。そして、保護観察所に相談に来た人に、こういうところあるからここで面倒見てもらいなさいというふうに紹介するわけですよ。したがって、狛江市が主体的にやるのは難しいのではないかとというのが委員の御意見でした。実態として何ができそうか、何をしようとしているのかということ踏まえた表現に少し変えた方がいいのではないかと御意見ですが、市としてどういうことならできそうですか。

(事務局)

お金があれば、とりあえずホテルに宿泊するといった選択肢もあると思うので、居住する場所がないということは、おそらくお金もないものと思います。出所された方に限らず、例えば実は今日食べるものも寝る場所もなくして生活保護を受けたいという御相談をいただければ、その時に簡易宿泊所ですか、コロナの時期でしたら東京都が用意したホテルを紹介して、まずそこに寝泊まりして生活していただいて、必要な食事代をお渡しして、その上で御自身が、もしアパートを探ることができる方であれば、市内の不動産屋さんが駅前にあるので探しましょうというような話をしますし、もし1人でできなければケースワーカーが不動産屋さんと一緒に相談に行くというのはいやれますので、市が今できるのはそのようなイメージになると思います。

(事務局)

2番目の居住支援協議会による相談支援機能の強化というところで、居住支援協議会の事務局を福祉政策課とまちづくり推進課がやっております、その中で住まい探しの相談窓口というものがございます。ここでは、一時的な住まいではなくアパート等の紹介についての相談を受け付け、マッチングをするということもやっておりますので、市としてできるのはその2つでございます。

(委員)

実質的に住む所を提供いただけるということですね。もし、自立準備ホームという言葉を使うとなると、自立準備ホームは建てるとかそういうのではなく、既存の福祉施設の中の何部屋かを自立準備ホームとして登録いただいて、保護観察所の方から委託の形でそこに住まわせる事ができるという施設になります。したがって、この福祉施設の中のこの部分を自立準備ホームとして登録できますよという紹介をいただけるという趣旨であれば良いのですが、もし今お話いただいたように、住むための場所を紹介していただけるということでしたら、自立準備ホームという表現でない方が良いかもしれませんね。

(事務局)

表現としては、「一時的な宿泊場所の紹介の推進」のみでよろしいという感じでしょうか。

(委員)

そうですね。

(委員長)

では、今のところは「自立準備ホームや」という文字を削るということにしたいと思えます。今の話だと、更生緊急保護の措置みたいなものを市でもやっているということですね。

(委員)

実際に出てきた方が保護観察所ではなく、市に相談に行くということもままあることですよ  
ね。

(事務局)

基本的に生活保護というのは権利でございますので、窓口で相談に来て狛江市に住みたいが  
家がないので助けてくださいと言われれば、それは市の義務としてやりますので、そこは出所  
者の方であろうがなかろうが同じ対応というイメージです。

(委員長)

国の制度として、刑務所等から出てきた人、出てきたばかりの人は保護観察所で面倒をみま  
すよというような仕組みがありますが、伺っていると同じような支援を市でもやっているとい  
う事になりますね。

(事務局)

施策 No. 4-3 出所(院)者等の出所(院)の際、保健医療・福祉サービスを円滑に利用でき  
る支援体制を推進しますという部分ですが、現在、東日本成人矯正医療センターの方と、今後  
どのような対応ができるかという相談を進めさせていただいておりますので、紹介させていた  
だければと思います。

(委員長)

具体的にどういった調整をされているのでしょうか。

(委員)

帰住先を狛江市にしたいという出所者がいたときの支援を今後考えていかないといけないと  
思うのですが、まず刑務所に入っている時には、どこに帰住するかというのは、本人から手  
を挙げない限りは狛江市側からは分かりません。したがって、事前に刑務所の職員と市で連携  
をしておいて、例えば、帰住先を狛江市にする方がいた場合に、事前にお知らせいただいて、  
それで出所の何か月か前から年齢とか希望とかを聞いて住居を探したり、福祉的な支援が必要  
であれば、そういったものを準備するとか、刑務所の中でもできることを進めておき、出所し  
た時に様々な手立てができるような準備をするといったモデルケースを数例できたらやってみ  
たいなと思っていますところでは。

(委員長)

狛江市が矯正施設と連携して、モデル的にやってみようというような動きがあるということ  
ですね。

(事務局)

事業の話になってしまうので、計画の中には乗せられないのですが、実際にそういう取組を  
委員にも御協力いただいて、調整させていただきたいと思っていますところでは。

(委員長)

保護観察所の取組でも同じく重なる部分がありますね。

(委員)

生活環境調整とって、刑務所にいる間に色々調整をするときに、医療や福祉の支援が必要な方もいらっしゃると思いますので、支援会議等において支援団体の方については御協力いただければ非常にありがたいなと思っています。

(委員長)

どういう形になっていくか見守りたいですね。では、時間の関係で基本目標5に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

45 ページを御覧ください。基本目標5：多機関で協働して支援に当たる体制の構築ということで、3つの政策を挙げております。施策No. 5-1は「再犯防止を推進するための市職員、市内支援関係者等の人的体制の整備を推進します。」としております。視点としては、①本人の自己決定権の尊重、④つながりの創出を挙げております。重点事業群ということでは、刑事司法機関等と連携した市職員・学校関係者・市内支援関係者等向け研修・近隣矯正施設見学会等の推進というものを挙げております。続きまして、施策No. 5-2は、「在所(院)者等の出所(院)等に向けて矯正施設との連携体制の構築を推進します。」というものです。視点は、④つながりの創出、重点事業群は、出所(院)者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進、市職員、市内支援関係者等による連携の推進というものを挙げております。最後になりますが、施策No. 5-3「出所(院)者等の出所(院)等の前後に他機関で協働した支援を推進します。」というものを挙げております。視点が④つながりの創出、重点事業群が関係機関とケースに応じた柔軟な居住確保に向けた連携を強化できる仕組みづくりの推進、重層的支援体制整備事業の支援会議等を活用した市職員、市内支援関係者等間の連携強化の推進というものを挙げております。説明は以上です。

(委員長)

基本目標5について、何か御意見はありますか。

(特になし)

基本目標5についてはこの場での御意見はなさそうですね。では本日ひと通り基本目標1から5に沿って御確認いただいて、いくつか御意見をいただきましたので、そこは修正していくということになるかと思っています。

(委員)

前々回の検討会で、「出所者、在所者等」という表現が、すごく強い感じがして、例えば、犯罪をした者といったような表現はどうかといった話がされていたかと思うのですが、全編に渡る話になってしまいますが、犯罪をした者等くらいの柔らかい表現にしたらどうかと思いました。出所者がみんな泊江市に来るみたいな感じに、受けるインパクトが私は強い感じがしています。パブリックコメントをされるので、市民の方はどういう風にお感じになるだろうかというのは、その時に出てきた御意見によるのかなと思っています。

(委員長)

この言葉は、このまま市民向けに出ていくのでしょうか。

(事務局)

そうですね。通し番号の28ページを御覧ください。こちらで定義させていただいているのが、まず矯正施設に在所又は在院されている方を「在所（院）者」という形で定義し、それから矯正施設から出所又は出院された方を「出所（院）者」と定義するとともに、入口支援の話もございましたので、被疑者・被告人等で不起訴、起訴猶予、罰金又は執行猶予の言い渡しを受けて釈放された方も含めて「出所（院）者等」という形で定義をさせていただいております。確か以前の議論の中でございましたのが、国の再犯防止等の推進に関する法律の中では、犯罪をした者等という表現がありまして、その表現よりはこちらの表現の方が柔らかいのではないかということはあったかなと思うのですが、国の法律に従った犯罪をした者という表現と、今まで使っている在所（院）者、出所（院）者等という表現をどう整理するのかというところかなと思います。

（委員長）

定義の問題は結構難しく、警察段階で微罪処分になった人はどうするのかといった議論もあり、それは再犯防止推進法だと対象外ですというのが、国会の議論の中でもあったりして、できるだけ範囲を限定しましょう、広げないようにしましょうという作りにはなっています。その一方で、福祉との関係でいくと、明確な区切りは難しいでしょうし、あなたはOKで、あなたダメですと扱うのは難しいでしょうから、この施策のところは1つずつ定義を付けていくと結構難しいなとは思いますが。

犯罪をした者という表現か、出所したものという表現かの今2択になっていますが、全体をカバーするような表現があった方がいいのかという議論だと思いますが、どうでしょうか。

（委員）

この表現は、他の区市町村ではあまりしてないので、そう考えると革新的ですごいかなという気がします。したがって、パブリックコメントでお聞きするのもいいかなとは思いますが、あまりにマイルドにしすぎるのも問題かなとも思います。

（委員長）

犯罪をした者という表現の方が強いといえば強いかもしれませんが、どちらが強いかとするとそれぞれの受け止め方があるかもしれませんがね。パブリックコメントで何か意見があれば、それを考慮するというので、特になければこのままで良いのではないかと御意見でしょうか。

（委員）

一般市民の意見ですと、やはり「出所」と聞くと、少しマイナスの印象が強いかなと感じます。例えば、「入所」と「退所」という方が自分から出入りをした感じがしてもう少しマイルドな印象が持てるのかなと感じました。

（委員長）

退所という表現は矯正施設でしますか。

（委員）

刑事司法機関ではあまり退所という言葉は使いませんし、法律上ありませんね。

（委員長）

委員の表現は言い得て妙ですが、自分の意思で出て行ったような表現になりますね。それは実態がそうではないので、退所としてしまうのは難しそうだというのが実務家の御意見ですね。

皆様の御意見を受けてもう一度検討はいたしますが、一度検討したところでもありますので妙案がなければ今の点は現状で行こうかなという方向で少し保留とさせていただければと思います。パブリックコメントの意見も聞いてみたいという御意見については承りました。

その他、基本目標5について御意見ありますでしょうか。

(特になし)

では、事務局から補足の説明がありますのでお願いします。

(事務局)

今後のスケジュールについて共有させていただきます。本日委員会内で皆様から御意見をいただきましたが、追加の御意見や御質問も今後あるかと思しますので、その部分については、期間が短くて大変申し訳ございませんが、11月16日(木)までに御意見をいただきたく存じます。本日いただきました御意見と追加でいただいた御意見を事務局の方で反映させていただきます。委員長に御了承いただいたものを中間答申案として、11月20日頃までに確定できればと考えております。その後、中間答申案として出していただいたものを庁内の会議体であります地域共生社会推進会議において、本計画を含めた計画の中間答申案について審議をしたのちに本委員会から市長に中間答申をいただければと思っております。その後、中間答申案を踏まえ本計画の素案を市の方で作らせていただき、素案及び素案に対するパブリックコメントの実施について庁議に付議し、審議いたします。その後、12月上旬から1月上旬にかけて、パブリックコメントを実施し、市民から御意見をいただく予定です。その先のスケジュールとしては、パブリックコメントでいただきました御意見の回答案及び素案への反映をどうするかについて庁議に付議し、審議を行います。審議後の素案を最終答申案として次回2月16日の委員会で御審議いただき、委員長から市長へ最終答申をいただきます。その後、最終答申について庁議に付議し、審議を行い、年度内には計画として確定する予定でおります。説明は以上です。

(委員長)

今の流れについて御質問ありますでしょうか。

(特になし)

中間答申と最終答申は、ドラスティックに大きく変わるわけではなく、中間答申の内容がほとんど上がっていくと理解しております。したがって、中間答申が重要であるということに変わりはありません。その上で、今回の議論と16日までにいただいた御意見を踏まえて事務局で修正案を作ってください、それを私が確認して了承して確定をさせていただきたいと思っております。その部分について御一任いただけるとありがたいのですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

どうしても皆様にお諮りした方が良いということがあれば、急遽御意見を承るということもあるかもしれませんが、皆様からの御意見を受けて修正案なりを出していただき、それを私が了承して確定していくという流れにしたいと思っております。

(異議なし)

ありがとうございます。助かります。では最後に「その他」ということで事務局から説明をお願いします。

(事務局)

91 ページ【資料5】及び112 ページ【資料6】を御覧ください。8月21日に開催された臨時会及び9月5日に開催された第2回会議の会議録(案)です。内容を御確認いただき、修正点がありましたら、11月21日(火)までに、事務局にメール等で御連絡をお願いいたします。137 ページ【資料7】を御覧ください。次回の委員会は、令和6年2月16日(金)午後6時から午後8時まで、場所は本日と同じ防災センター402・403 会議室となります。内容としては、最終答申案について御審議いただく予定でおります。事務局からは以上です。

(委員長)

何か御質問等がございますでしょうか。

(特になし)

中間答申案に関する御意見があれば11月16日(木)まで、議事録について御意見があれば1週間後の11月21日(火)までに御連絡をいただきたいということでした。また、次の会議予定は令和6年2月16日(金)となりますのでよろしくお願いいたします。

特に全体を通して何かございますでしょうか。

(特になし)

委員、申し訳ありませんでした。資料1-3について時間内に補足等があればいただこうと思っていたのですが、時間を設けることができませんでしたので、もし資料1-3を御確認いただいて、何かお気づきの点があれば事務局にお戻しく下さい。

(委員)

かしこまりました。

(委員長)

ヒアリングの結果だそうです。内容については、この会議の場で今十分活用させていただいたところです。

では、その他特になければ、ここまでで今日の議題は終了といたします。ありがとうございました。

(了)

## 狛江市再犯防止推進計画策定検討委員会 名簿

氏名	所属	選出区分
辰野 文理	国士舘大学法学部 教授	有識者（学識経験者）
加藤 雅江	杏林大学保健学部健康福祉学科 教授	市民福祉推進委員会委員
安藤 久美子	聖マリアンナ医科大学神経精神科学教室准教授	有識者（学識経験者）
愛甲 悦子	調布・狛江地区更生保護女性会 会長	更生保護団体、施設等関係者
金井 悟	調布・狛江地区協力雇用主会会長 株式会社加藤商事 総務部長	更生保護団体、施設等関係者
須田 啓文	狛江分区保護司会 会長	更生保護団体、施設等関係者
土公 千鶴	東京保護観察所立川支部 支部長	更生保護団体、施設等関係者
西田 麻衣子	愛光女子学園 次長	更生保護団体、施設等関係者
大井 康裕	東京都多摩児童相談所 児童福祉担当課長代理	社会福祉関係者
小林 良子	東京社会福祉士会司法福祉委員会 委員長	社会福祉関係者
河口 隆	調布警察署生活安全課 課長	警察関係者
箕輪 明久	公募市民委員	公募市民委員